

新座市高齢者福祉計画
新座市介護保険事業計画

第5期計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年2月

新 座 市

— 目 次 —

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の概要	2
1 計画改定の趣旨	2
2 計画の性格及び位置付け	3
3 計画の法的位置付け	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
6 計画策定後の点検体制	5
第2節 高齢化の現状	6
1 総人口及び世帯数の推移	6
2 65歳以上人口の推移	7
3 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移	8
4 高齢者のいる世帯の推移	9
第3節 介護保険の実施状況	10
1 要支援・要介護認定者数の推移	10
2 要介護度別認定者数の推移	11
3 サービス給付費の推移	12
4 居宅・施設別の支給額の推移	13
第4節 介護保険に関する高齢者の意識等	14
1 回答者自身の状況や介護保険に関する意識	14
2 介護予防に関するリスクの状況	17
第5節 高齢者数等の将来推計	20
1 総人口及び65歳以上人口	20
2 年齢別の高齢者数	21
3 要支援・要介護認定者数	23
4 要介護度区分別の要支援・要介護認定者数	24
第6節 日常生活圏域の設定	25
第2章 基本理念と基本目標	29
第1節 計画の基本理念	30
第2節 5つの基本目標	31
基本目標1 地域包括ケア体制の構築	32
基本目標2 総合的な介護予防の推進	34

基本目標 3	安心して利用できるサービス環境の整備	36
基本目標 4	権利擁護と介護者支援の推進	37
基本目標 5	生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進	38
第 3 節	基本目標に基づく施策の体系	39
基本目標 1	地域包括ケア体制の構築	39
基本目標 2	総合的な介護予防の推進	39
基本目標 3	安心して利用できるサービス環境の整備	40
基本目標 4	権利擁護と介護者支援の推進	41
基本目標 5	生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進	41
第 3 章	個別施策の展開	43
基本目標 1	地域包括ケア体制の構築	44
1-1	高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とする地域包括ケア体制の整備	44
1-2	地域における連携の強化	46
基本目標 2	総合的な介護予防の推進	48
2-1	健康管理による介護予防の推進	48
2-2	介護予防に関する意識の向上	50
2-3	要支援・要介護状態になることを予防するための施策（二次予防事業）の実施	51
基本目標 3	安心して利用できるサービス環境の整備	53
3-1	介護保険サービス等の基盤整備	53
3-2	介護保険制度を補完する高齢者福祉サービスの充実	55
3-3	ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等に対する支援の充実	57
3-4	事業者及びケアマネジャーとの連携の推進	62
基本目標 4	権利擁護と介護者支援の推進	64
4-1	権利擁護と介護者支援の推進	64
基本目標 5	生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進	66
5-1	地域交流活動の支援	66
5-2	生涯スポーツ・学習活動等の推進	68
5-3	高齢者に優しいまちづくりの推進	70
5-4	こころのバリアフリー施策の推進	70
第 4 章	介護保険サービスの見込量	71
第 1 節	サービスの見込量	72

1	居宅サービス.....	72
2	地域密着型サービス.....	86
3	施設サービス.....	91
第2節	標準給付費の見込み.....	94
第3節	地域支援事業費の見込み.....	95
第4節	高齢者福祉計画において記載すべき見込量等.....	97
第5章	計画推進のために.....	99
第1節	計画推進のために.....	100
第2節	国に対する要望事項.....	102
資料編	105
資料1	公聴会における意見の内容.....	106
資料2	新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）素案に対する意見 等について.....	108
資料3	ワークショップの経過.....	110
資料4	策定体制及び策定経過.....	112
1	新座市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱.....	112
2	新座市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿.....	114
3	新座市介護保険事業計画等策定委員会開催経過.....	115
資料5	諮問・答申.....	117
資料6	新座市の高齢者保健福祉に関する主な施策の歩み.....	118

第 1 章 計画の概要

第1節 計画の概要

1 計画改定の趣旨

本市では平成21年3月に「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第4期計画」（この計画を「第4期計画」と呼びます。）を策定しました。

この第4期計画に基づき、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とする地域ケア体制を強化するとともに、高齢者福祉サービスの充実を図ってきました。また、高齢者の尊厳や権利を保護する観点から、成年後見制度の普及と啓発を進め、高齢者の虐待防止及び保護体制の強化を図ることができました。

介護保険サービスについても、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護、施設拠点として介護老人福祉施設が新たに整備されるなど、地域バランスに配慮した基盤強化を進めてきました。

しかしながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者は今後とも増加していくことが見込まれており、制度の枠にとらわれないインフォーマルサービス※を含めて柔軟な支援が求められていると同時に、重度の要介護者が在宅で安心して生活できるよう地域包括ケアシステム※の構築が重要な課題となっています。

こうした中、平成19年3月に策定した「新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、住民による地域福祉活動が活発化しています。こうした動きを踏まえ、今後は、地域福祉活動とも連携した新たな高齢者支援を確立していくことが求められています。

この計画は、以上のことを踏まえ、高齢者の生活全般にかかる課題に対応するための基本的政策目標とその実現のために取り組むべき施策を明らかにすることを目的に改定するものです。

※ インフォーマルサービス：近隣や地域社会、ボランティア等が行うサービスのことをいいます。公的機関が行う制度に基づくサービス（フォーマルサービス）の対語として使われます。

※ 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことをいいます。

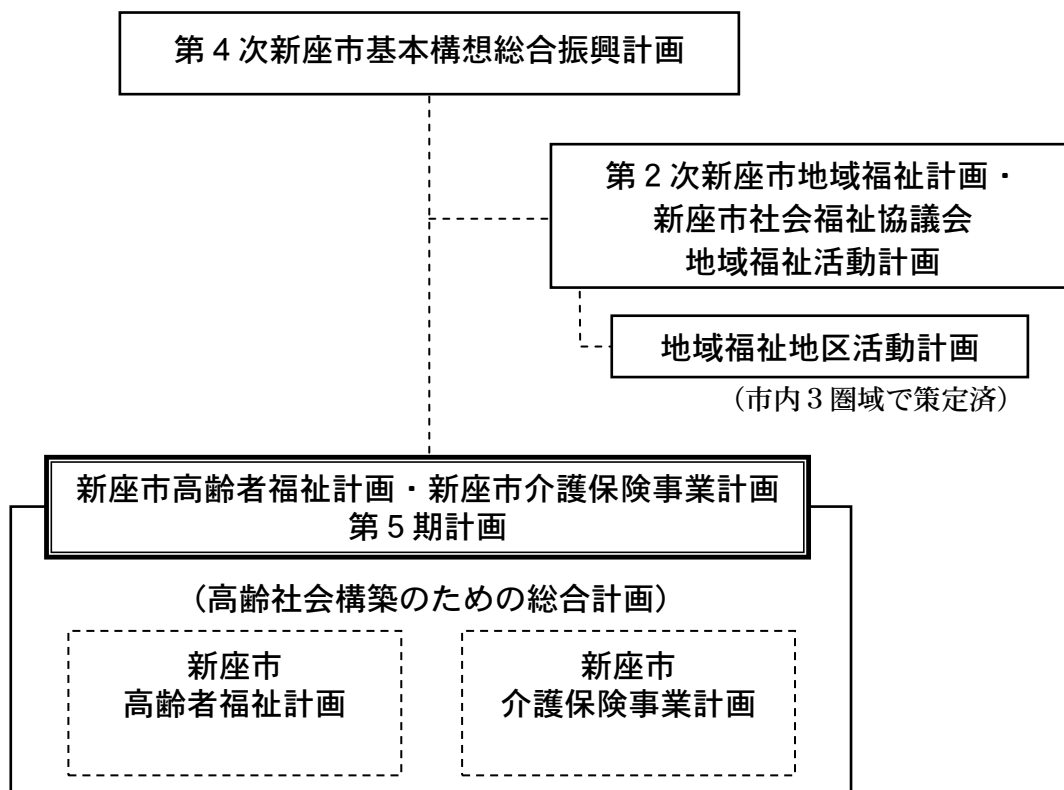
2 計画の性格及び位置付け

この計画は、保健・医療・福祉を始めとする高齢者施策に関する総合計画です。

この計画は、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が一体となり、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、すべての高齢者に対応した施策を展開するものです。

この計画は、市の基本構想総合振興計画との整合性を図るとともに、地域福祉計画・地域福祉活動計画及び地域福祉地区活動計画[※]と整合性を図りながら、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

図 各計画の関連



[※] 本市では、市が策定する地域福祉計画と新座市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体の計画として策定しました。また、この計画を地域で推進するため、日常生活圏域に対応した市内6つの地域福祉圏域ごとに、地域住民等が主体となって地域福祉地区活動計画を策定しており、平成22年度末現在、北部第二地区、南部地区及び東部第二地区において策定されています。

3 計画の法的位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するものです。

4 計画の期間

この計画は、平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成26年度（2014年度）を目標年度とする、3年を一期とする計画です。

なお、この計画は、第3期計画（平成18年度～平成20年度）から第5期計画の最終年度（平成26年度）に至る一連の計画の最終段階という性格を有しています。

計画の期間

年度	平成 18年 2006年	19年 2007年	20年 2008年	21年 2009年	22年 2010年	23年 2011年	24年 2012年	25年 2013年	26年 2014年	
計画 期間	第3期計画 (平成18年度～平成20年度)			第4期計画 (平成21年度～平成23年度)			見直し	第5期計画 (平成24年度～平成26年度)		
							第4次新座市基本構想総合振興計画 (平成23年度～平成32年度)			
							第2次新座市地域福祉計画・ 新座市社会福祉協議会地域 福祉活動計画計画 (平成24年度～平成28年度)			
関連 計画							地域福祉地区活動計画 (市内6地区※)			

※地域福祉地区活動計画は、平成24年度以降は、未策定地区における策定と策定済み地区における改定がそれぞれ行われる予定となっています。

5 計画の策定体制

この計画は、「新座市介護保険事業計画等策定委員会」の諮問・答申を経て策定しました。また、計画素案作成に当たり、高齢者相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所、NPO法人の職員等とのワークショップを開催し、課題と解決策の検討を行いました。

6 計画策定後の点検体制

この計画は、介護サービスに係る基盤整備並びに需給調整を果たす機能を有しているため、事業の進捗状況を毎年度点検します。

特に、健康な高齢者が要支援・要介護状態に移行することを防ぐ介護予防が重要であることを踏まえ、要支援・要介護認定者^{*}の人数や出現率等についてデータに基づく評価を行います。

また、介護を必要としない高齢者に対する健康、生きがい・社会参加、まちづくり等の施策を計画的に推進するため、施策全体に係る定期的な評価、見直しを行います。

この計画は、利用者である市民を中心とした計画であることから、評価・見直しと推進についても、新座市介護保険事業計画等策定委員会において検討を加えていきます。

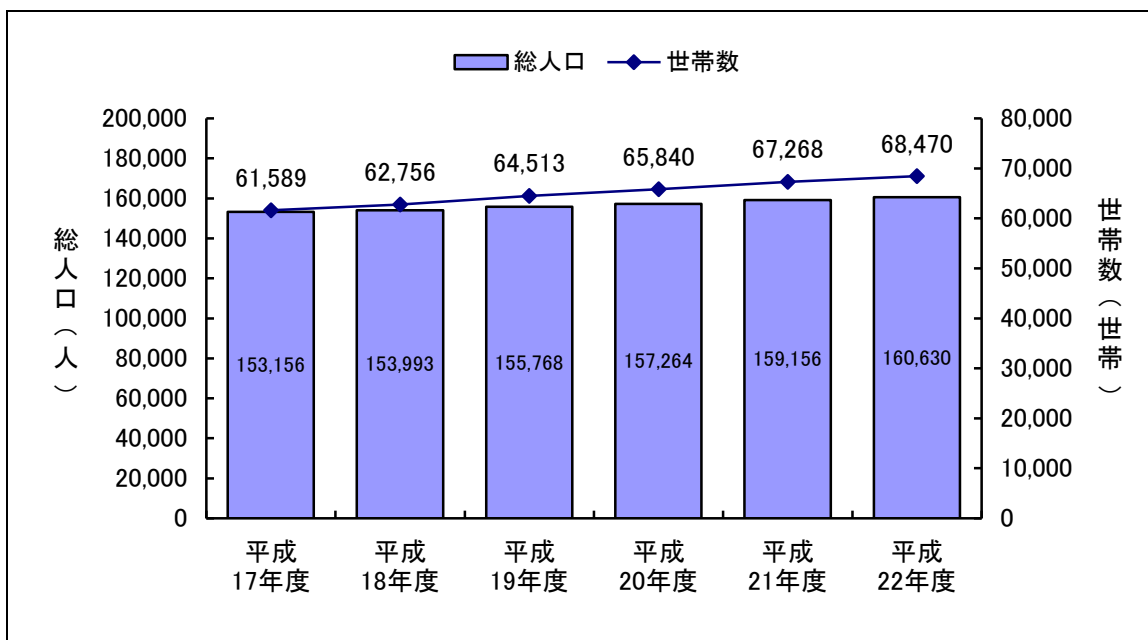
^{*} 要支援・要介護認定者：介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、その要件となる要支援者又は要介護者に該当する要介護状態区分について、市町村が行う認定を受けた人のことをいいます。認定審査は、全国一律の客観的な方法と基準にしたがって行われます。

第2節 高齢化の現状

1 総人口及び世帯数の推移

平成22年度（平成23年1月1日現在）の総人口は160,630人で、世帯数は68,470世帯となっています。これを平成17年度からの推移で見ると、人口、世帯数ともにわずかながら増加しています。また、平成22年度の世帯当たり人員は2.35人で、平成17年からの推移ではわずかながら減少しています。

図 総人口及び世帯数の推移（各年度1月1日現在）



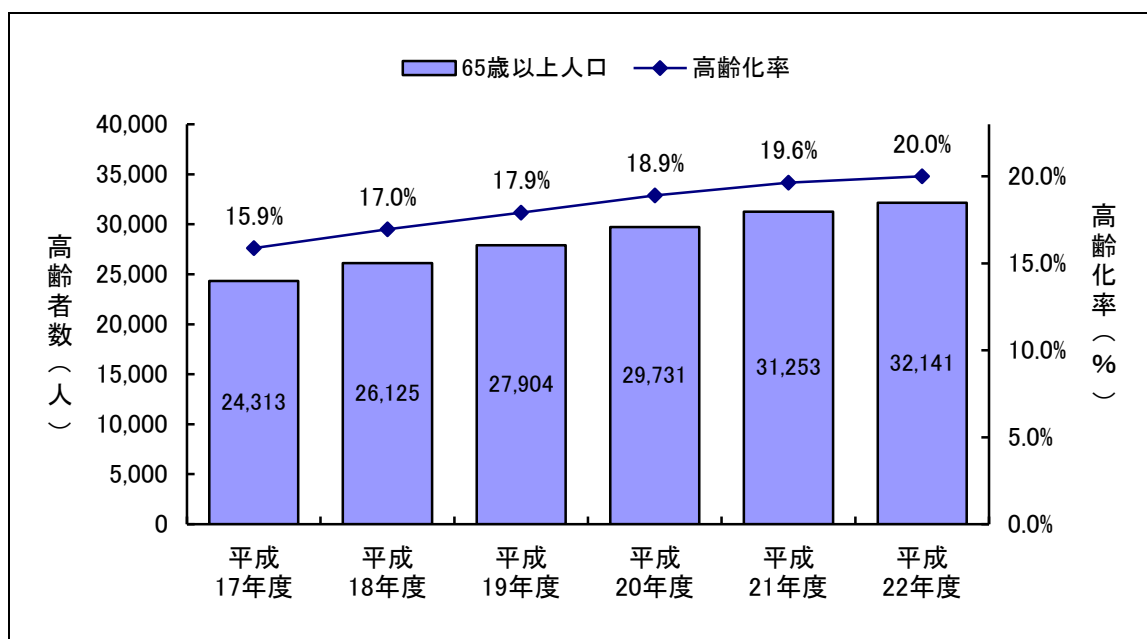
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総人口（人）	153,156	153,993	155,768	157,264	159,156	160,630
世帯数（世帯）	61,589	62,756	64,513	65,840	67,268	68,470
世帯当たり人員	2.49	2.45	2.41	2.39	2.37	2.35

資料：埼玉県町丁字別人口（各年度1月1日現在）

2 65歳以上人口の推移

平成22年度（平成23年1月1日現在）の65歳以上人口は32,141人で、高齢化率は20.0%となっています。これを平成17年度からの推移で見ると、高齢者数の増加とともに、高齢化率も年々高まっており、埼玉県平均と同様の数値となっています。

図 高齢者数及び高齢化率の推移（各年度1月1日現在）



単位：人（%）

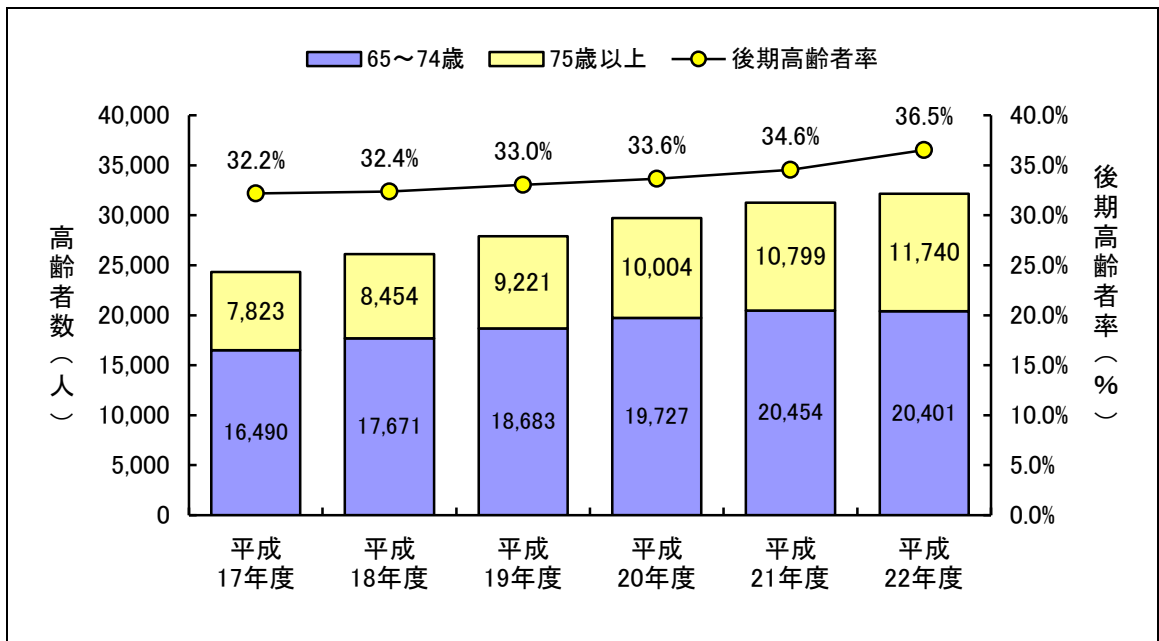
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総人口	153,156	153,993	155,768	157,264	159,156	160,630
40～64歳	53,658	52,889	53,175	53,274	53,704	54,666
65歳以上 (高齢化率)	24,313 (15.9%)	26,125 (17.0%)	27,904 (17.9%)	29,731 (18.9%)	31,253 (19.6%)	32,141 (20.0%)
国・県の 高齢化率						
国	20.1%	20.8%	21.5%	22.1%	22.8%	23.1%
埼玉県	16.2%	17.1%	17.9%	18.8%	19.6%	20.0%

※国は総務省人口推計（各年度10月1日現在）、県は埼玉県町丁別人口（各年度1月1日現在）

3 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移

高齢者数を65～74歳までの前期高齢者、75歳以上の後期高齢者に分けてみると、平成22年度（平成23年1月1日現在）の前期高齢者は20,401人、後期高齢者は11,740人となっています。また、65歳以上人口に占める後期高齢者数の割合（後期高齢者率）は、平成17年度以降、増加する傾向にあります。

図 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移（各年度1月1日現在）



単位：人（%）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
65歳以上 (高齢化率)	24,313 (15.9%)	26,125 (17.0%)	27,904 (17.9%)	29,731 (18.9%)	31,253 (19.6%)	32,141 (20.0%)
うち前期高齢者	16,490	17,671	18,683	19,727	20,454	20,401
うち後期高齢者 (後期高齢者率)	7,823 (32.2%)	8,454 (32.4%)	9,221 (33.0%)	10,004 (33.6%)	10,799 (34.6%)	11,740 (36.5%)
国・県の後 期高齢者率	45.2%	45.7%	46.3%	46.8%	47.3%	48.4%
国 埼玉県	37.9%	37.8%	38.1%	38.2%	38.6%	40.1%

資料：埼玉県町丁字別人口（各年度1月1日現在）

4 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯をみると、平成12年には12,315世帯、総世帯数に占める割合は21.8%でしたが、平成22年には1.7倍の21,536世帯、総世帯に占める割合は33.5%に達しています。

なかでも、近年は高齢夫婦世帯、ひとり暮らし世帯の増加が大きく、高齢夫婦世帯は平成12年の2,307世帯から平成22年には3.1倍の7,099世帯、ひとり暮らし世帯は平成12年の2,199世帯から平成22年には2.2倍の4,822世帯となっています。

図 ひとり暮らし世帯及び高齢夫婦世帯数の推移（各年10月1日現在）

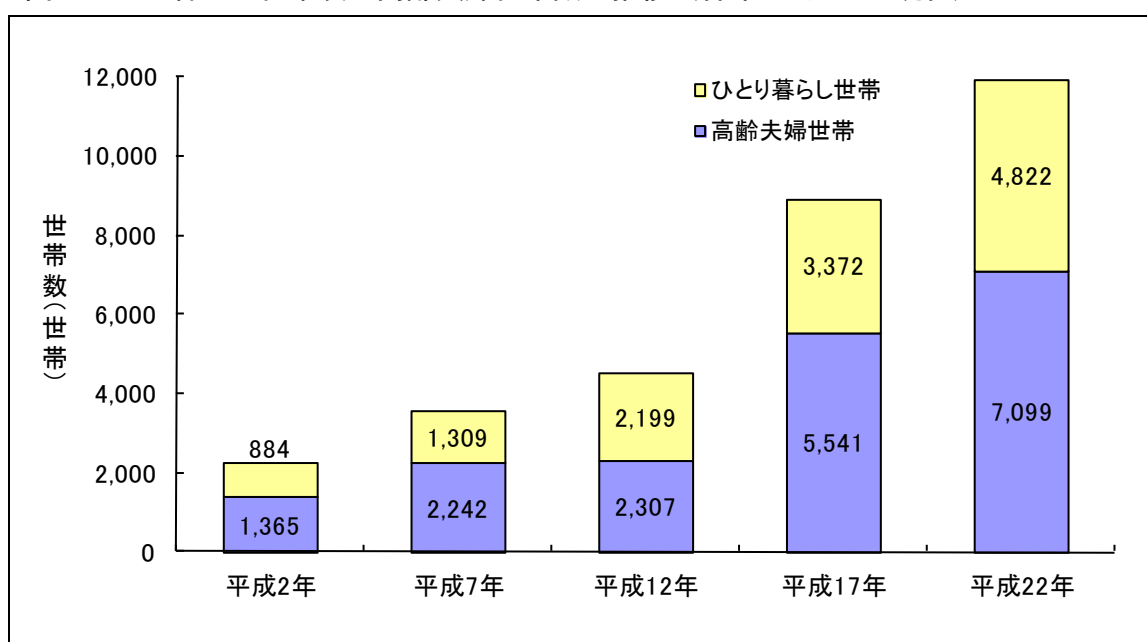


表 高齢者のいる世帯数（各年10月1日現在）

単位：世帯（%）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	46,370 (100.0%)	51,700 (100.0%)	56,406 (100.0%)	59,068 (100.0%)	64,375 (100.0%)
高齢者のいる世帯	6,796 (14.7%)	8,772 (17.0%)	12,315 (21.8%)	16,839 (28.5%)	21,536 (33.5%)
高齢夫婦世帯	1,365 (2.9%)	2,242 (4.3%)	2,307 (4.1%)	5,541 (9.4%)	7,099 (11.0%)
ひとり暮らし世帯	884 (1.9%)	1,309 (2.5%)	2,199 (3.9%)	3,372 (5.7%)	4,822 (7.5%)
同居世帯	4,547 (9.8%)	5,221 (10.1%)	7,809 (13.8%)	7,926 (13.4%)	9,615 (14.9%)

資料：国勢調査

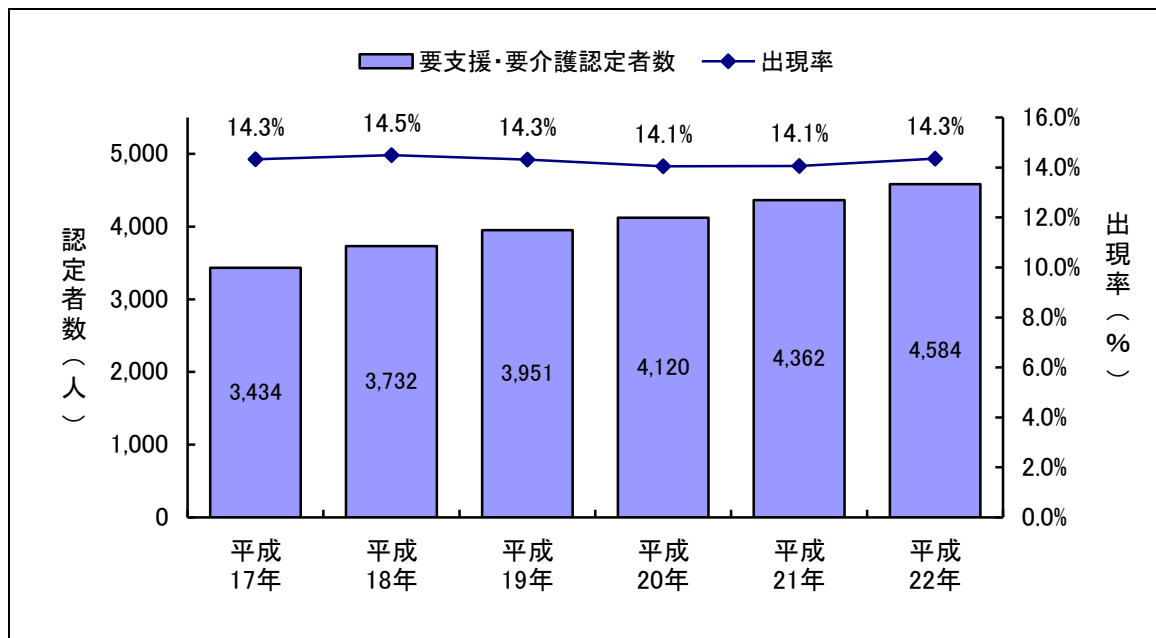
第3節 介護保険の実施状況

1 要支援・要介護認定者数の推移

平成22年（10月1日現在）の要支援・要介護認定者数は4,584人で、65歳以上人口に対する出現率は14.3%となっています。

これを平成17年度からの推移で見ると、要介護等認定者数は一貫して増加傾向にあります。一方、65歳以上人口に占める割合（出現率）は、ほぼ横ばいとなっています。

図 要支援・要介護認定者数の推移（各年10月1日現在）



単位：人（%）

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
65歳以上人口	23,961	25,752	27,592	29,323	31,024	31,950
要介護等認定者数	3,434	3,732	3,951	4,120	4,362	4,584
出現率	14.3%	14.5%	14.3%	14.1%	14.1%	14.3%
埼玉県の出現率	13.4%	13.5%	13.3%	13.2%	13.3%	13.6%

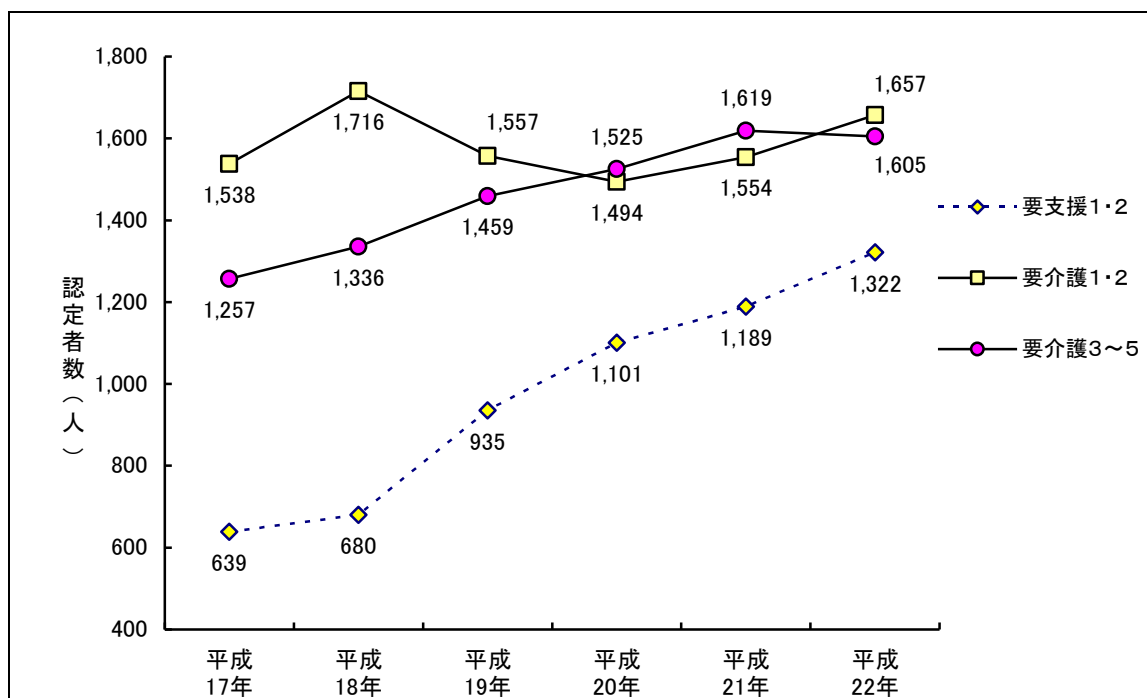
資料：介護保険事業状況報告

2 要介護度別認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、平成18年度までは要介護1・2の人数が他の要介護度に比べて多くなっていましたが、平成19年度の新予防給付の施行に伴い、要介護1の一部が要支援2に移行するなどした結果、平成20年度にかけて減少しました。

平成19年度以降は、要支援1・2が大きく増加しています。

図 要介護度別に見た要支援・要介護認定者数の推移（各年10月1日現在）



単位：人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
要支援1・2	639 (18.6%)	680 (18.2%)	935 (23.7%)	1,101 (26.7%)	1,189 (27.3%)	1,322 (28.8%)
要支援1	639	680	659	661	758	879
要支援2	—	—	276	440	431	443
要介護1・2	1,538 (44.8%)	1,716 (46.0%)	1,557 (39.4%)	1,494 (36.3%)	1,554 (35.6%)	1,657 (36.1%)
要介護1	1,108	1,182	981	817	813	913
要介護2	430	534	576	677	741	744
要介護3～5	1,257 (36.6%)	1,336 (35.8%)	1,459 (36.9%)	1,525 (37.0%)	1,619 (37.1%)	1,605 (35.0%)
要介護3	395	433	521	597	586	491
要介護4	433	479	495	509	575	568
要介護5	429	424	443	419	458	546
計	3,434	3,732	3,951	4,120	4,362	4,584

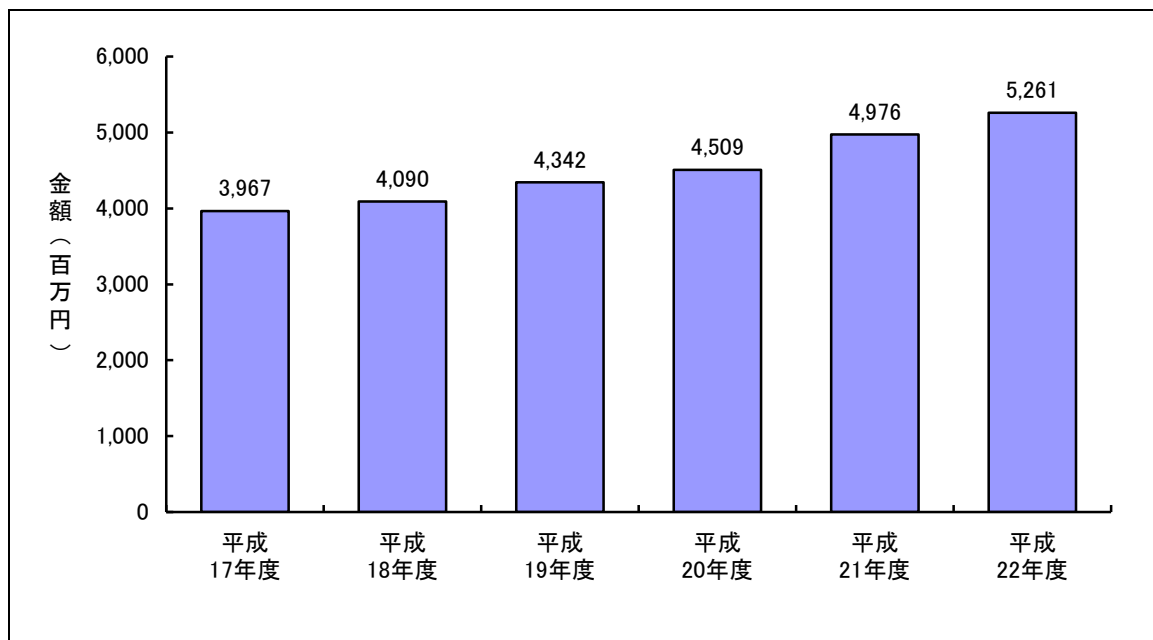
資料：介護保険事業状況報告

3 サービス給付費の推移

サービス給付費は平成17年度の3,967百万円から年々増加し、平成22年度には5,261百万円となっており、6年間で1.3倍の伸びとなっています。

増加の速度は、平成21年度以降にやや大きくなっています。

図 サービス給付費の推移



区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総給付費(百万円)	3,967	4,090	4,342	4,509	4,976	5,261
平成17年を1とする指数	1.00	1.03	1.09	1.14	1.25	1.33

※総支給額は、介護サービス費と介護予防サービス費を合わせた金額であり、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費及び算定対象審査支払手数料は含みません。

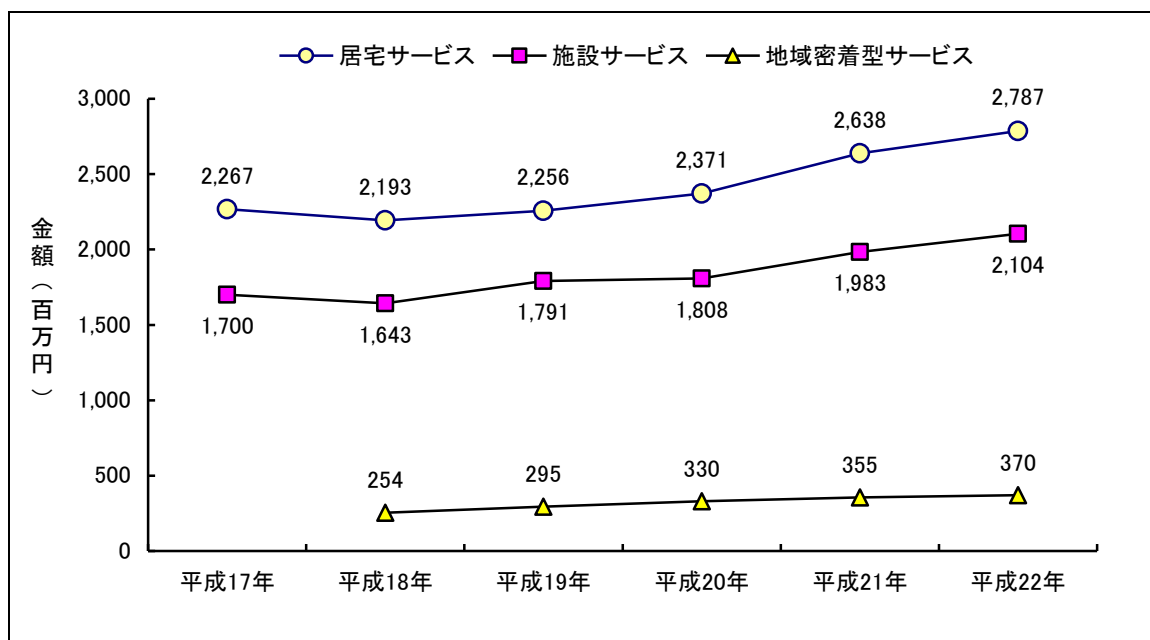
資料：介護保険事業状況報告（年報）

4 居宅・施設別の支給額の推移

サービス支給額の推移を居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスに分けてみると、居宅サービス及び施設サービスは、平成17年度から平成18年度にかけてやや減少したものの、平成19年度以降は増加傾向にあります。

地域密着型サービスは、平成18年度の制度開始以来、緩やかに増加しています。

図 居宅・施設別の支給額の推移



単位：百万円

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
居宅サービス	2,267 (57.1%)	2,193 (53.6%)	2,256 (52.0%)	2,371 (52.6%)	2,638 (53.0%)	2,787 (53.0%)
施設サービス	1,700 (42.9%)	1,643 (40.2%)	1,791 (41.2%)	1,808 (40.1%)	1,983 (39.9%)	2,104 (40.0%)
地域密着型 サービス	-	254 (6.2%)	295 (6.8%)	330 (7.3%)	355 (7.1%)	370 (7.0%)
計	3,967 (100.0%)	4,090 (100.0%)	4,342 (100.0%)	4,509 (100.0%)	4,976 (100.0%)	5,261 (100.0%)

※端数処理の関係から、項目の和と計が一致しないことがあります。

資料：介護保険事業状況報告（年報）

第4節 介護保険に関する高齢者の意識等

※平成23年1月から2月にかけてに実施した「新座市日常生活圏域ニーズ調査」の結果から、高齢者の暮らしに関する意識や介護予防のリスク等について掲載しました。

1 回答者自身の状況や介護保険に関する意識

(1) 暮らしのゆとりの状況

暮らしのゆとりの状況については、「ゆとりがある」が3.8%、「ややゆとりがある」が16.7%で、これらを合わせると20.5%が“ゆとりがある・ややゆとりがある”と回答しています。

一方、「苦しい」が11.8%、「やや苦しい」が21.0%であり、これらを合わせると32.8%が“苦しい・やや苦しい”と回答しています。

(2) 住まいの状況

住まいの状況については、「持家」が86.2%、「民間賃貸住宅（アパート、貸家など）」が6.5%、「公営賃貸住宅（県営、都市機構、公社など）」が4.1%となっています。

図 暮らしのゆとりの状況

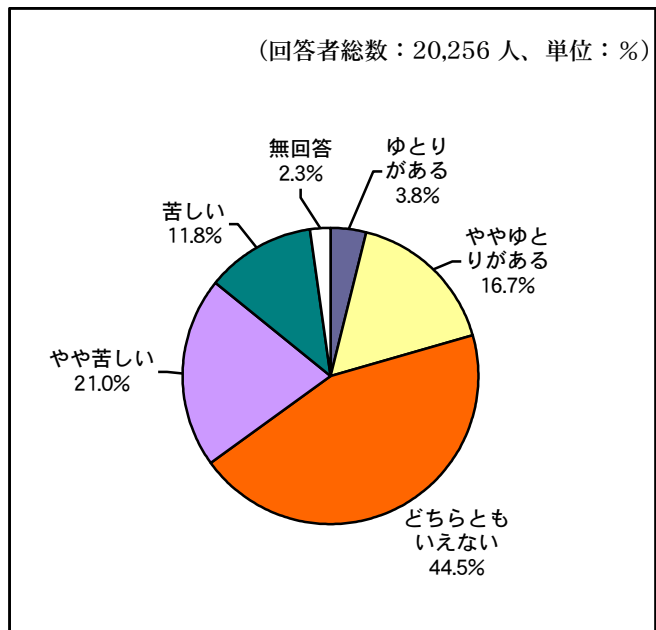
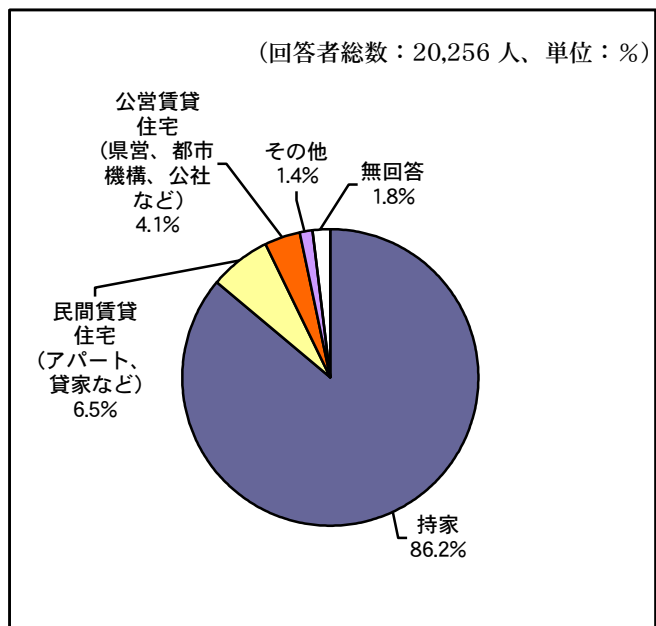


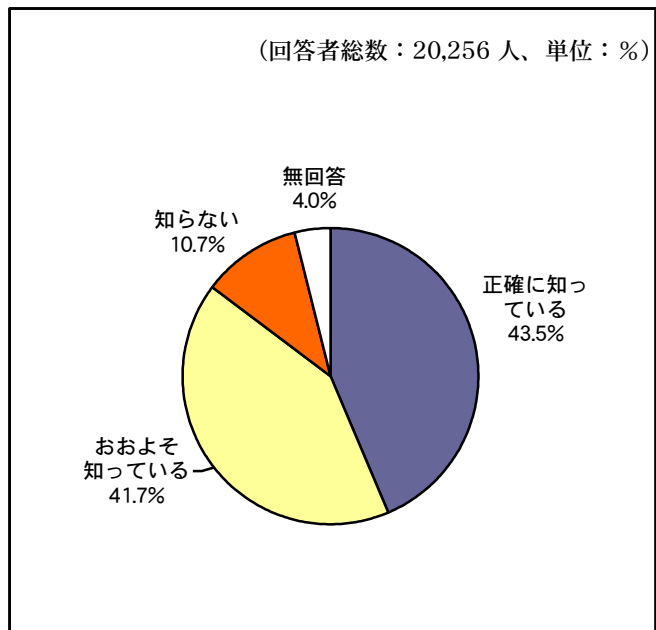
図 住まいの状況



(3) 自分の介護保険料の認知状況

自分の介護保険料の認知状況については、「正確に知っている」が43.5%、「おおよそ知っている」が41.7%であり、これらを合わせると85.2%が“知っている”と回答しています。

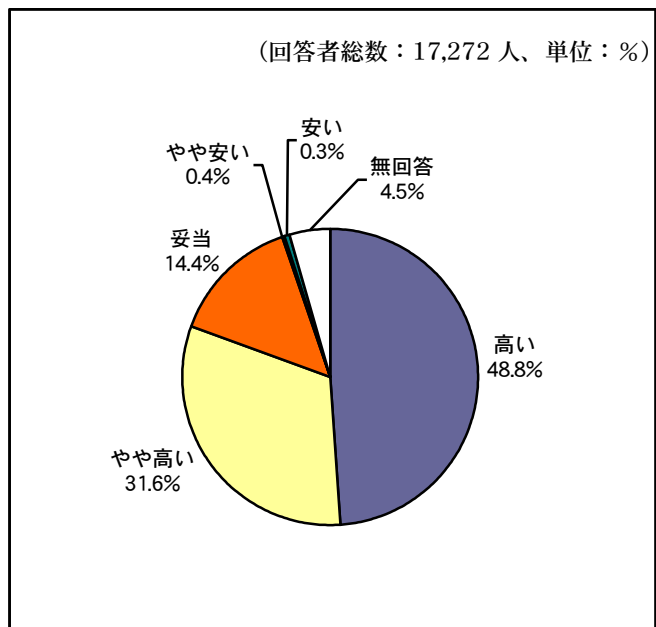
図 自分の介護保険料の認知状況



(4) 介護保険料に対する意識

自分の介護保険料について“知っている”と回答した人に対し、保険料額の収入に対する意識を聞いたところ、「高い」が48.8%、「やや高い」が31.6%であり、これらを合わせると80.4%が“高い・やや高い”と回答しています。

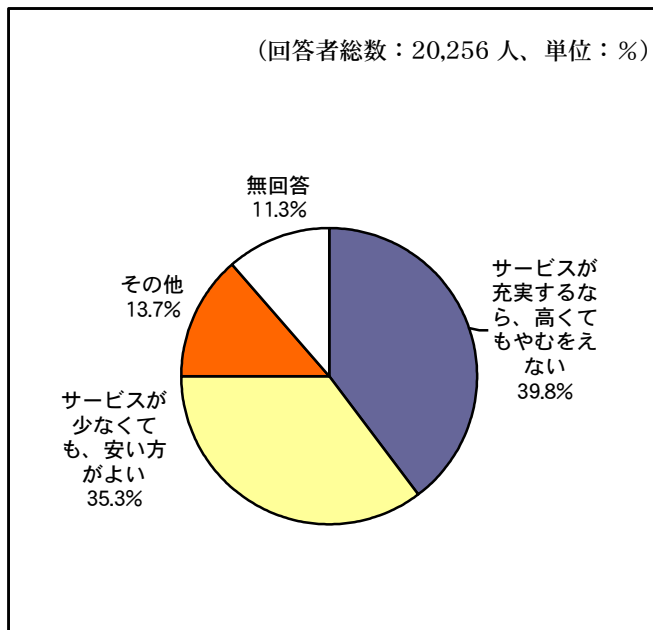
図 介護保険料に対する意識



(5) 介護保険サービスと介護保険料の関係

介護保険サービスと介護保険料の関係については、「サービスが充実するなら、高くてもやむをえない」が39.8%、「サービスが少なくても、安い方がよい」が35.3%となっています。

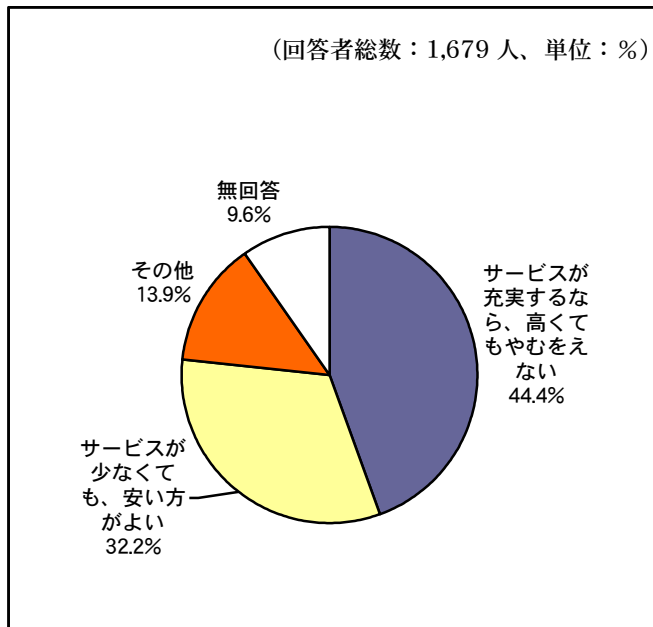
図 介護保険サービスと介護保険料の関係



(6) 介護保険サービス利用者の介護保険料に対する意識

介護保険サービスを利用している回答者を抽出し、介護保険サービスと介護保険料の関係について見たところ、「サービスが充実するなら、高くてもやむをえない」が44.4%、「サービスが少なくても、安い方がよい」が32.2%となっています。

図 介護保険サービス利用者の介護保険料に対する意識



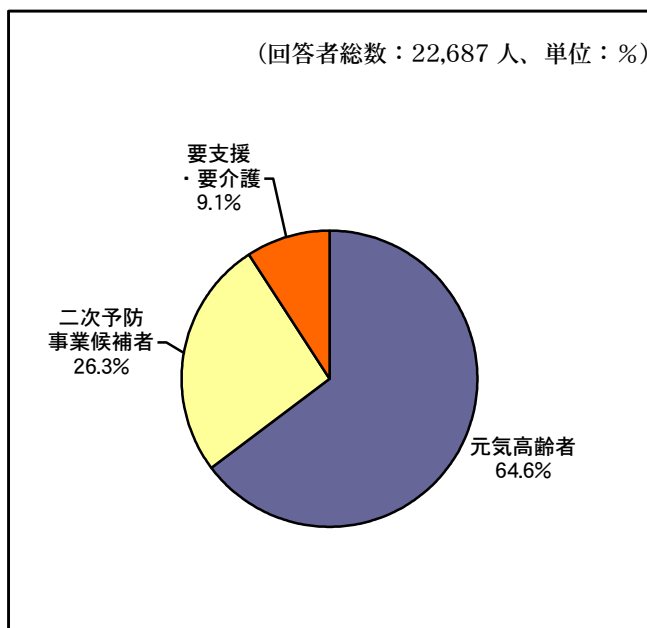
2 介護予防に関するリスクの状況

(1) 基本チェックリスト等による回答者の分類

調査の回答結果を基に回答者の分類を行った結果、回答者全員のうち要支援・要介護状態になる恐れの高い人（二次予防事業候補者）の割合は26.3%となっています。

また、要支援・要介護認定者は9.1%となっています。

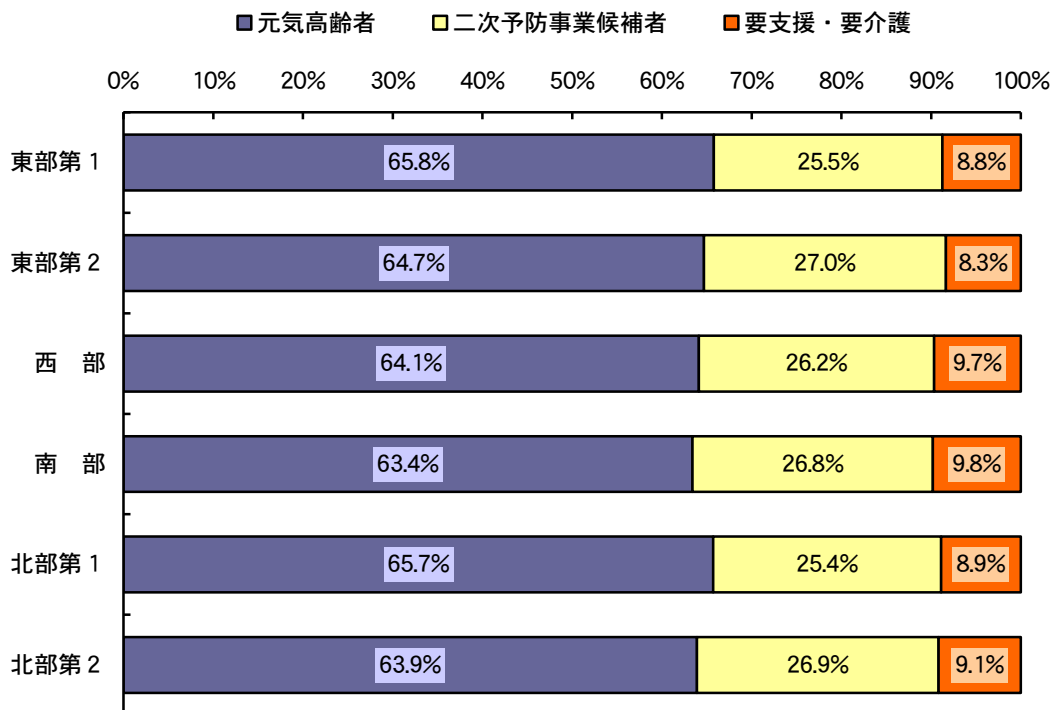
図 基本チェックリスト等による回答者の分類



【日常生活圏域別】

これを日常生活圏域別に見ると、圏域による顕著な格差はみられません。

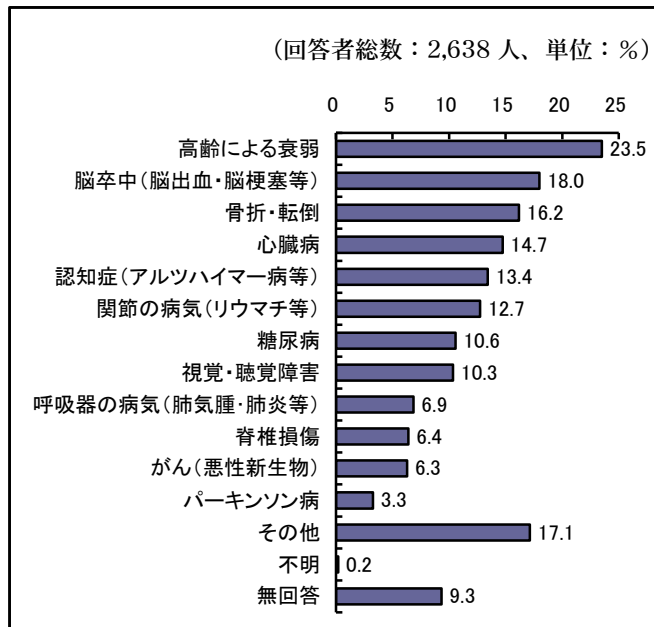
図 日常生活圏域別に見た基本チェックリスト等による回答者の分類



(2) 介護が必要になった原因（介護・介助が必要な人のみ）

要支援・要介護認定者または認定者ではないものの介護・介助が必要であると回答した人に対し、介護が必要になった原因について聞いたところ、「高齢による衰弱」が23.5%で最も多く、次いで「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が18.0%、「骨折・転倒」が16.2%で続いています。

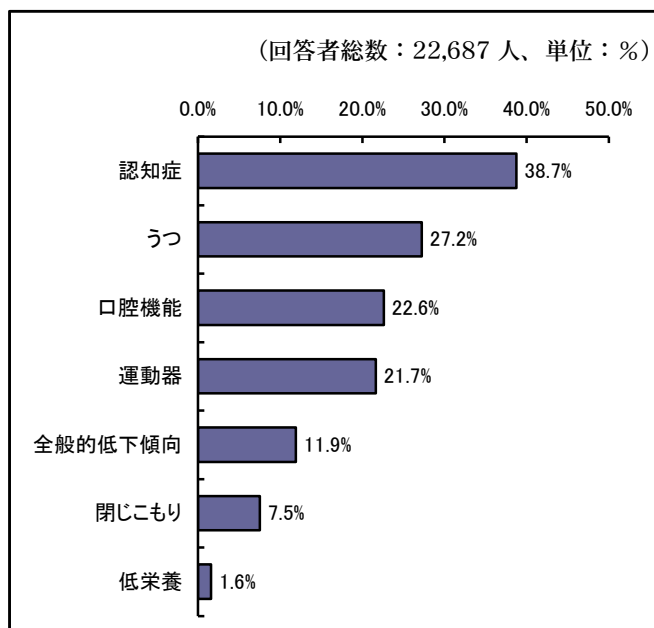
図 介護が必要になった原因



(3) 要介護状態になるリスクの保有率の状況

元気高齢者も含めた回答者全体について、要介護状態になるリスクの項目別の保有率をみると、「認知症」が38.7%で最も多く、次いで「うつ」が27.2%、「口腔機能」が22.6%で続いています。

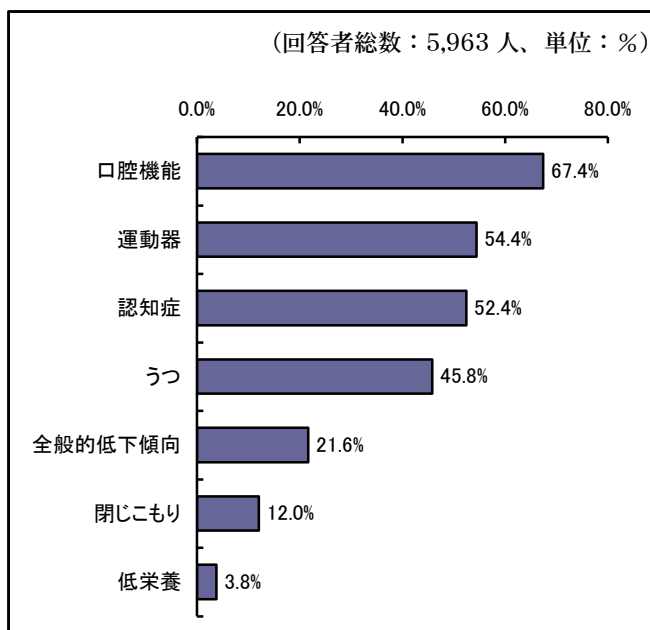
図 回答者全員のリスク保有率（複数回答）



(4) 二次予防事業候補者のみのリスクの状況

要支援・要介護状態になる恐れの高い人（二次予防事業候補者）のみを抽出し、リスク保有者の割合をみると、「口腔機能」が67.4%で最も多く、次いで「運動器」が54.4%、「認知症」が52.4%が続いています。

図 二次予防事業候補者のリスク保有率（複数回答）



第5節 高齢者数等の将来推計

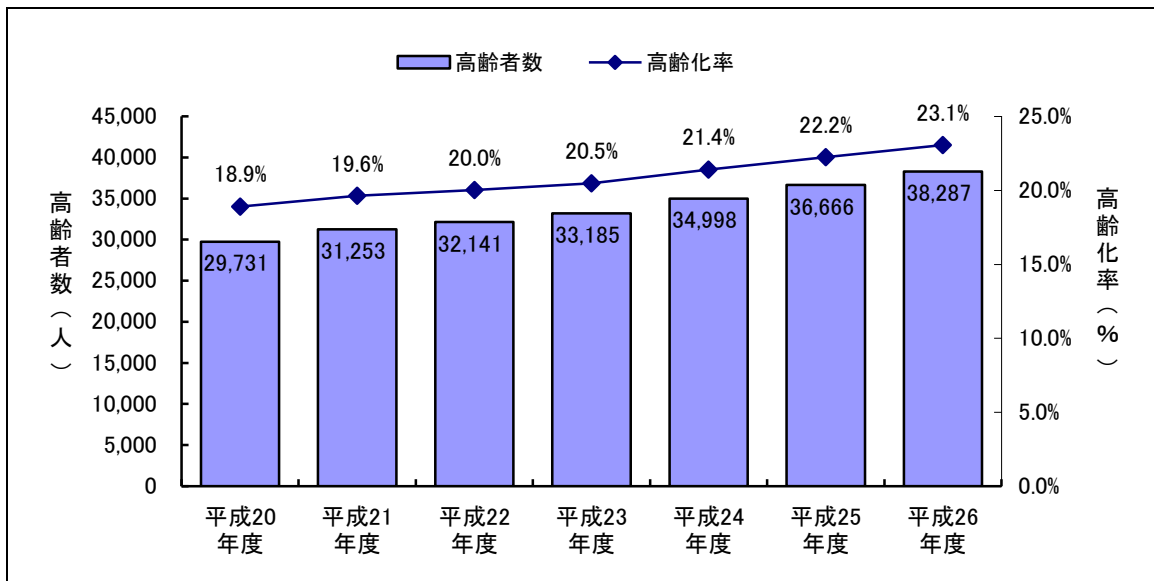
1 総人口及び65歳以上人口

総人口の推計は、平成14年から平成23年の各年1月1日現在の住民基本台帳人口を基にコーホート要因法*を用い1歳別、男女別に行いました。

その結果、総人口は平成22年度（平成23年1月1日現在）の160,630人から平成26年度（平成27年1月1日現在）には1.03倍の166,067人と微増で推移することが予測されます。

一方、65歳以上人口は平成22年度の32,141人から平成26年度には1.19倍の38,287人となり、高齢化率は平成22年度の20.0%から平成26年度には23.1%となると見込まれます。

図 65歳以上人口の推移（各年度1月1日現在）



区分	実績値			推計値			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総数	157,264	159,156	160,630	162,082	163,494	164,821	166,067
65歳以上人口	29,731 (18.9%)	31,253 (19.6%)	32,141 (20.0%)	33,185 (20.5%)	34,998 (21.4%)	36,666 (22.2%)	38,287 (23.1%)
40～64歳	53,274	53,704	54,666	55,568	55,745	56,079	56,210

* コーホート要因法：「コーホート」とは年齢階級のことで、ある年の10歳の人口がn人である場合、翌年には11歳の人口がn人になることを前提に、自然動態（出生・死亡）や社会動態（転入・転出）の動向を加味して推計を行う方法のこと。1歳階級のほかに、5歳階級のコーホートなどがよく使われます。

2 年齢別の高齢者数

本市の高齢者数の推移を、より詳細な年齢に区分してみると、65～69歳が平成21年度から平成23年度にかけて減少し、平成24年度以降、再び増加していくことが予測されます。一方、70～74歳及び75～79歳は一貫して増加していくことが予測されます。

こうした動きを受けて、65歳以上人口に占める後期高齢者の割合は、年々高まっていくことが予測されます。

図 高齢者数（65歳以上）の年齢別人数の推計（各年度1月1日現在）

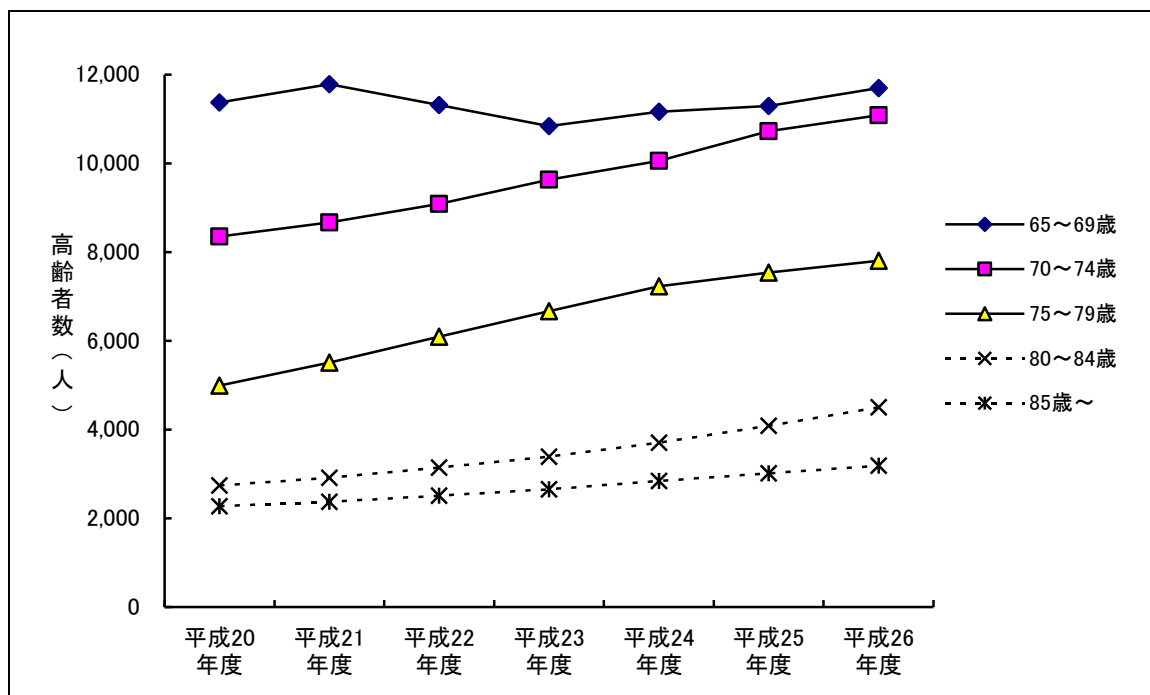


図 前期高齢者及び後期高齢者の割合の推計（各年度1月1日現在）

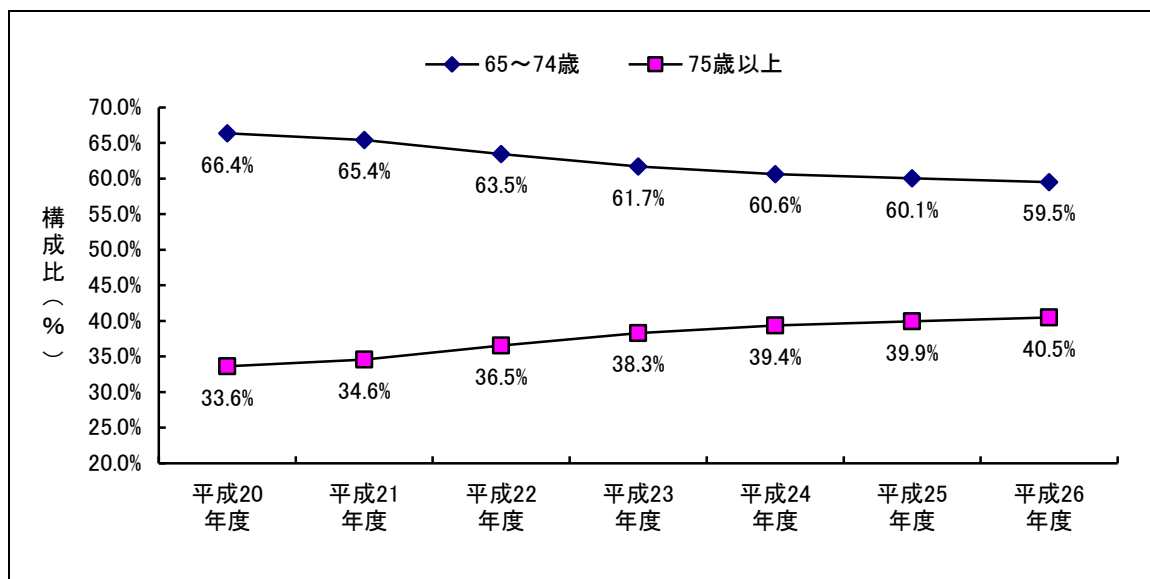
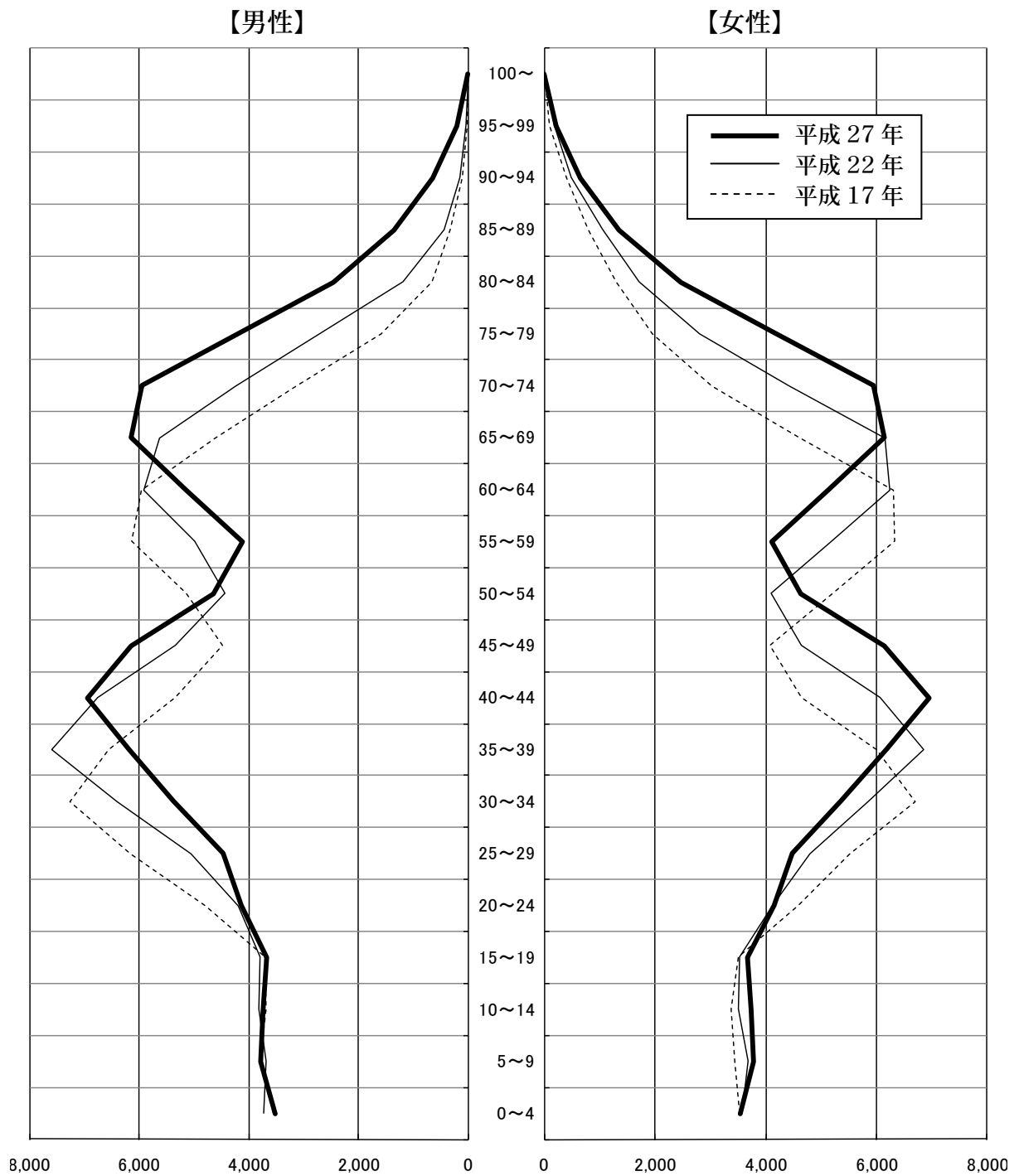


図 人口ピラミッド (各年1月1日現在)



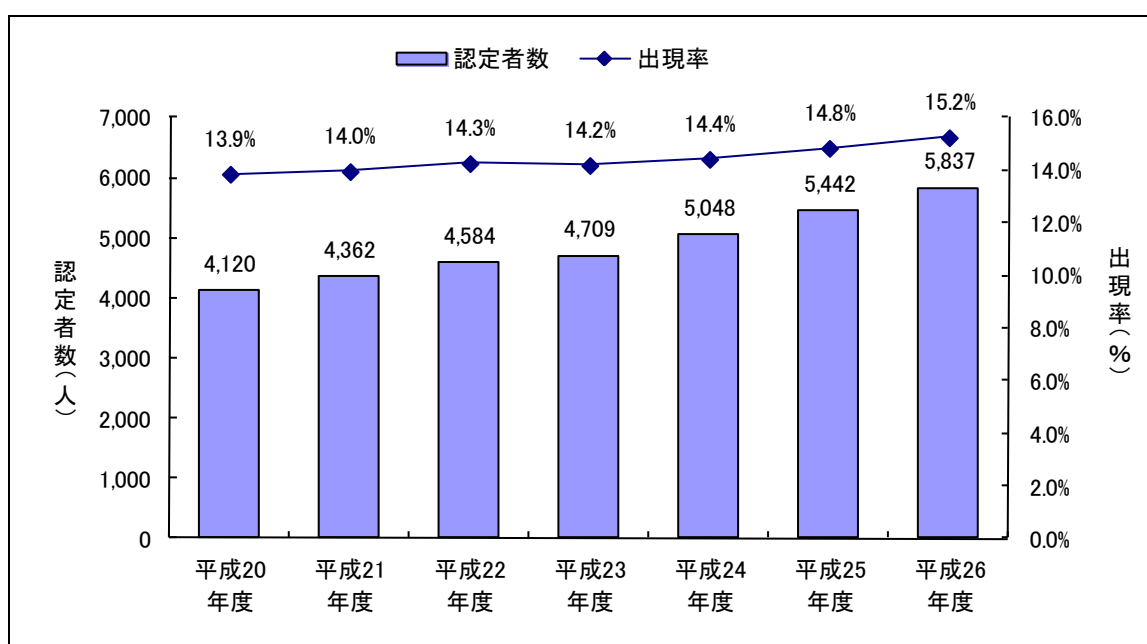
資料：平成 17 年、平成 22 年は埼玉県町丁別人口

3 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の推計は、平成21年度及び平成22年度の男女別・年齢別の要介護（要支援）者の出現率を用いて算出しました。

その結果、後期高齢者の割合の増加に伴って要支援・要介護認定者の出現率は今後とも緩やかに増加し、平成26年度における要支援・要介護認定者数は5,837人、出現率は15.2%となることが予測されます。

図 要支援・要介護認定者数の推計（各年度1月1日現在）



単位：人

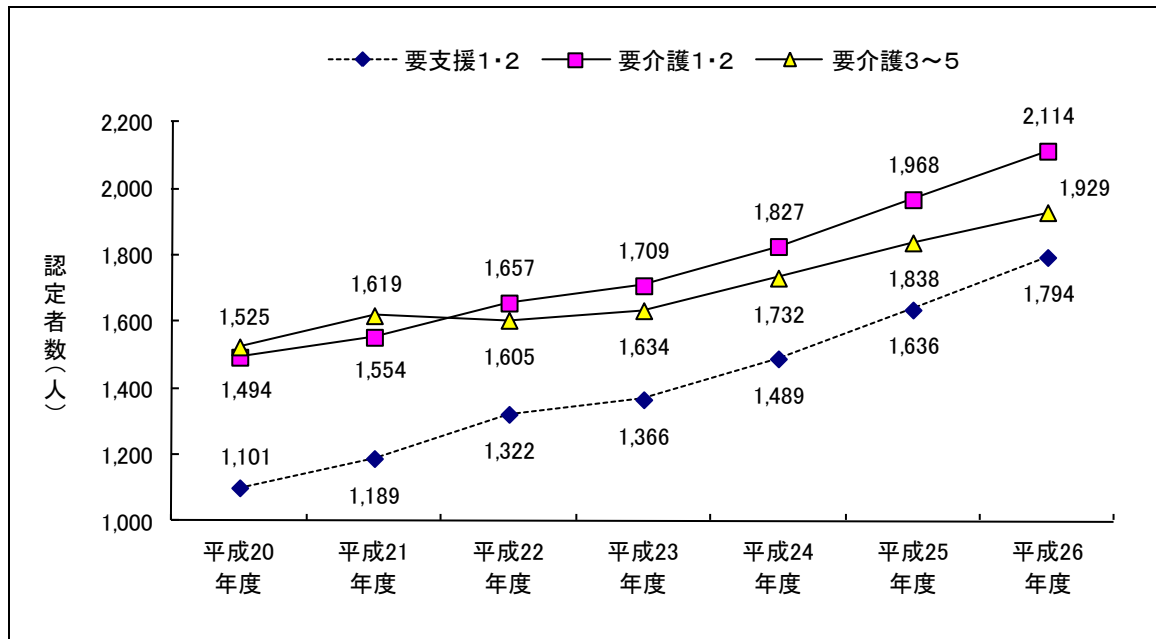
区分	実績値			推計値			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者数(65歳以上)	29,731	31,253	32,141	33,185	34,998	36,666	38,287
要支援・要介護認定者数	4,120	4,362	4,584	4,709	5,048	5,442	5,837
出現率	13.9%	14.0%	14.3%	14.2%	14.4%	14.8%	15.2%

※平成20年度～平成22年度の要支援・要介護認定者数は各年10月1日現在

4 要介護度区別の要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数を要介護度別に推計すると、要支援1・2及び要介護1・2が大きく増加し、平成26年度には要支援1・2が1,794人、要介護1・2が2,114人、要介護3～5が1,929人になるものと見込まれます。

図 要支援認定者数及び要介護認定者数の推計（各年度1月1日現在）



単位：人

区分	実績値			推計値			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援・要介護認定者数	4,120 (100.0%)	4,362 (100.0%)	4,584 (100.0%)	4,709 (100.0%)	5,048 (100.0%)	5,442 (100.0%)	5,837 (100.0%)
要支援1・2	1,101 (26.7%)	1,189 (27.3%)	1,322 (28.8%)	1,366 (29.0%)	1,489 (29.5%)	1,636 (30.1%)	1,794 (30.7%)
要介護1・2	1,494 (36.3%)	1,554 (35.6%)	1,657 (36.1%)	1,709 (36.3%)	1,827 (36.2%)	1,968 (36.2%)	2,114 (36.2%)
要介護3～5	1,525 (37.0%)	1,619 (37.1%)	1,605 (35.0%)	1,634 (34.7%)	1,732 (34.3%)	1,838 (33.8%)	1,929 (33.0%)

※平成20年度～及び平成22年度は各年10月1日現在

第6節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で、必要なサービスを利用できるよう、人口や民生委員・児童委員協議会の活動区域、地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域、生活形態、地域活動等を踏まえ、本市を6つに分けた日常生活圏域を設定し、平成19年4月に高齢者相談センター（地域包括支援センター）*を圏域ごとに設置しました。

今後も引き続き、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心に、住み慣れた地域でいつまでも高齢者の生活が継続できるような支援の充実を図ります。

圏域名	含まれる地区
東部第1地区	池田・道場・片山・野寺
東部第2地区	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	新堀・西堀・本多・あたご・菅沢・野火止1～4丁目
南部地区	石神・栗原・堀ノ内
北部第1地区	東北・東・野火止5～8丁目
北部第2地区	中野・大和田・新座・北野

表 日常生活圏域の人口及び地域資源の状況（平成23年1月1日現在）

①人口及び高齢化の状況

区分	東部第1	東部第2	西部	南部	北部第1	北部第2
総人口（人）	21,882	25,521	31,424	24,922	32,464	24,417
65歳以上人口（人）	4,921	4,940	6,345	5,123	5,549	5,263
高齢化率（65歳以上）	22.5%	19.4%	20.2%	20.6%	17.1%	21.6%
75歳以上（再掲）（人）	1,697	1,730	2,318	1,962	2,041	1,992
高齢化率（75歳以上）	34.5%	35.0%	36.5%	38.3%	36.8%	37.8%
ひとり暮らし世帯（世帯）	503	520	521	665	643	710
高齢者世帯（世帯）	843	699	721	799	821	919

※ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯は平成23年6月1日現在

②高齢者相談センター（地域包括支援センター）・在宅介護支援センター

区分	東部第1	東部第2	西部	南部	北部第1	北部第2	合計
高齢者相談センター	1	1	1	1	1	1	6
在宅介護支援センター				1		1	2
合計	1	1	1	2	1	2	8

* 高齢者相談センター（地域包括支援センター）：介護保険法第115条の45に基づき設置する地域包括支援センターのことであり、新座市では、平成24年度から呼称を「高齢者相談センター」とします。地域包括ケアシステムの中核機関であり、①「介護予防マネジメント」②「総合相談・支援」③「権利擁護事業」④「包括的・継続的なマネジメント」⑤「二次予防事業対象者把握事業」などの機能を担います。

第1章 計画の概要

③生きがい・交流

区 分	東部 第1	東部 第2	西部	南部	北部 第1	北部 第2	合計
老人福祉センター		1		1		1	3
高齢者いきいき広場	2		2		1		5
すこやか広場		1	1				2
公民館	1	2	1	1		1	6
コミュニティセンター			1		1		2
ふれあいの家			1	1	1		3
集会所	6	4	7	7	5	8	37
合計	9	8	13	10	8	10	58

④病院・診療所

区 分	東部 第1	東部 第2	西部	南部	北部 第1	北部 第2	合計
病院				3	2	1	6
診療所	4	3	10	5	18	9	49
歯科診療所	4	6	11	9	20	9	59
合計	8	9	21	17	40	19	114

⑤居宅系サービス

区 分	東部 第1	東部 第2	西部	南部	北部 第1	北部 第2	合計
居宅介護支援（ケアプラン）	4	1	7	7	7	5	31
訪問介護（ホームヘルプ）	3		4	4	8	3	22
訪問介護（乗降介助）	2			1			3
通所介護（デイサービス）	4	4	5	3	3	6	25
通所リハビリテーション			2		1	1	4
訪問入浴介護					1	1	2
訪問リハビリテーション				2		1	3
訪問看護			1	4	1		6
福祉用具貸与				2	1	2	5
特定福祉用具販売		1		2	1	2	6
短期入所生活介護	1	1		1	1	1	5
短期入所療養介護			1			1	2
合計	14	7	20	26	24	23	114

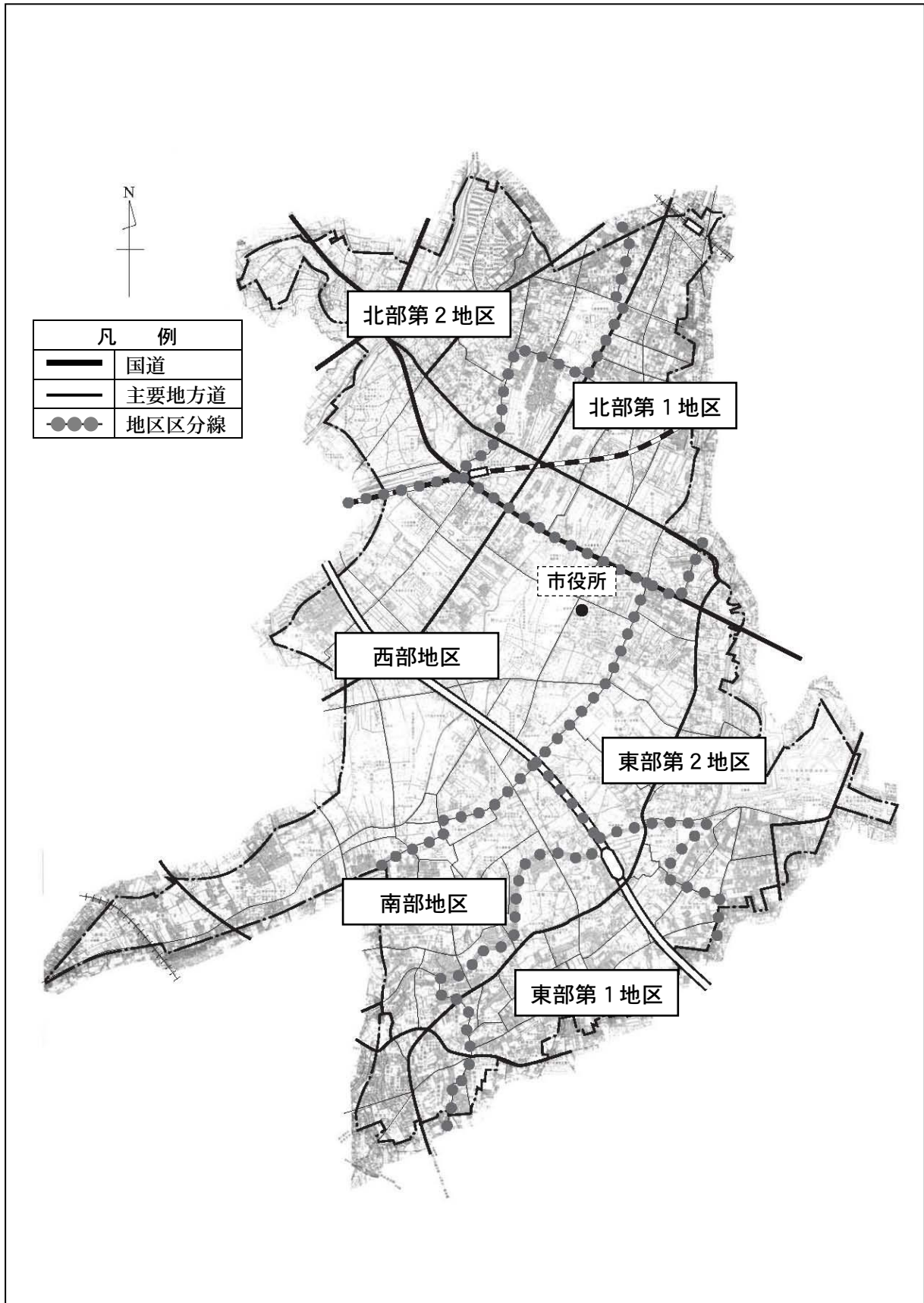
⑥地域密着型サービス

区 分	東部 第1	東部 第2	西部	南部	北部 第1	北部 第2	合計
認知症対応型デイサービス				2			2
小規模多機能型居宅介護			1	1			2
グループホーム			1	2	2	2	7
合計			2	5	2	2	11

⑦施設・居住系サービス

区 分	東部 第1	東部 第2	西部	南部	北部 第1	北部 第2	合計
特別養護老人ホーム		1	1	1	1	1	5
老人保健施設			1			1	2
有料老人ホーム			1		2		3
うち特定施設					1		1
ケアハウス			1				1
合計		1	4	1	3	2	11

図 日常生活圏域図



第2章 基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

新座市は、昭和40年代以降に急激に都市化が進展し、働き盛りの世代とその子どもの世代を中心とする、若年世代の視点でまちづくりを進めてきました。

そしていま、新座市は超高齢社会を迎えようとしています。

これからのまちづくりでは、高齢者だからこそ持ちうる視点や価値観を尊重し、様々な高齢者がそれぞれに自分らしく生活することのできるまちづくりを進めます。

特に、高齢の市民一人ひとりが有する豊かな経験や知識をもって地域社会で活躍し、健康で生きがいのある生活を送ることのできる、活力ある地域社会を市民と行政が協働で創出することを目指します。

同時に、介護や生活上の支援が必要となっても、個人の尊厳が大切にされ、質の高い介護サービスや保健・医療・福祉サービスを安心して利用することのできる福祉社会の創造を目指します。

【基本理念】

高齢者の誰もが人としての尊厳をもって、
住み慣れた家庭や地域で生き生きと自分らしい生活が送れる、
活力ある高齢社会の創造

第2節 5つの基本目標

平成26年には、団塊の世代が65歳に到達し、4人に1人が高齢者となる社会に近づきます。

こうした中では、特に介護予防体制の充実と推進を図り、活力ある地域社会づくりに取り組む必要があります。また、介護サービスを中心とした高齢者へのサービスの強化が求められていることから、引き続きサービスの質の確保・向上及びサービス基盤の整備に取り組めます。

基本目標 1 地域包括ケア体制の構築

基本目標 2 総合的な介護予防の推進

基本目標 3 安心して利用できるサービス環境の整備

基本目標 4 権利擁護と介護者支援の推進

基本目標 5 生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進

基本目標 1 地域包括ケア体制の構築

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、総合的な相談体制や見守り体制の整備が求められています。

そのため、市内に6か所設置した高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核に、地域福祉活動と連携しながら、身近な地域において医療・介護・予防・福祉サービスを一体的、体系的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

【施策の方向】

- 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とする地域包括ケア体制の整備
- 地域における連携の強化

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

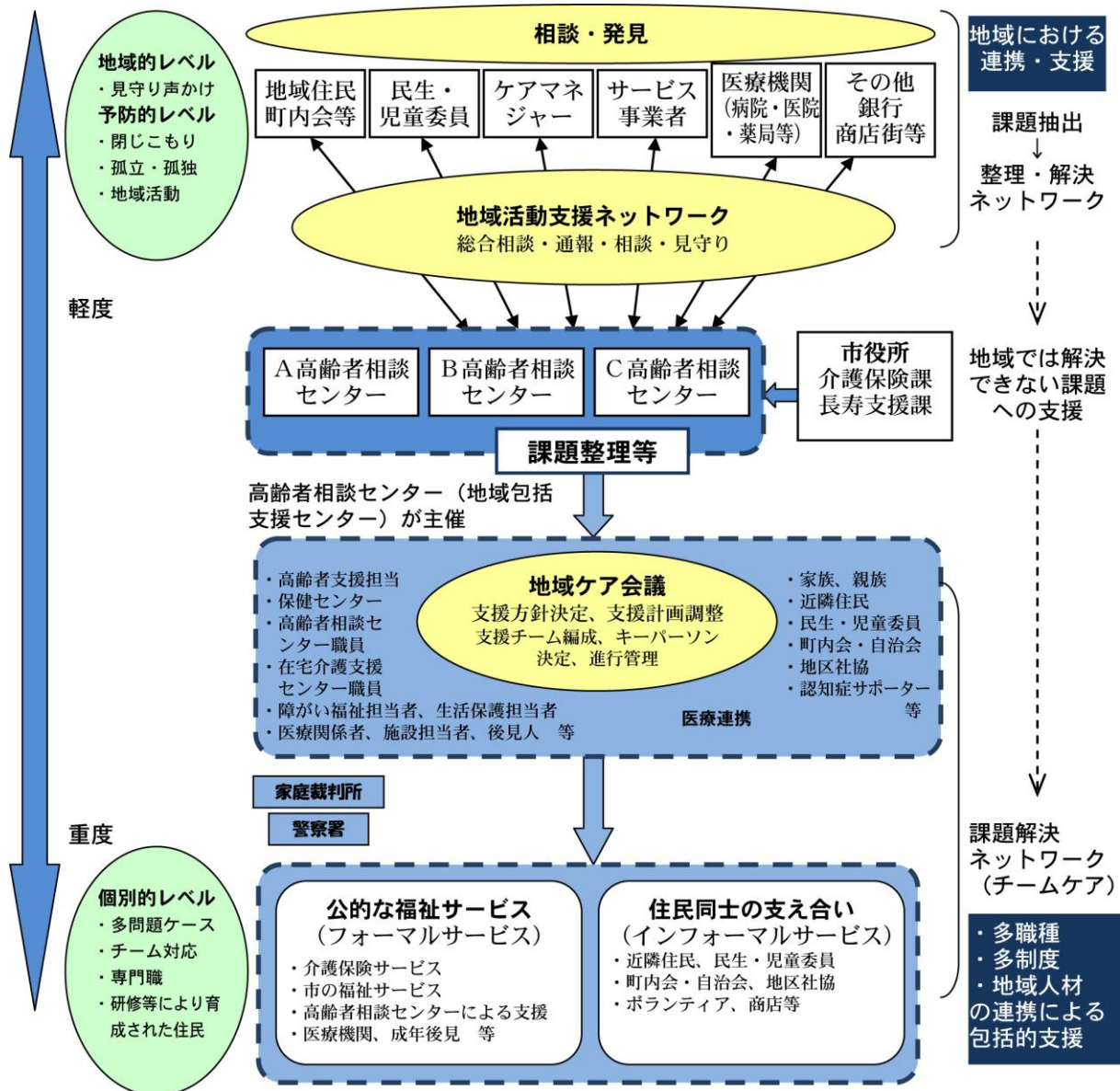
第4期計画では、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の地域への定着がみられ、地域福祉と連動した動きがみられたことが大きな成果となっています。

本市では市内6地区のうち3地区において地域福祉推進協議会が設立され、それぞれ地区の特徴を生かした地域福祉活動が行われていますが、どの地区でも高齢者相談センター（地域包括支援センター）との連携が進んでいます。

そのため、第5期計画では、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制を強化し、身近な相談拠点として地域住民への周知度を高めるとともに、地域住民等による地域福祉活動との連携強化を重点施策として位置付け、推進します。

- 1-1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制強化
- 1-1-2 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の周知度の向上
- 1-2-1 地域ケア会議の充実
- 1-2-2 地域福祉活動との連携強化

図 地域包括ケアの連携フロー



基本目標2 総合的な介護予防の推進

訪問活動体制を強化することによって、介護予防の必要性の高い高齢者を的確に把握するとともに、要介護認定で非該当となった高齢者や要支援の高齢者に対しては、これまで実施してきた市単独の高齢者福祉サービス及び介護予防給付を包括的・継続的なプログラムとして提供することで、引き続き実効性ある介護予防を推進します。

また、要介護状態になる前の段階から、介護予防意識の普及・啓発に努め、統一的な体系の下で効果的なサービスが提供される総合的な介護予防システムを構築します。

【施策の方向】

- 健康管理による介護予防の推進
- 介護予防に関する意識の向上
- 要支援・要介護状態になることを予防するための施策（二次予防事業）の充実

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

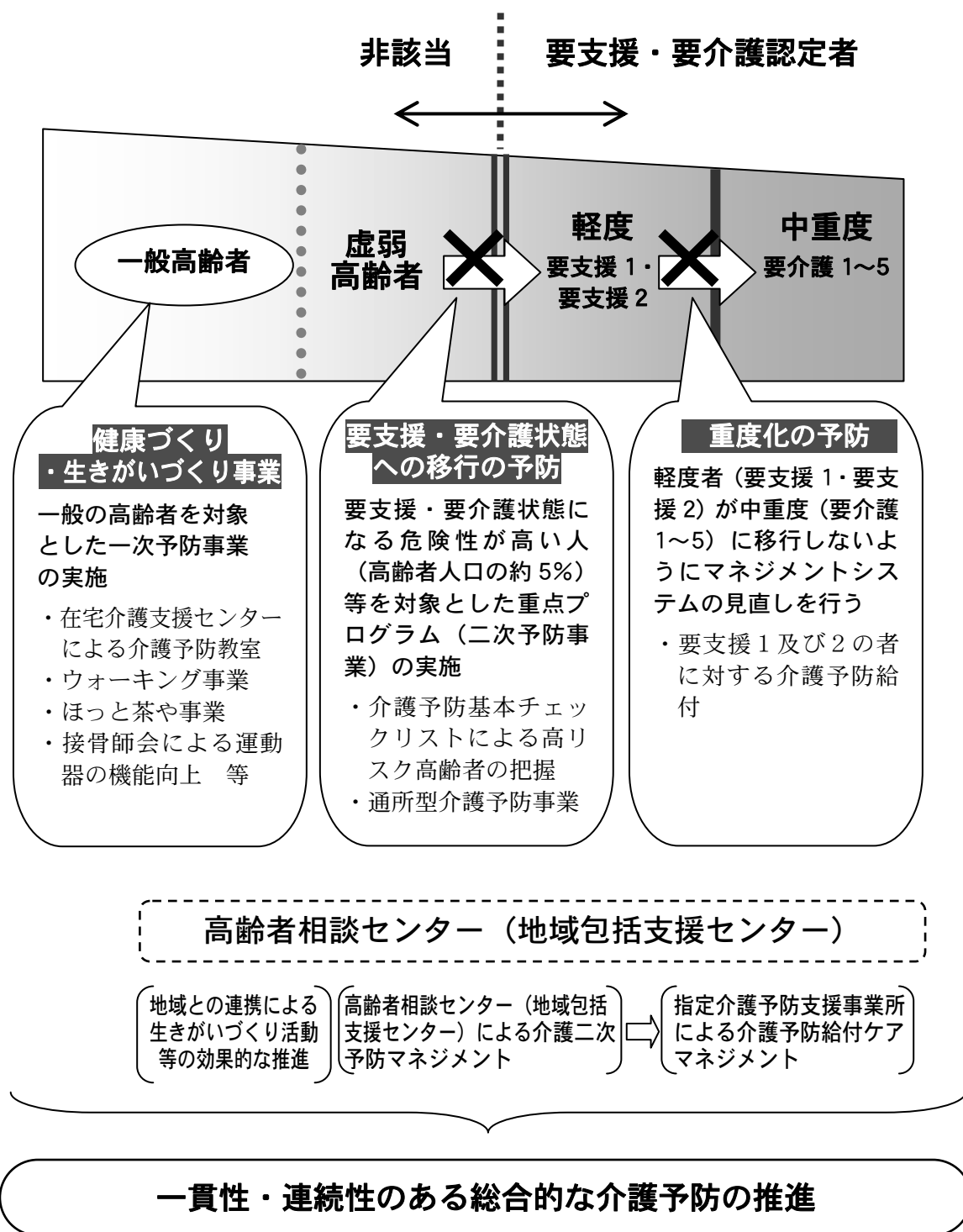
第4期計画では、介護予防教室など高齢者全体を対象に介護予防の意識の向上を図りました。今後は、地域福祉活動の高まりを踏まえ、身近な地域において高齢者が交流できる環境づくりを推進し、交流から介護予防につながるよう活動への支援を行います。

また、要支援・要介護認定者を除く全高齢者を対象に介護予防基本チェックリストを実施し、要介護状態になる恐れの高い高齢者を抽出し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上に関する重点的な介護予防プログラム（二次予防事業）を実施しました。

この方法は介護予防に有効であることが確かめられていることから、今後は、対象者選定の精度向上を図るとともに、介護予防事業の内容を充実し、より多くの対象者が適切なプログラムを受けられる体制を強化します。

- 2-2-3 地域との連携による介護予防の推進
- 2-3-1 対象者把握の充実
- 2-3-2 通所型介護予防事業の実施

図 総合的な介護予防システム



基本目標3 安心して利用できるサービス環境の整備

要支援・要介護高齢者の増加に対応し、安心して利用できるサービス環境の整備を推進します。特に、ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者に対するサービス基盤を拡充するため、身近な地域でサービスが受けられる地域密着型サービス^{*}について、地域バランスに配慮した整備を促進します。

また、介護保険制度開始10年を経過したことを機に市民へのPRを再度強化するとともに、事業者と市の連携並びに事業者相互の連携を強化することにより、質の高いサービスが提供される環境づくりを進めます。

【施策の方向】

- 介護保険サービス等の基盤整備
- 介護保険制度を補完する高齢者福祉サービスの充実
- ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等に対する支援の充実
- 質の高いサービスの提供

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

第4期計画では、2か所目の小規模多機能型居宅介護の開設や施設サービス拠点が未整備の地区への介護老人福祉施設の開設など、地域バランスに配慮したサービス基盤の強化に努めました。

今後は、未整備地区への小規模多機能型居宅介護並びに施設サービス拠点の整備を促進します。

また、居宅サービスでは、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等が不足しているため、これらのサービス基盤の強化に努めます。

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等が増加していくことが予想されるため、誰もが安心して地域で暮らせるよう、見守り活動や認知症への理解を促進していきます。

- 3-1-1 居宅サービスの充実
- 3-1-2 地域密着型サービスの充実
- 3-1-3 施設サービスの充実
- 3-3-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）による見守り活動の充実
- 3-3-3 災害時要援護者対策の推進
- 3-3-7 認知症サポーター養成講座の充実

^{*} 地域密着型サービス：高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、市町村が指定・指導権限を持つサービスで、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などがあります。

基本目標 4 権利擁護^{*}と介護者支援の推進

高齢者のみの世帯の増加による、いわゆる老々介護の増加が見込まれるため、介護者同士の交流機会を提供するなどの介護負担軽減のための取組を推進していきます。

また、判断能力が低下した高齢者等が安心して地域で暮らせるように、日常生活自立支援事業^{*}や成年後見制度の普及及び支援に努めるとともに、高齢者虐待の予防とネットワークによる見守り・支援を行います。

【施策の方向】

● 権利擁護と介護者支援の推進

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

権利擁護に関しては、成年後見制度の利用促進に力を入れてきた結果、ひとり暮らし高齢者等への成年後見制度市長申立において県内で高い実績を上げてきました。

第5期計画では、従来どおりの制度の普及に加え、新たな視点として、後見人等への支援を推進していきます。

また、虐待問題への対応に向けた連携体制の整備と関係者への研修・指導を行います。

- 4-1-3 成年後見制度の普及と支援
- 4-1-4 高齢者虐待に対する予防と対応の充実

^{*} 権利擁護：認知症高齢者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人の権利を擁護するため、権利意識や自己決定能力を高めたり、必要に応じて援助者が代理としてその権利やニーズの表明を行えるようにすることをいいます。

^{*} 日常生活自立支援事業：物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などで、一人で生活していくには不安がある方が安心して生活を送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や日常生活上の手続き、日常的な金銭管理等の援助を社会福祉協議会が実施する事業のことをいいます。

基本目標5 生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画及び地域福祉地区活動計画と整合を図りながら、「自助」・「共助」・「公助」が連携し、生きがいと社会参加を支える地域づくりを推進します。

また、生涯スポーツや生涯学習活動を推進するとともに、外出しやすい環境づくりとしてユニバーサルデザイン[※]のまちづくりを進め、明るく活力のある社会の創出に努めます。

【施策の方向】

- 地域交流活動の支援
- 生涯スポーツ・学習活動等の推進
- 高齢者に優しいまちづくりの推進
- こころのバリアフリー施策の推進

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

これまでも、高齢者等が外出しやすい環境を整えるため、道路・公共施設整備等に併せバリアフリー化を進め、また、公民館、学校教育の場においても高齢者等の生きがい、社会参加を促進する事業を展開してきました。

第5期計画では、市内各圏域にある公共施設をより有効に活用するよう努めます。また、5か所ある「高齢者いきいき広場[※]」や3か所ある「すこやか広場[※]」を今後とも継続して実施するほか、地域福祉地区活動として運営される「しゃべりの家」などの活動を支援するとともに、その上で空白となる地域には「ほっと茶や」事業を推進していきます。

○ 5-1-2 地域における交流拠点の確保

[※] ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。

[※] 高齢者いきいき広場：高齢者が歩いていける身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流等を行う施設として、池田小学校、西堀小学校、東野小学校、八石小学校、新堀保育園に併設したものです。

[※] すこやか広場：地域の方々が買い物ついでに気軽に立ち寄り、様々な交流のできる施設として、新座市が設置しているもので、現在、「あたごすこやか広場」、「栄すこやか広場」の2か所があります。

第3節 基本目標に基づく施策の体系

〔凡例〕 は重点施策

基本目標1 地域包括ケア体制の構築

※平成24年4月の機構改編により、地域支援事業に係る事務が介護保険課から長寿支援課に移管されました。

1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とする地域包括ケア体制の整備

1-1-1	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制強化	P.44	（長寿支援課）
1-1-2	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の周知度の向上	P.44	（長寿支援課）
1-1-3	在宅介護支援センターによる事業の実施	P.45	（長寿支援課）

1-2 地域における連携の強化

1-2-1	地域ケア会議の充実	P.46	（長寿支援課）
1-2-2	地域福祉活動との連携強化	P.46	（長寿支援課、生活福祉課、社会福祉協議会）
1-2-3	医療との連携強化	P.47	（長寿支援課、介護保険課）

基本目標2 総合的な介護予防の推進

2-1 健康管理による介護予防の推進

2-1-1	健康手帳等の普及・活用機会の拡大	P.48	（保健センター）
2-1-2	健康教育の充実	P.48	（保健センター）
2-1-3	健康相談（精神保健相談を含む）の充実	P.49	（保健センター）
2-1-4	訪問指導の充実	P.49	（保健センター）
2-1-5	がん検診の充実と結果の活用	P.49	（保健センター）

2-2 介護予防に関する意識の向上

2-2-1	介護予防教室の充実	P.50	（長寿支援課、保健センター）
2-2-2	「ほっと茶や」事業の推進	P.50	（長寿支援課）
2-2-3	地域との連携による介護予防の推進	P.50	（長寿支援課、保健センター）

2-3 要支援・要介護状態になることを予防するための施策（二次予防事業）の充実

2-3-1	対象者把握の充実	P.51	（長寿支援課）
2-3-2	通所型介護予防事業の充実	P.51	（長寿支援課）
2-3-3	訪問型介護予防事業の実施	P.52	（長寿支援課）

基本目標3 安心して利用できるサービス環境の整備

3-1 介護保険サービス等の基盤整備

3-1-1	居宅サービスの充実	P.53	(介護保険課)
3-1-2	地域密着型サービスの充実	P.53	(介護保険課)
3-1-3	施設サービスの充実	P.54	(介護保険課)
3-1-4	介護保険サービスの適正利用	P.54	(介護保険課)
3-1-5	高齢者の住環境の整備	P.54	(まちづくり計画課、長寿支援課、介護保険課)

3-2 介護保険制度を補完する高齢者福祉サービスの充実

3-2-1	高齢者日常生活用具給付等事業	P.55	(長寿支援課)
3-2-2	移送サービス事業	P.55	(長寿支援課)
3-2-3	介護保険高額介護サービス費等資金貸付事業・ 介護保険利用促進事業	P.56	(介護保険課、長寿支援課)
3-2-4	高齢者居宅改善整備費助成事業	P.56	(長寿支援課)

3-3 ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等に対する支援の充実

3-3-1	高齢者相談センター（地域包括支援センター） による見守り活動の充実	P.57	(長寿支援課)
3-3-2	緊急連絡カードによる支援の充実	P.57	(長寿支援課)
3-3-3	災害時要援護者対策の推進	P.58	(市民安全課、長寿支援課)
3-3-4	生活支援サービス事業	P.58	(長寿支援課)
3-3-5	配食サービス事業	P.59	(長寿支援課)
3-3-6	認知症に対する理解の促進	P.59	(長寿支援課)
3-3-7	認知症サポーター養成講座の充実	P.60	(長寿支援課)
3-3-8	徘徊高齢者等家族支援事業	P.60	(長寿支援課)
3-3-9	緊急連絡システム事業	P.61	(長寿支援課)
3-3-10	重度要介護高齢者手当支給事業	P.61	(長寿支援課)
3-3-11	その他の高齢者福祉サービス	P.61	(長寿支援課)

3-4 事業者及びケアマネジャーとの連携の推進

3-4-1	介護保険制度等に関するPRの充実	P.62	(介護保険課、長寿支援課)
3-4-2	ケアマネジャーの質的向上	P.62	(長寿支援課、介護保険課)
3-4-3	事業者との連携によるサービスの質的向上	P.63	(長寿支援課、介護保険課)

基本目標 4 権利擁護と介護者支援の推進

4-1 権利擁護と介護者支援の推進

4-1-1	家族介護者に対する支援の充実	P.64	(長寿支援課)
4-1-2	福祉サービス利用援助事業の普及と利用促進	P.64	(長寿支援課)
4-1-3	成年後見制度の普及と支援	P.65	(長寿支援課)
4-1-4	高齢者虐待に対する予防と対応の充実	P.65	(長寿支援課)

基本目標 5 生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進

5-1 地域交流活動の支援

5-1-1	老人クラブ活動の活性化支援	P.66	(長寿支援課)
5-1-2	地域における交流拠点の確保	P.66	(長寿支援課、経済振興課)
5-1-3	老人福祉センターの活用と充実	P.67	(長寿支援課)
5-1-4	学校教育との連携による世代間交流の促進	P.67	(長寿支援課、生涯学習課、指導課)

5-2 生涯スポーツ・学習活動等の推進

5-2-1	公民館講座等の充実	P.68	(生涯学習課、長寿支援課)
5-2-2	新座市民総合大学の充実	P.68	(生涯学習課、スポーツ振興課)
5-2-3	生涯学習ボランティアバンクの充実	P.69	(生涯学習課)
5-2-4	スポーツ・レクリエーション活動の促進	P.69	(スポーツ振興課)
5-2-5	シルバー人材センターの支援	P.69	(長寿支援課)

5-3 高齢者に優しいまちづくりの推進

5-3-1	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	P.70	(道路課、まちづくり計画課)
-------	-----------------------	------	----------------

5-4 こころのバリアフリー施策の推進

5-4-1	学校教育における福祉教育の推進	P.70	(指導課)
5-4-2	福祉に関する理解のための啓発	P.70	(生活福祉課、長寿支援課、障がい者福祉課)
5-4-3	ボランティア登録の促進と活動機会の推進	P.70	(コミュニティ推進課、生涯学習課)

第3章 個別施策の展開

基本目標 1 地域包括ケア体制の構築

1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）※を核とする地域包括ケア体制の整備

1-1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制強化

○高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、平成19年度の設置以来5年を経過し、地域に定着しつつあります。今後は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制を充実し、地域包括ケア体制の核としての機能の強化を図ります。

【具体的内容】

- ・職員に対するスキルアップ研修を実施する。
- ・地域住民・専門職と連携し、多問題・困難ケースへの対応を充実する。
- ・職員体制の強化を図り、地域包括支援センター業務と指定介護予防支援事業所業務の役割分担を明確にする。
- ・電算システムのオンライン化により事務処理機能を強化する。

区 分	現況	計 画		
	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者相談センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所

1-1-2 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の周知度の向上

○地域包括支援センターの名称を、市民にとって親しみやすく機能が分かりやすいものとするため、平成24年度から「高齢者相談センター」に変更しました。

○一つの家庭に多くの問題が複合するいわゆる多問題事例が増えつつある中で、高齢者並びに家族の身近な相談窓口として、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の周知度向上を図ります。

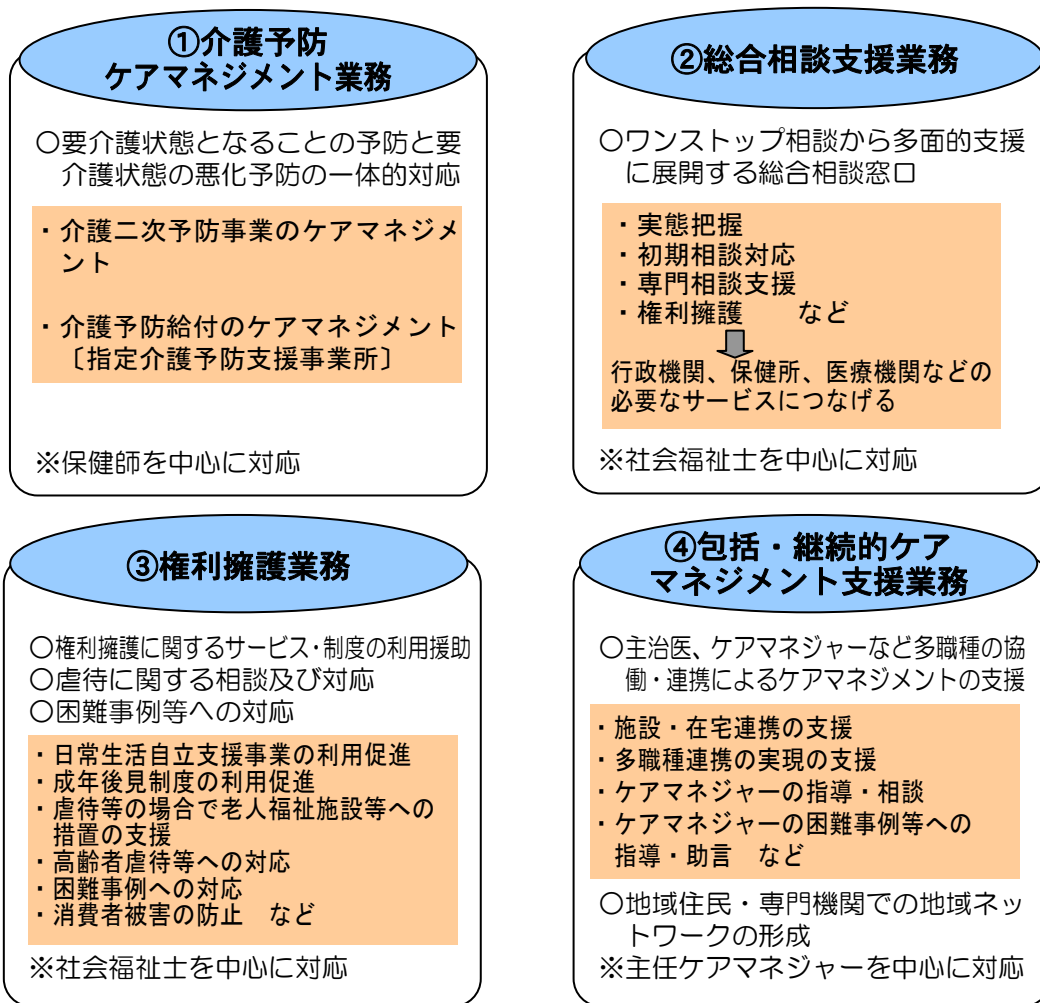
【具体的内容】

- ・各高齢者相談センター（地域包括支援センター）において、地域福祉活動と連携した取組を強化する。
- ・個別郵送物を活用したPRを強化する。

区 分	現況	計 画		
	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
65歳以上の市民に対する周知度	30.3%	—	—	50%

※ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）：→25ページ参照

図 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の主な機能



1-1-3 在宅介護支援センター*による事業の実施

○既存の在宅介護支援センターについては、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を補完する高齢者の身近な相談窓口、介護予防教室等の事業実施拠点として活用を図るとともに、地域の高齢者の実態把握等の充実を図ります。

【具体的内容】

- ・高齢者の身近な相談窓口として活用を図る。
- ・介護予防教室の実施拠点として活用を図る。

区 分	現 況		計 画	
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
在宅介護支援センター設置数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

* 在宅介護支援センター：老人福祉法に基づく福祉施設の一つで、在宅でねたきり等による要介護高齢者等の介護を行っている家族が、身近なところで専門家に相談でき、必要なサービスが総合的に受けられるよう調整します。

1-2 地域における連携の強化

1-2-1 地域ケア会議の充実

○今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されることから、多職種連携により多問題ケースへの対応を検討する場としての地域ケア会議の強化を図ります。

【具体的内容】

- ・各高齢者相談センター（地域包括支援センター）において定期的開催（年6回以上）
- ・ケアマネの後方支援や関係機関の連携を強化する。
- ・地域ケア会議における困難事例の検討
- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）職員の会議開催・運営能力の向上
- ・地域ケア会議の開催に向け、関係機関との調整や召集等の支援

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域ケア会議開催回数	23 回	36 回	36 回	36 回

1-2-2 地域福祉活動との連携強化

○本市では、市内 6 圏域で地域福祉地区活動計画の策定が進められています。今後とも、こうした地域福祉活動へ高齢者相談センター（地域包括支援センター）が参画・連携するとともに、地域の福祉力を高める視点からの施策の推進に努めます。

【具体的内容】

- ・地域福祉地区活動計画が策定され、地域福祉推進協議会が設立されている地区では、高齢者相談センター（地域包括支援センター）が同協議会に参画する。
- ・総合相談機能を高めるため、地域ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携強化を図る（年4回以上）。
- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）と町内会・自治会、民生・児童委員協議会との連携を強化する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ネットワーク会議開催回数	39 回	24 回	24 回	24 回

※平成 22 年度は、地域福祉推進協議会への参加を含む

1-2-3 医療との連携強化

○地域包括ケアを推進するため、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核として、医療、介護、福祉サービスや地域の関係団体等が連携してネットワークで高齢者を支援していきます。

【具体的内容】

- ・地域包括ケアや介護予防事業について、医師会や歯科医師会の助言を求め、連携して推進する。
- ・地域ケア会議等において、医療的ケアを必要とするケース検討に、電子媒体の利用を含め、連絡や相談方法を工夫し、医師等が参加しやすい環境を整えていく。
- ・介護サービス計画作成の際、福祉用具貸与利用において、ケアマネジャーが医師の意見書を求めやすくするため、意見書の様式の統一化を行う。

基本目標 2 総合的な介護予防の推進

2-1 健康管理による介護予防の推進

2-1-1 健康手帳等の普及・活用機会の拡大

○自らの健康管理を実践するための指針となる健康手帳の有効活用を促進します。

【具体的内容】

- ・40歳以上の市民全員でなく希望者のみへの配布とし、より有効な活用を促進する。
- ・あらゆる機会を通じて健康手帳の活用を推進する。
- ・健康手帳を有効活用している人の割合の増加を目指す。
- ・「お薬手帳」の普及促進及びより使いやすい方策について研究する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康手帳交付数	2,946 冊	500 冊	500 冊	500 冊

※平成 22 年度は、40 歳以上の市民全員を対象に配布していた。

2-1-2 健康教育の充実

○健康教育については、より多くの市民が参加できるよう、身近な地域における開催に努めるとともに、個人の生活習慣に対応した継続的な保健指導が行えるよう、事業の展開を図ります。

【具体的内容】

- ・地域の集会所や公民館を会場とした健康教育の実施
- ・男性の参加を促すため、実施日や時間について柔軟な対応策の検討
- ・市民からの求めに応じて柔軟に健康教育を提供するため、出前講座の活用を促進する。
- ・参加者同士の体験発表や実習を取り入れる等、健康教育の内容の充実

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健センターでの実施回数	22 回	22 回	22 回	22 回
地域での実施回数	108 回	108 回	108 回	108 回

2-1-3 健康相談（精神保健相談を含む）の充実

○健康相談については、市民が自ら健康問題を解決していけるよう、適切な情報提供や専門職を配置する等、事業の充実を図ります。

【具体的内容】

- ・高齢者いきいき広場[※]や商店街のすこやか広場[※]など、高齢者が集まる場を利用した健康相談の充実
- ・精神保健相談の充実

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康相談 (精神保健福祉相談を含む)	回数	342 回	342 回	342 回	342 回
	延べ人員	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人

2-1-4 訪問指導の充実

○訪問指導については、保健センターにおいて閉じこもりや認知症、うつ予防のための訪問指導を行います。

【具体的内容】

- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）からの要請に基づき、引き続き連携を図りながら、閉じこもりや認知症、うつ予防のための訪問指導を実施する。

2-1-5 がん検診の充実と結果の活用

○がん検診については、健康教育や健康相談など、あらゆる機会を活用して受診勧奨を行うとともに、市民が受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上を図ります。

【具体的内容】

- ・健康カレンダー・ホームページ等を通じたPRの実施
- ・健康教育、健康相談を通じたPRの実施
- ・がん検診の集団検診日の休日への拡充

※ 高齢者いきいき広場：→38 ページ参照

※ すこやか広場：→38 ページ参照

2-2 介護予防に関する意識の向上

2-2-1 介護予防教室の充実

○高齢者のねたきりや認知症状態の発生を予防するための生活指導や啓発教育、その他介護予防を図るための教室、転倒骨折予防教室、栄養改善、口腔ケア等の教室・講座を開催します。

【具体的内容】

- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）や在宅介護支援センター[※]による介護予防教室の開催
- ・一次予防事業の中においても、口腔機能向上や栄養改善に関する事業を明確に位置付ける。
- ・接骨師会による運動器の機能向上（市内6か所）
- ・ウォーキング事業の実施
- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）介護予防協力員の養成

2-2-2 「ほっと茶や」事業の推進

○高齢者の閉じこもりを防止し、外出する機会を増やすとともに、生きがいを増進することによって介護予防を進めるため、身近な場所で気軽に通えるサロンの「ほっと茶や」事業を推進します。

【具体的内容】

- ・「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」による高齢者の居場所づくりが行われていない地区を対象に「ほっと茶や」事業を実施する。
- ・介護予防に関する啓発活動の推進

2-2-3 地域との連携による介護予防の推進

○「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」、会食ふれあい事業[※]や老人クラブなど高齢者が集まる場所に積極的に出向き、出前相談等を活用した介護予防の働きかけを行います。

【具体的内容】

- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）による「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」等での出前相談や啓発活動を実施する。

[※] 在宅介護支援センター：→45 ページ参照

[※] 会食ふれあい事業：地域に居住する高齢者等が地域社会との交流を広め、健康の増進を図るため、各地域の集会所等を会場として町内会等が実施している事業です。

2-3 要支援・要介護状態になることを予防するための施策（二次予防事業）の実施

2-3-1 対象者把握の充実

- 要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）に対し、重点的な介護予防プログラムを提供するため、高齢者相談センター（地域包括支援センター）による高リスク者への計画的訪問を含め、対象者把握の充実を図ります。

【具体的内容】

- ・高齢者（要支援・要介護状態にある者を除く）への介護予防基本チェックリストを継続し、独自の設問・分析を行うことにより、より精度の高いリスクの把握に努める。
- ・介護予防基本チェックリスト回答者への個別結果通知を行い、介護予防に関する意識を高める。
- ・高リスク高齢者に対し、高齢者相談センター（地域包括支援センター）による訪問活動を強化する。
- ・介護予防基本チェックリスト未回答者に訪問活動等の対応を行う。

2-3-2 通所型介護予防事業の充実

- 通所型介護予防事業については、介護予防ケアマネジメントを継続して実施するとともに、プログラム内容の充実・改善を図り、参加者の増加を目指します。
- 対象者の状態に合わせた、より効果的なプログラムの提供を図るとともに、混合型プログラムの提供について検討します。

【具体的内容】

- ・二次予防事業対象者への介護予防ケアマネジメントを継続的に実施する。
- ・運動器の機能向上プログラムについては、参加者の状態に応じたサービスの提供を図る。
- ・運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善の各プログラムについては、単独実施のほか、混合プログラムの実施について検討する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人員	129 人	150 人	170 人	200 人

2-3-3 訪問型介護予防事業の実施

○重点プログラム対象者のうち、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象に、長寿支援課の保健師と高齢者相談センター（地域包括支援センター）の保健師等が同行して居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

【具体的内容】

- ・保健師等によるアセスメント
- ・個別支援計画の作成
- ・それぞれのケースに応じた社会参加活動への誘導
- ・保健師等による事後のモニタリング[※]及び再アセスメント

[※] モニタリング：経過を観察し記録することです。

基本目標3 安心して利用できるサービス環境の整備

3-1 介護保険サービス等の基盤整備

3-1-1 居宅サービスの充実

- 要介護状態になっても、在宅での生活が継続できるために、サービス基盤の充実を図ります。特に、サービス供給量が不足している訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所生活介護の基盤の強化に努めます。
- サービス事業者との連携を保ち、サービスの必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を図ります。

【具体的内容】

- ・介護老人保健施設整備の際、通所リハビリテーション施設の併設を促進する。
- ・訪問リハビリテーション実施事業の参入を促進する。

3-1-2 地域密着型サービスの充実

- 認知症を始め、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点を作り、支援をしていく必要があります。そこで、地域の実情に合わせて、地域密着型サービス事業の充実を図ります。

【具体的内容】

- ・小規模多機能型居宅介護については、既存施設の利用促進を図るとともに、地域バランスを勘案し、未整備地区への新たな施設の整備を促進する。
- ・施設入所待機者の増加に対応するため、新たに1か所の地域密着型介護老人福祉施設の整備が予定されている。
- ・新たなサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスについては、小規模多機能型居宅介護の地域への定着状況を踏まえて慎重に検討する。

3-1-3 施設サービスの充実

- 施設サービスについては、市内に介護老人福祉施設が5施設、介護老人保健施設が2施設となっており、日常生活圏域6圏域のうち5圏域に整備されています。
- これらの施設は、居宅サービスの機能を併設するなど、身近な地域のサービス拠点としても重要であることから、今後は、地域バランスを勘案し、未整備地区への優先的な整備を促進します。

【具体的内容】

- ・拠点施設未整備地区への介護老人保健施設の優先的な整備を促進する。

3-1-4 介護保険の適正利用

- 利用者に対する適切な介護保険サービスを確保し、介護保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとしていくため、介護給付費適正化事業を実施します。

【具体的内容】

- ・要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）
- ・ケアプラン^{*}の点検
- ・住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査
- ・医療情報との突合・縦覧点検
- ・介護給付費通知

3-1-5 高齢者の住環境の整備

- サービス付き高齢者向け住宅等については、市民のニーズを踏まえながら慎重に対応し、調和ある整備に努めるとともに、既存住宅の整備・改善を促進します。

【具体的内容】

- ・サービス付き高齢者向け住宅等については、要介護状態等になっても、在宅で安心して暮らしていける地域づくりを進めるための社会基盤として、国が平成23年度から推進しているものである。本市においては、市民のニーズを踏まえながら、慎重に対応するとともに、調和ある整備となるよう県に要望する。
- ・既存住宅のバリアフリー等の環境整備については、介護保険住宅改修費の支給や高齢者福祉サービスによる高齢者居宅改善整備事業の活用を促進する。

^{*} ケアプラン：どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。ケアプランを作成することによって効率的なサービスが利用できるようになります。

3-2 介護保険制度を補完する高齢者福祉サービスの充実

3-2-1 高齢者日常生活用具給付等事業（市単独事業※）

- 高齢者日常生活用具給付等事業は、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で日常生活用具が必要な方に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、おむつの給付及び老人電話の貸与を行う事業で、生計中心者の前年所得税額に応じた費用負担があります。
- 平成 23 年度に「携帯型熱中症計」を追加し、品目の充実を図りました。今後ともニーズの増加に応じながらサービスの充実に努めます。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動消火器	2 件	5 件	5 件	5 件
電磁調理器	10 件	5 件	5 件	5 件
火災警報器	8 件	20 件	20 件	20 件
おむつ等	604 件	700 件	750 件	800 件
電話貸与	17 件	20 件	20 件	20 件
携帯型熱中症計	-	110 件	110 件	110 件

3-2-2 移送サービス事業（市単独事業）

- 移送サービス事業は、寝台車両を必要とする 65 歳以上のねたきり高齢者等が通院などをする際に移送サービスを提供するもので、ねたきり等で要介護認定を受けた方（要介護度 3～5）で一定の所得要件に該当する方を対象に、移送費用に対する助成を行う事業です。
- 平成 22 年度から介護保険の「通院等のための乗降介助」による車いすを利用した場合も助成の対象とし、サービスの拡充を図りました。今後とも現行制度を維持して実施します。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録者	133 人	150 人	160 人	180 人
利用実人員	50 人	55 人	60 人	70 人
補助件数	285 件	315 件	345 件	380 件

※ 市単独事業：国や県の制度とは別に、市が一般会計を財源として独自に実施している事業です。

3-2-3 介護保険高額介護サービス費等資金貸付事業・介護保険利用促進事業（市単独事業※）

- 介護保険高額介護サービス費等資金貸付事業は、高額な介護サービスの支払が困難な低所得者のための介護保険高額介護サービス等資金貸付制度であり、介護保険利用促進事業は、非課税世帯であって居宅介護サービス、施設介護サービスに必要な利用料を負担することが困難な方に、利用料の一部を補助する事業です。
- 平成 23 年度から、それまでは償還払いとなっていた住宅改修費及び福祉用具購入費について、受領委任払い制度を導入し、一時的な支払いをせずに利用できるように改善しました。
- 介護保険利用促進事業については、低所得者が安心して必要なサービスを受けられるよう、今後とも現行制度を継続して実施します。

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護保険高額サービス費等資金貸付事業	延補助件数	2 件	1 件	1 件	1 件
	給付費	118,312 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
介護保険利用促進補助事業	延補助件数	9,648 件	11,000 件	12,000 件	13,500 件
	補助額	56,579 千円	64,000 千円	70,500 千円	79,000 千円

3-2-4 高齢者居宅改善整備費助成事業（市単独事業）

- 高齢者居宅改善整備費助成事業は、65 歳以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税額が 32,400 円以下の世帯で居宅の一部改善を行う人に対し、整備費用の一部助成を行う事業です。
- 今後とも現行制度を維持して実施します。

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数		47 件	50 件	50 件	50 件
助成額		9,451 千円	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円

※ 市単独事業：→55 ページ参照

3-3 ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等に対する支援の充実

3-3-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）による見守り活動の充実（地域支援事業※）

○ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者等が安心して地域で生活できるよう、高齢者相談センター（地域包括支援センター）による訪問・見守り活動を強化します。

【具体的内容】

- ・民生・児童委員、その他市民からの情報提供に基づく見守り・訪問活動を実施する。
- ・介護予防基本チェックリストの結果、閉じこもりやうつ等の恐れがある高齢者への訪問活動を行う。

3-3-2 緊急連絡カードによる支援の充実（市単独事業※）

○ひとり暮らし高齢者等の緊急事態発生時に速やかに援護できるよう、緊急連絡カードを作成・配布しており、平成21年度から緊急情報ステッカーを併用することにより、高齢者の安否確認や安心感の醸成を図りました。

○今後とも、ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者が安心して地域で生活できるよう、緊急連絡カードによる支援を行います。

【具体的内容】

- ・情報内容の変更が生じた場合の速やかな更新に努める。
- ・毎年実施している民生委員によるひとり暮らし調査を活用し、定期的な内容の確認を行う。

※ 地域支援事業：介護保険事業の中で、介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を維持できるよう実施する事業です。

※ 市単独事業：→55 ページ参照

3-3-3 災害時要援護者対策の推進

○災害時に自力での避難が困難な「災害時要援護者」が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、避難支援プランを策定します。また、災害時要援護者に対する支援が円滑に実施できるように、自主防災会等への体制整備や情報の共有体制を確立していきます。

【具体的内容】

- ・災害時要援護者支援システムの導入

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
災害時要援護者避難支援プランの要綱作成及びシステム化	-	対象者の更新	対象者の更新	対象者の更新

3-3-4 生活支援サービス事業（市単独事業※）

○介護保険適用外の虚弱な高齢者を対象に、居宅で自立した生活を維持できるよう、生活支援サービスを提供します。

○サービス提供に当たっては、生活が不活発になることから心身機能が低下するのを防ぐため、高齢者一人ひとりの状態に合わせた援助を推進します。

【具体的内容】

- ・委託による訪問家事援助サービス、ショートステイサービス及びデイサービスの提供
- ・介護予防基本チェックリストを活用したニーズの把握と高齢者相談センター（地域包括支援センター）による訪問・評価を行うことによる潜在的なニーズの掘り起こしについて検討する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人員	32 人	35 人	35 人	35 人
延派遣時間数	1,576.5 時間	1,600 時間	1,600 時間	1,600 時間

※ 市単独事業：→55 ページ参照

3-3-5 配食サービス事業（市単独事業※）

○配食サービス事業は、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯、日中独居となる世帯を対象に、見守りも兼ねた訪問給食事業として昼食の配食を市内 10 か所の事業所に委託して実施しています。

【具体的内容】

- ・事業の広報活動の推進

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人員	523 人	550 人	565 人	580 人
延べ配食数	52,028 食	55,000 食	56,500 食	58,000 食

3-3-6 認知症に対する理解の促進（地域支援事業※）

○より多くの市民に対し、認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、パンフレットの配布や講演会・研修会を開催します。

【具体的内容】

- ・認知症に対する理解を深めるパンフレットの配布
- ・市民向けの講演会の開催

※ 市単独事業：→55 ページ参照

※ 地域支援事業：→57 ページ参照

3-3-7 認知症サポーター養成講座の充実（地域支援事業※）

- 市民が認知症に関する正しい知識と理解を身に付け、日常生活の中で認知症の人と出会ったときにも、適切な対応をすることで認知症の人と介護する家族の見守り、応援者となれるよう、認知症サポーター養成講座を開催しています。
- 今後は、更なる対象者の拡充と養成後の活動機会の確保を図ります。

【具体的内容】

- ・小中学校（保護者を含む）を対象にした認知症サポーター養成講座の実施
- ・養成後の認知症サポーターの活躍機会の提供

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症サポーター養成	466 人	800 人	800 人	800 人

3-3-8 徘徊高齢者等家族支援事業（地域支援事業）

- 徘徊高齢者等家族支援事業は、認知症等により徘徊癖のある高齢者等の家族に対して、本人の行方がわからなくなったときに、居場所を探索することのできる位置探索機を貸し出す事業です。
- 今後、更に制度の周知を図るとともに、相談・支援を充実します。

【具体的内容】

- ・広報等を通じたPRの強化
- ・ケアマネジャーに対する理解の促進を図る。
- ・ケアマネジャーを通じて認知症の高齢者のいる世帯等を対象にしたPRの強化を図る。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	7 人	10 人	15 人	15 人

※ 地域支援事業：→57 ページ参照

3-3-9 緊急連絡システム事業（市単独事業※）

- 居宅の電話に救助通報機を設置し、急病や事故等の緊急事態発生時にボタンを押すと自動的に消防署に通報され、直ちに救急活動が行われます。
- ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に即応できる体制を整備することにより、安心して生活ができるよう、今後とも事業の充実を図ります。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	775 人	830 人	860 人	890 人

3-3-10 重度要介護高齢者手当支給事業（市単独事業）

- 身体上又は精神上的の障がいのため、日常生活に著しい支障のある高齢者に対し、重度要介護高齢者手当を支給します。

【具体的内容】

- ・65歳以上で、要介護4又は5に該当する人（介護保険施設入所者を除く）に支給する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	752 人	850 人	900 人	950 人

3-3-11 その他の高齢者福祉サービス（市単独事業）

- 次のサービスを今後とも継続して実施していきます。

- ・入浴（搬送入浴）援護事業
- ・介護度軽快者に対する利用助成事業
- ・寝具乾燥車派遣事業
- ・入浴助成事業
- ・訪問理美容サービス事業
- ・高齢者賃貸家賃助成事業
- ・高齢者住宅
- ・養護老人ホーム入所事業

※ 市単独事業：→55 ページ参照

3-4 事業者及びケアマネジャーとの連携の推進

3-4-1 介護保険制度等に関するPRの充実

- 介護保険制度等への理解を広めるため、引き続き広報やパンフレット、ホームページ等を活用し、制度のPRを行います。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体と連携し、医療機関や薬局による情報提供や相談活動を促進します。

【具体的内容】

- ・「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」のほか会食ふれあい事業[※]や老人クラブなど高齢者が集まる場所に出向いての制度等の説明を行う。
- ・「健康介護まちかど相談薬局」など民間事業者との連携による情報提供や相談活動を促進する。
- ・「お薬手帳」の利用方法に関するPR

3-4-2 ケアマネジャーの質的向上

- 高齢者一人ひとりの個性や状態に応じて多様なサービスを使い分け、地域の支え合いをも視野に入れた質の高いケアプランを普及するため、居宅介護支援事業者会議の内容を充実し、講演会や研修会の開催などによる質的向上を支援します。
- ケアマネジャーだけでは解決できない多問題ケースについては、高齢者相談センター（地域包括支援センター）において地域ケア会議を実施し、問題解決を図ります。

【具体的内容】

- ・居宅介護支援事業者会議（ケアマネジャー会議）の開催
- ・講演会及び研修会の実施
- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）による困難事例の検討（地域ケア会議）
- ・ケアマネジャー相互の連絡会活動に対する支援

[※] 会食ふれあい事業：→50 ページ参照

3-4-3 事業者との連携によるサービスの質の向上

- 各事業者が自己評価基準作成やリスクマネジメント[※]体制を確立できるよう、情報提供や技術的支援を行います。
- 事業者が相互に交流し、情報交換や勉強会等の活動ができるよう、連絡会の設立を支援します。
- 事業者の意向等を踏まえ、市に申請・報告する書類等手続の簡素化に努めます。

【具体的内容】

- ・各事業者連絡会の立ち上げに対する支援
- ・介護保険被保険者に係る事故報告基準の周知・徹底
- ・各事業者の苦情解決責任者、第三者委員などへの対応状況の把握と指導
- ・グループホーム等に対し、運営推進会議の開催など地域に開かれた運営の促進
- ・介護保険施設、デイサービス及びグループホーム等で働く職員等の資質向上を図るための基礎的な研修への支援を行う。

[※] リスクマネジメント：いわゆる危機管理のことで、危険や事故を事前に予測して予防するとともに、事故が発生した際にも迅速に対応する事により被害や損害を最小限に押さえることをいいます。

基本目標 4 権利擁護[※]と介護者支援の推進

4-1 権利擁護と介護者支援の推進

4-1-1 家族介護者に対する支援の充実

○ねたきりや認知症などの高齢者の介護者が互いの悩みや苦勞を分かち合い、経験から得た適切な対応方法などを相互に情報交換できる仲間づくりを支援します。

【具体的内容】

- ・地域福祉活動との連携によるサロン、おしゃべり広場等への開催支援
- ・小規模多機能型居宅介護等を通じた介護者の自主グループの組織化への支援

4-1-2 福祉サービス利用援助事業の普及と利用促進

○認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分であるが、成年後見を必要としない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業[※]）の周知と利用促進を図ります。

【具体的内容】

- ・利用者負担に対する助成金制度の周知と利用促進
- ・広報・パンフレットを活用したPRの実施

[※] 権利擁護：→37 ページ参照

[※] 日常生活自立支援事業：→37 ページ参照

4-1-3 成年後見制度の普及と支援

- 成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力の不十分な方々を保護するため、後見人が身上監護や財産管理を行う制度です。
- 成年後見制度は、利用を必要とする市民の増加が見込まれることから、今後は、後見人等の確保及び支援について推進していきます。

【具体的内容】

- ・ 広報・パンフレットを活用した市民へのPR
- ・ 家族が後見人となるための支援
- ・ 民間団体等による市民後見人育成への支援
- ・ 成年後見制度による市長申立及び助成事業の継続実施

4-1-4 高齢者虐待に対する予防と対応の充実

- 虐待事例に速やかに対応するため、庁内外の関係機関の連携体制を確立します。
- 在宅サービス事業者及び施設内における虐待の未然防止のための取組を推進します。

【具体的内容】

- ・ 高齢者虐待防止のため、広報・パンフレットを活用した啓発の実施
- ・ 介護老人福祉施設等との契約によるベッドの確保
- ・ 老人福祉法によるやむを得ない措置の活用
- ・ 高齢者虐待防止ネットワークの早期設置及び対応マニュアルの作成
- ・ 在宅サービス事業者向けの講演会の開催
- ・ 施設職員がリスクを確認できる自己チェック表の作成
- ・ 施設職員の勉強会の開催の促進

基本目標 5 生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進

5-1 地域交流活動の支援

5-1-1 老人クラブ活動の活性化支援

- 老人クラブについては、世代間交流機会の拡充や高齢者自身の心身の健康を保持するための健康づくり事業、新たな地域福祉活動への参画などが期待されています。
- 今後とも財政面を含めた支援を継続するとともに、会員の高齢化を考慮し、現事業の見直しを行うとともに、誰もが参加できるような新たな事業の展開について検討します。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人クラブ数	40	41	41	41
会員数	2,248 人	2,300 人	2,300 人	2,300 人
補助金	5,155 千円	5,155 千円	5,155 千円	5,155 千円

5-1-2 地域における交流拠点の確保

- 「高齢者いきいき広場」は、高齢者が歩いていける身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流等のための施設を提供するほか、健康相談、介護相談その他各種の相談の場を提供するための事業で、現在、市内に5か所設置しています。
- また、身近な地域におけるより多くの交流拠点を提供するため、平成19年度から、「ほっと茶や事業」を実施しています。
- 今後とも、より多くの高齢者が気軽に憩える場を提供し、支え合いの地域づくりの拠点として機能を高めるため、「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」の効果的な運用と「ほっと茶や事業」の拡充に努めます。

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者いきいき広場	箇所数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	利用者数	37,828 人	40,000 人	42,000 人	44,000 人
	運営管理費	14,516 千円	13,591 千円	13,591 千円	13,591 千円
すこやか広場	箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	利用者数	35,019 人	33,000 人	33,000 人	33,000 人
	運営管理費	12,317 千円	12,317 千円	12,317 千円	12,317 千円
ほっと茶や事業	地区数	3 地区	4 地区	4 地区	4 地区
	実施回数	14 回	48 回	48 回	48 回
	参加者数	428 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人

5-1-3 老人福祉センターの活用と充実

- 老人福祉センターは市内に居住する高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設で、市内に3施設あり、利用者による活発な自主サークル活動も行われています。
- 今後とも、民間活力の導入により、高齢者の需要を踏まえた魅力ある事業展開を図るとともに地域との連携強化に努めます。

(利用者数)

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人福祉センター		57,377 人	58,000 人	59,000 人	60,000 人
第二老人福祉センター		45,814 人	46,000 人	47,000 人	48,000 人
福祉の里老人福祉センター		40,149 人	41,000 人	42,000 人	43,000 人

5-1-4 学校教育との連携による世代間交流の促進

- 市内の各小・中学校において「総合的な学習の時間」や「高齢者いきいき広場」、「生涯学習ボランティアバンク」等を活用し、地域の高齢者と交流する機会の提供に努めます。

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者いきいき広場利用者数 (5 か所)		37,828 人	40,000 人	42,000 人	44,000 人
生涯学習ガイドの発行		1,000 部	1,000 部	1,000 部	1,000 部

5-2 生涯スポーツ・学習活動等の推進

5-2-1 公民館講座等の充実

- 各公民館、コミュニティセンター、老人福祉センターにおいて開催している各種講座について、利用者の意向に基づきながら魅力ある事業の提供に努めます。
- 高齢者のニーズに対応した学習機会を提供するため、生涯学習情報誌の活用やホームページ等により、高齢者にわかりやすい学習情報の提供に努めるとともに、市内小・中学校、高等学校及び専門学校・大学等との連携を図り、市民を対象とした講座等の充実に努めます。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人福祉センターサークル利用者数	10,663 人	10,700 人	10,700 人	10,700 人
第二老人福祉センターサークル利用者数	8,498 人	8,500 人	8,500 人	8,500 人
福祉の里サークル利用者数	5,927 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人
公民館等講座数	169	159	159	159
新座の生涯学習	ホームページ 年 2 回更新	ホームページ 年 2 回更新	ホームページ 年 2 回更新	ホームページ 年 2 回更新

5-2-2 新座市民総合大学の充実

- 「新座市民総合大学」を今後とも推進するとともに、修了生の地域における活躍の場の拡充を図ります。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市民総合大学受講者数	116 人	120 人	120 人	120 人

5-2-3 生涯学習ボランティアバンクの充実

- 今後ともより一層「生涯学習ボランティアバンク」の利用を促進するため、ホームページを活用したPRを実施するなど、周知の徹底を図ります。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生涯学習ガイドの発行	1,000 部	1,000 部	1,000 部	1,000 部

5-2-4 スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 高齢者をはじめ、すべての市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう市営運動施設の利用促進に努めるとともに、総合体育館や各公民館などの中高年者向けスポーツ・レクリエーション教室を継続して開催します。
- 地域におけるスポーツ活動振興の新たな形態として、多世代の人が集い、多様な技術レベルに合わせて多種目の競技を行う「総合型地域スポーツクラブ」の育成について検討します。

5-2-5 シルバー人材センターの支援

- シルバー人材センターに対し、社会的意義や公共的役割の機能を促進する観点から財政的支援を行うとともに、市からの業務発注を推進します。
- 高齢者の個々の特性に応じた就労メニューの開発や福祉的分野の就労への取組など、地域のニーズに即した事業展開ができるよう支援を行います。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
シルバー人材センター 助成事業	22,382 千円	22,382 千円	22,382 千円	22,382 千円
会員数	2,649 人	2,750 人	2,800 人	2,850 人

5-3 高齢者に優しいまちづくりの推進

5-3-1 ユニバーサルデザイン※によるまちづくりの推進

- 既存の公共施設については、改修時等に合わせ、計画的にバリアフリー化を進めるとともに、新たな公共施設の設置に際しては、全ての人に優しいユニバーサルデザインを基本として整備を進めます。
- 新座市独自のユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための基本方針策定のための準備を進めていきます。また、まち全体として介護予防を支える地域環境を創出するため、ユニバーサルデザインの理念と生きがいづくり及び介護予防の視点の整合性について検討します。

5-4 こころのバリアフリー施策の推進

5-4-1 学校教育における福祉教育の推進

- 高齢者に対する感謝の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から生きた知識や人間の生き方を学ぶ機会を提供してもらうため、総合的な学習の時間等を活用し、高齢者との交流活動や実践活動を通して福祉に関する啓発を推進します。

5-4-2 福祉に関する理解のための啓発

- 高齢者を始め障がい者、健常者や子どもたちが交流する、心のかよう福祉を考える機会を提供するため、福祉の里で開催している福祉フェスティバルの内容充実を図ります。

5-4-3 ボランティア登録の促進と活動機会の推進

- コミュニティ推進課ボランティア・地域活動支援室を情報収集の拠点として、社会福祉協議会ボランティアセンターや生涯学習ボランティアバンクとの連携によるボランティア情報の一元的な整理・把握を行います。
- 団塊世代を始めとするシニア世代は、今後の市民との協働によるまちづくりの貴重な担い手であるため、気軽に地域活動への第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、地域デビューセミナーを開催します。

※ ユニバーサルデザイン：→38 ページ参照

第4章 介護保険サービスの見込量

第1節 サービスの見込量

1 居宅サービス

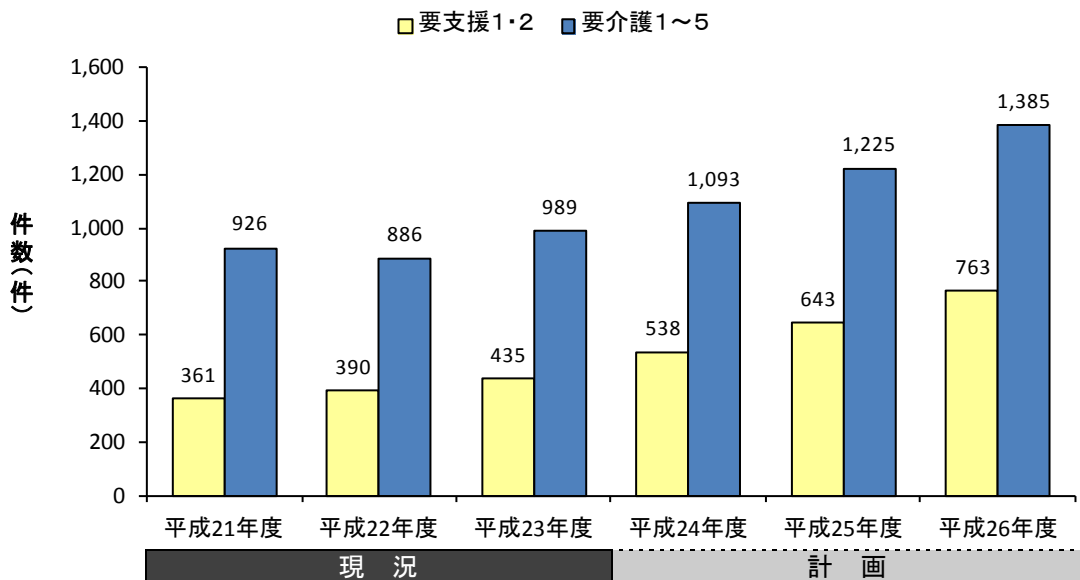
(1) 訪問介護

○訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問して入浴や排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の日常生活上の援助を行うサービスです。

○平成21年度から22年度にかけて利用件数は減少しましたが、今後は増加していくことが予測されます。

○そのため、サービス事業者との連携を保ち、サービスの必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数(件)、下段は年間給付費(千円)

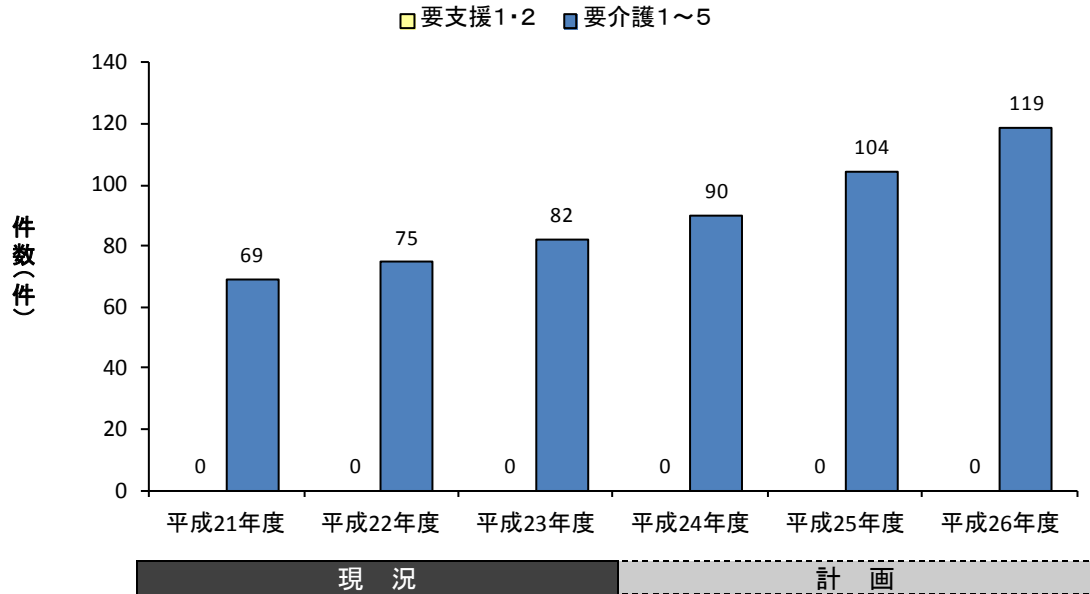
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	361	390	435	538	643	763
	71,977	77,025	85,557	94,089	109,430	127,179
介護給付 (要介護1~5)	926	886	989	1,093	1,225	1,385
	501,511	490,962	530,666	570,369	623,560	694,060

※平成23年度は見込数値

(2) 訪問入浴介護

- 訪問入浴介護は、介護士及び看護師等が訪問入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。
- 今後ともサービス提供事業者との連携を保ち、サービス必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	0	0	0	0	0	0
	32	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1~5)	69	75	82	90	104	119
	46,148	50,383	55,537	60,690	70,395	80,100

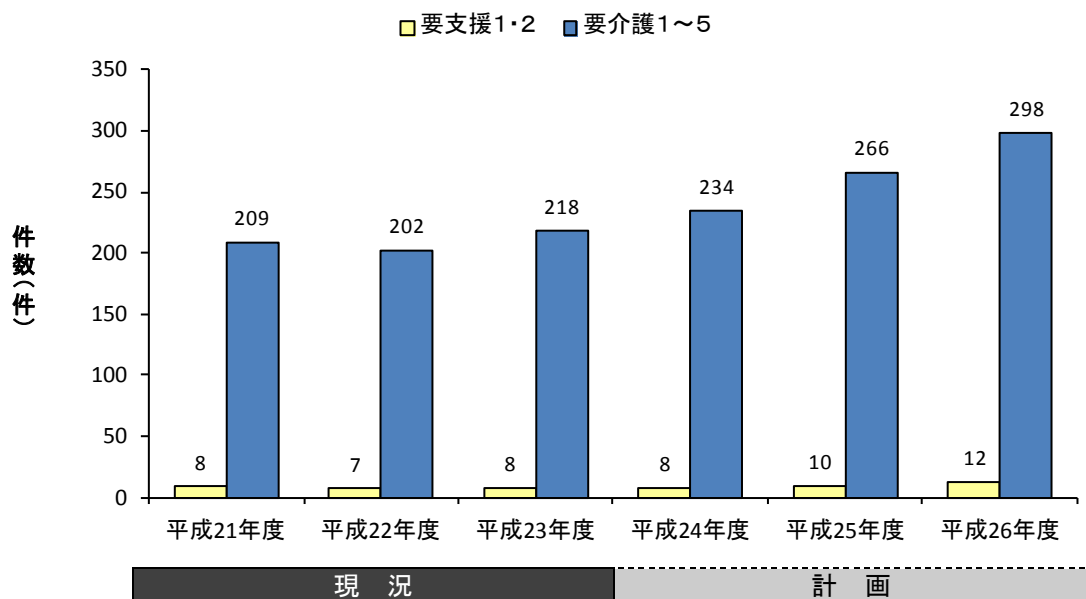
※平成23年度は見込数値

(3) 訪問看護

○訪問看護は、医療機関や訪問看護ステーションなどの看護師や保健師等が家庭を訪問し、主治医の指示に基づき、病状を観察したり床ずれの手当などを行うサービスです。

○今後、地域包括ケアシステムを整備する上で、医療との連携の中継者となるなどますます必要なサービスとなるため、必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	8 2,190	7 2,169	8 2,250	8 2,331	10 2,892	12 3,685
介護給付 (要介護1～5)	209 88,528	202 81,893	218 88,407	234 94,921	266 107,872	298 120,822

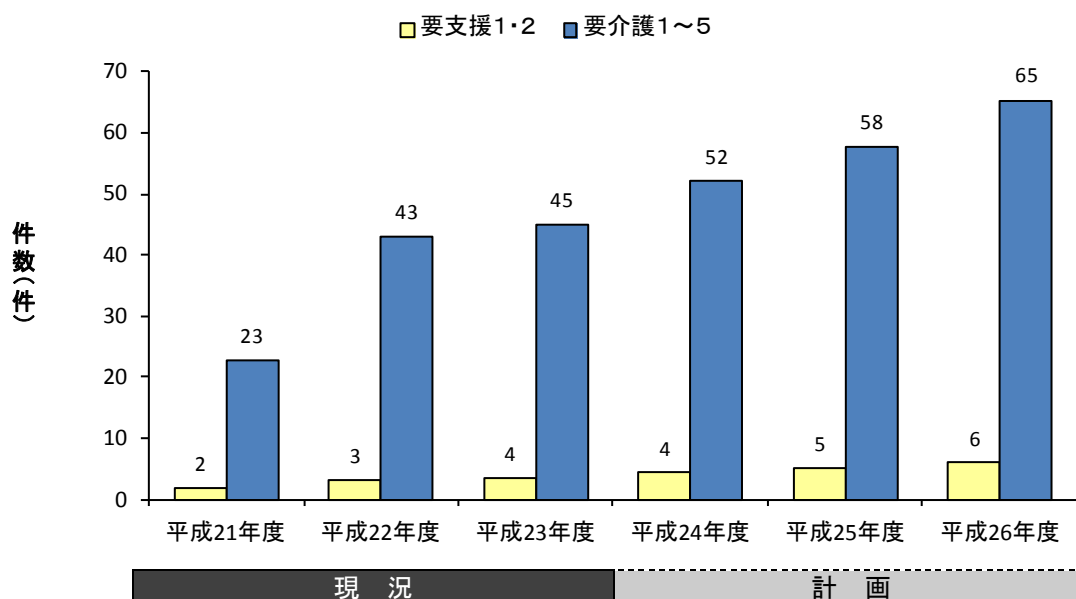
※平成23年度は見込数値

(4) 訪問リハビリテーション

○訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、機能訓練を行うサービスです。

○理学療法士など専門的人材の確保が難しく、サービスが不足している状態にあります。今後、地域で生活する高齢者にとってますます必要なサービスとなるため、介護報酬の見直しや専門的人材の育成など、国・県に対する要望等を行い、訪問リハビリテーションのサービス基盤の整備に努めます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

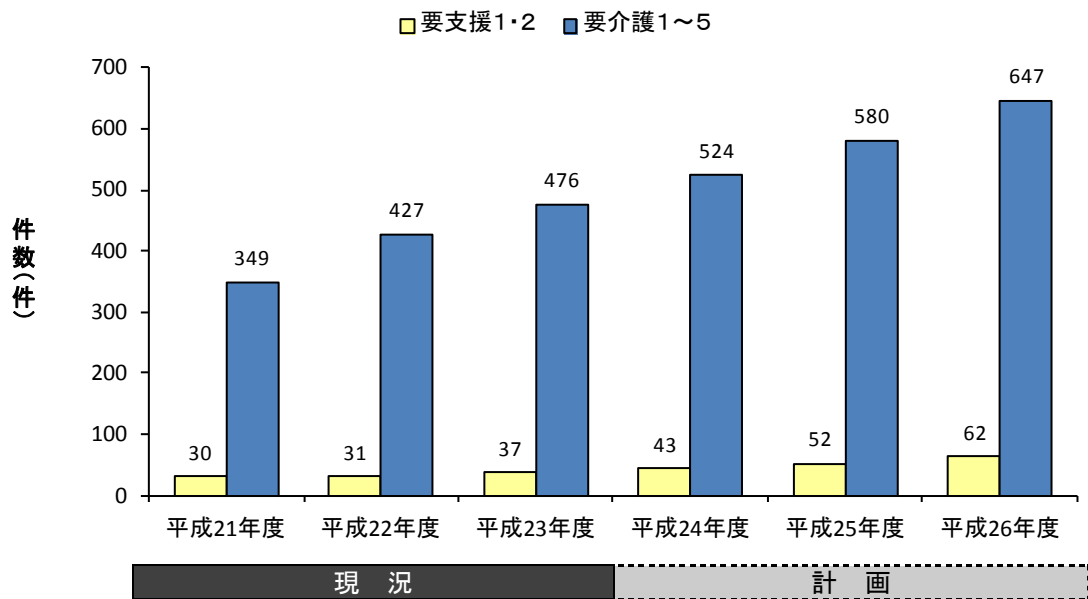
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	2 494	3 875	4 1,234	4 1,593	5 1,894	6 2,195
介護給付 (要介護1～5)	23 6,970	43 17,086	45 21,708	52 26,331	58 38,227	65 35,357

※平成23年度は見込数値

(5) 居宅療養管理指導

- 居宅療養管理指導は、医師のみならず歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
- 医療的ケアを必要とする在宅要介護者が増加していることから、地域での安定した生活を支援するため、医師会など関係団体の理解と協力を得ながら、利用の促進を図ります。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

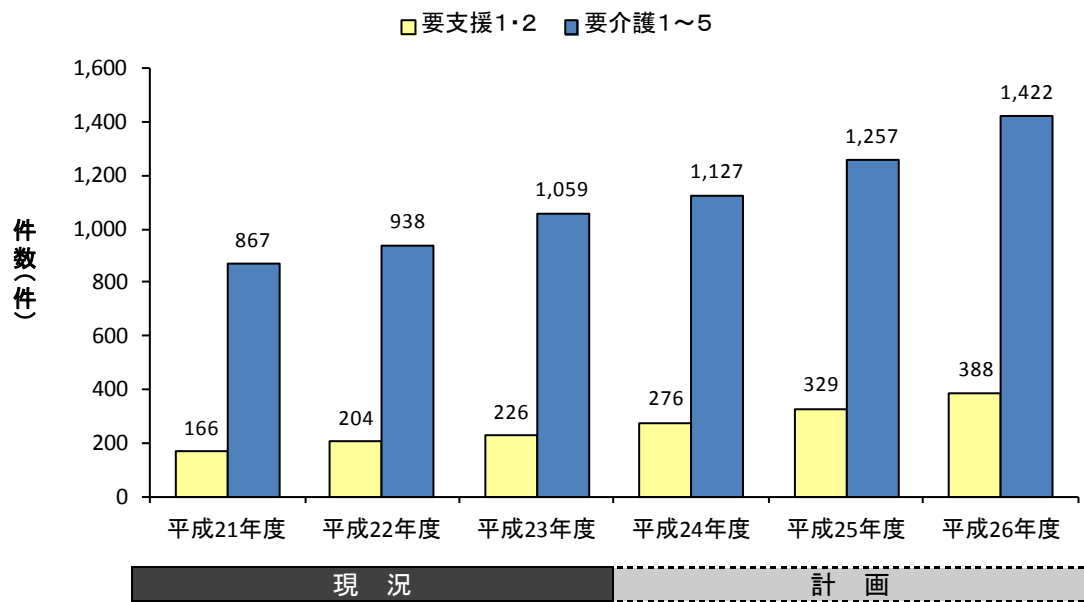
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	30	31	37	43	52	62
	2,316	2,361	2,829	3,297	3,966	4,726
介護給付 (要介護1~5)	349	427	476	524	580	647
	31,088	36,513	40,726	44,939	49,859	55,581

※平成23年度は見込数値

(6) 通所介護

- 通所介護は、デイサービスセンターにおいて入浴や食事、日常動作訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。
- 今後、要支援・要介護認定者の増加が見込まれるため、それぞれの需要に応えるよう、デイサービスセンターの基盤強化に努めます。
- また、サービス提供事業者と連携し、各施設のケアに対する考え方や特徴等を積極的にPRし、利用者の希望や心身の状況に応じたサービスを利用できる環境づくりに努めます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

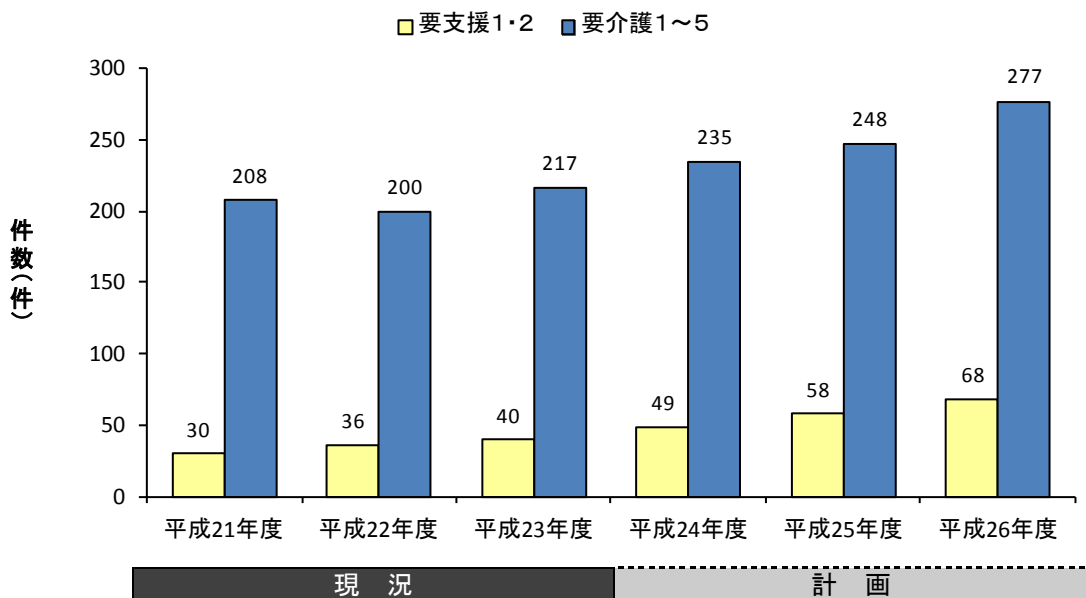
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	166	204	226	276	329	388
	65,794	76,835	90,655	104,475	122,709	140,944
介護給付 (要介護1～5)	867	938	1,059	1,127	1,257	1,422
	631,267	723,297	816,368	909,440	1,020,568	1,131,695

※平成23年度は見込数値

(7) 通所リハビリテーション

- 通所リハビリテーションは、病院や介護老人保健施設において機能訓練などを提供するサービスです。
- 平成23年4月現在、通所リハビリテーションを提供する施設は市内に4か所あり、うち1施設は言語療法専門の施設となっていますが、利用者やケアマネジャーによる通所リハビリテーションの需要が高いため、引き続き、通所リハビリテーションの供給基盤の整備に努めます。
- サービス提供事業者と連携し、基盤整備を図ると共に、各施設のケアに対する考え方や特徴等を積極的にPRし、利用者の希望や心身の状況に応じたサービスを利用できる環境づくりに努めます。
- 40～64歳の第2号被保険者に対しては、サービス事業者が個別にリハビリテーションを行えるよう、加算の算定について国に要望します。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

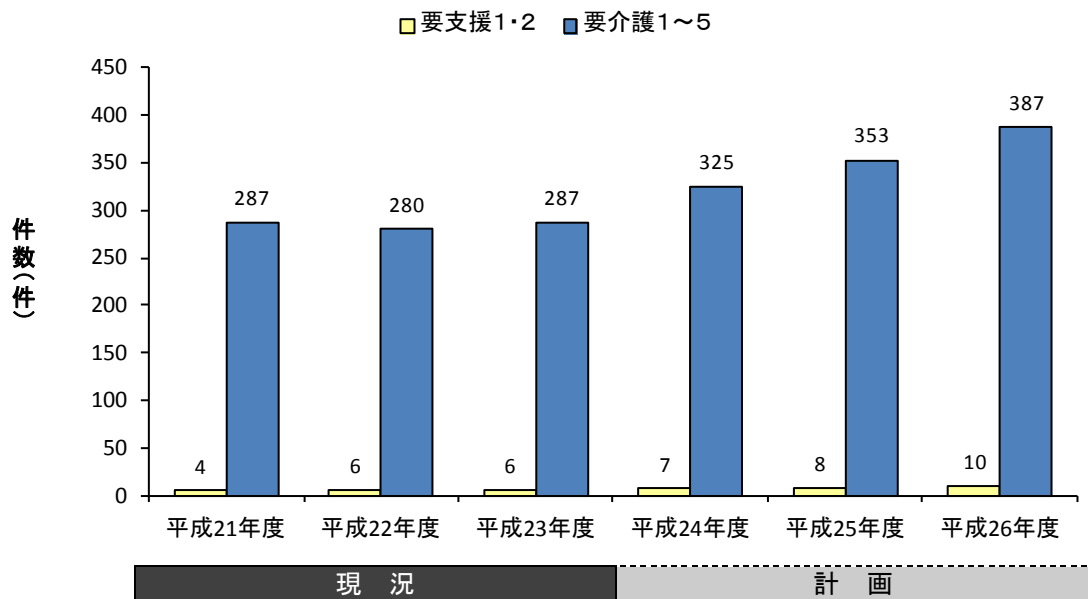
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	30	36	40	49	58	68
	13,151	15,783	17,027	18,271	21,424	24,576
介護給付 (要介護1～5)	208	200	217	235	248	277
	157,016	154,330	167,403	180,475	188,213	208,374

※平成23年度は見込数値

(8) 短期入所生活介護

- 短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービスです。
- 短期入所生活介護のサービス基盤は比較的進んできたと見られますが、介護者の介護負担軽減のための計画的利用のほか、介護者の急な病気などで緊急に利用したいときに利用できるよう、対応の充実に努めます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

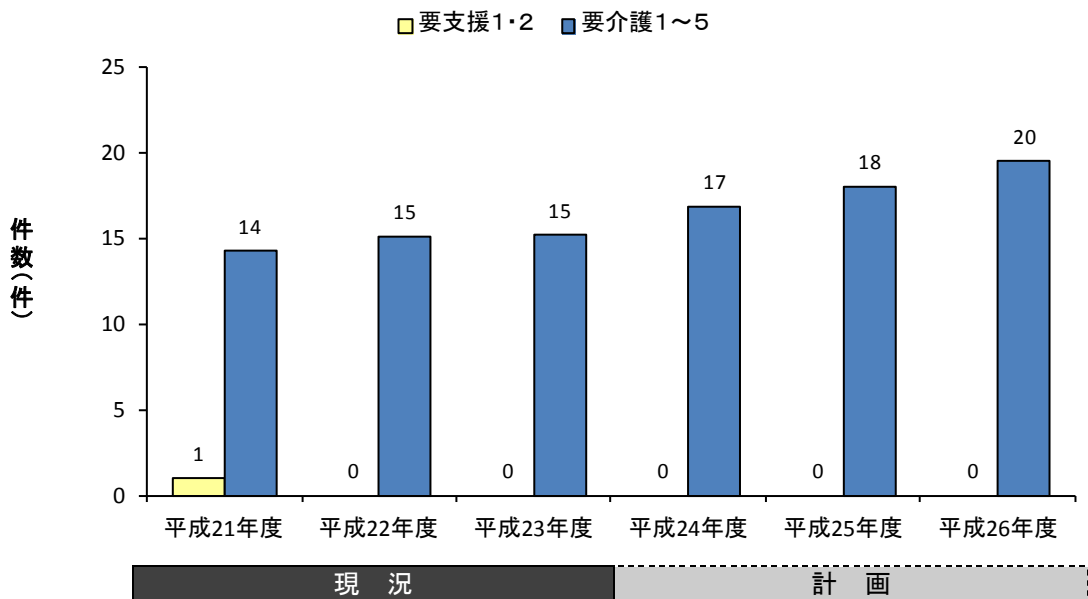
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	4 2,313	6 2,648	6 3,731	7 4,814	8 5,518	10 6,222
介護給付 (要介護1~5)	287 311,563	280 298,521	287 306,049	325 313,576	353 365,555	387 417,534

※平成23年度は見込数値

(9) 短期入所療養介護

- 短期入所療養介護は、介護老人保健施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービスです。
- 医療的ケアを必要とする人や認知症の高齢者が利用できる施設が不足していることが課題となっています。そのため、看護師等の増加配置に対する報酬改善等について国に要望するとともに、施設に対して理解と協力を求めています。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	1	0	0	0	0	0
	103	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1~5)	14	15	15	17	18	20
	12,073	11,782	12,475	13,168	14,246	15,325

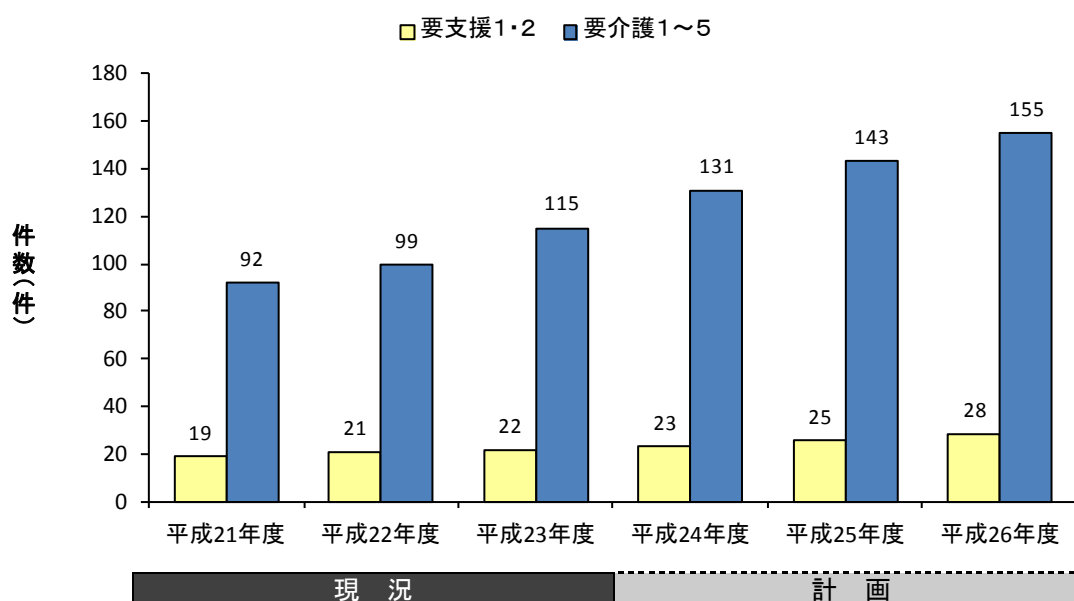
※平成23年度は見込数値

(10) 特定施設入居者生活介護

○特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウス、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅が指定を受け、入所している要支援・要介護者に入浴、排せつ、食事など必要なサービスを提供するものです。

○市内には広域型の特定施設が1か所あるほか、指定は受けていないものの、同等の機能を有する有料老人ホームが2か所、ケアハウスが1か所あることから、基盤整備については、今後の需要動向を注視しながら慎重に対応していきます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

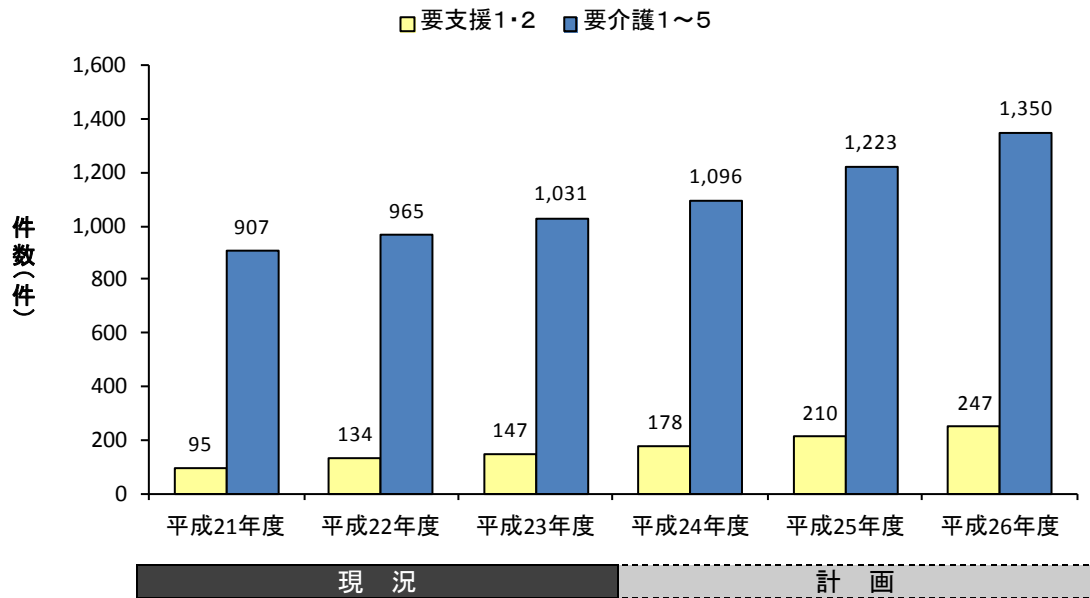
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	19	21	22	23	25	28
	19,185	20,280	21,292	22,304	24,951	27,826
介護給付 (要介護1~5)	92	99	115	131	143	155
	199,434	220,473	258,775	297,077	324,300	350,185

※平成23年度は見込数値

(11) 福祉用具貸与

- 福祉用具貸与は、特殊寝台や車いす、歩行器などを貸与するサービスです。
- 今後とも、適切なサービスの利用を促進するため、サービス利用者へのPRを行うとともに、サービス事業者については連絡調整会議を通じて普及啓発に努めます。
- 福祉用具の適切な利用を促進するため、ケアマネジャーを対象とした福祉用具の研修会を開催します。
- 介護保険対象以外にも多様な福祉用具があり、居宅生活を支援する観点から、品目の拡充について国に要望を行います。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

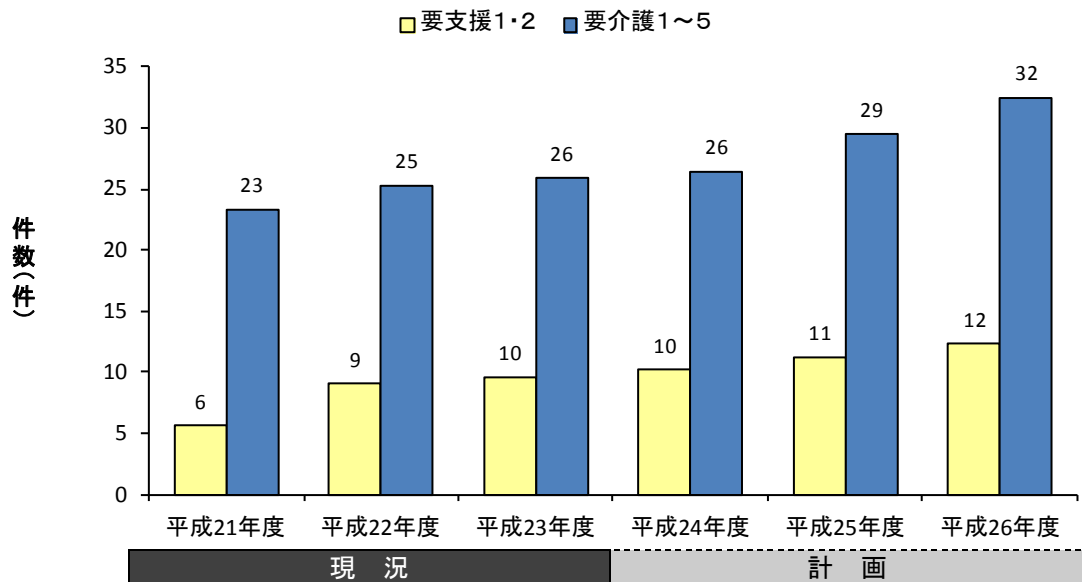
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	95	134	147	178	210	247
	8,972	12,008	14,336	16,665	20,755	24,845
介護給付 (要介護1～5)	907	965	1,031	1,096	1,223	1,350
	148,468	158,117	168,841	179,565	200,341	221,117

※平成23年度は見込数値

(12) 特定福祉用具販売

- 特定福祉用具販売は、貸与になじまない特殊尿器や入浴補助用具等の厚生労働大臣が認める福祉用具を要支援・要介護者が購入する際の費用の一定割合（9割）を支給する事業です。
- 福祉用具の適切な利用を促進するため、利用者へのPRを行うとともに、サービス事業者については連絡調整会議を通じて普及啓発に努めます。また、ケアマネジャーを対象とした福祉用具の研修会を開催します。
- 介護保険対象以外にも多様な福祉用具があり、居宅生活を支援する観点から、品目の拡充について国に要望を行います。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

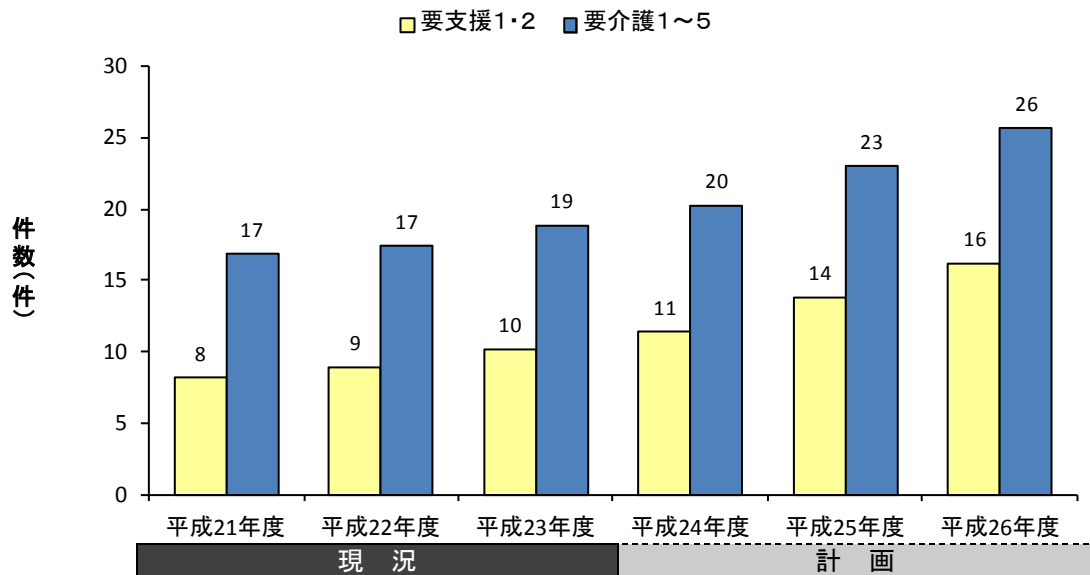
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	6	9	10	10	11	12
	1,384	2,437	2,593	2,749	3,037	3,325
介護給付 (要介護1～5)	23	25	26	26	29	32
	8,003	8,423	8,625	8,828	9,828	10,828

※平成23年度は見込数値

(13) 居宅介護住宅改修費の支給

- 居宅介護住宅改修費の支給は、要支援・要介護者が手すりの取付や段差の解消等厚生労働大臣が定める小規模な住宅改修を行う際の費用の一定割合（9割）を支給する事業で、介護保険制度では20万円が上限額となっています。
- 市では、要介護、虚弱等の高齢者が在宅生活を維持するための居宅改善費用の一部を40万5千円を限度に助成する制度として「高齢者居宅改善整備費助成事業」（3-2-4参照）を実施しており、介護保険制度の居宅介護住宅改修費と併せて利用することにより、より大規模な改修を支援しています。
- 今後とも、ケアマネジャーや改修事業者に対する研修の開催等により、適切な改修が行われるよう努めます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

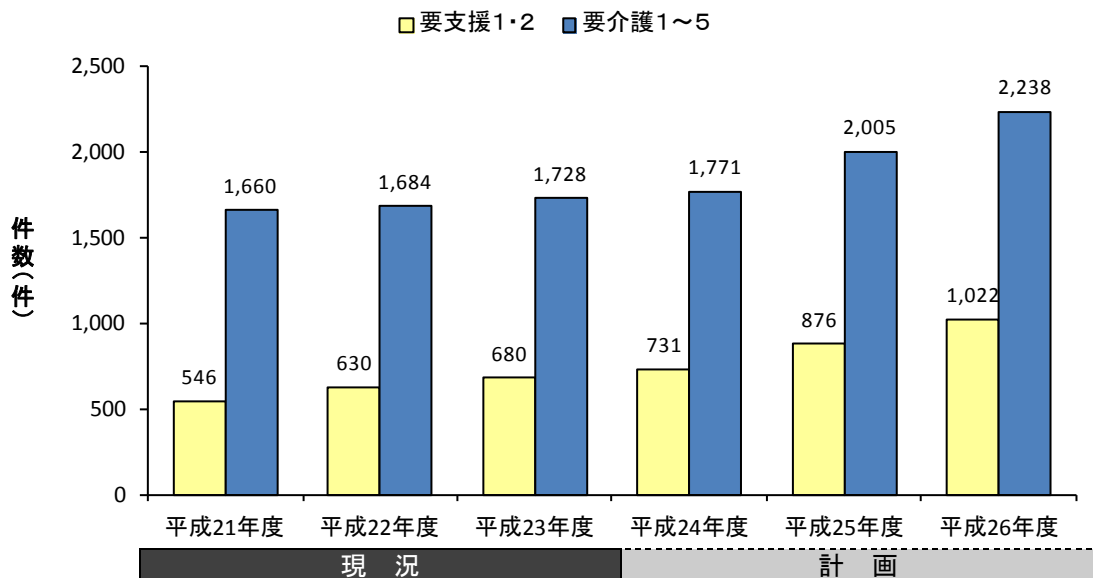
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	8	9	10	11	14	16
	10,450	11,559	13,169	14,779	17,883	20,988
介護給付 (要介護1～5)	17	17	19	20	23	26
	20,048	20,410	22,094	23,777	26,940	30,103

※平成23年度は見込数値

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

- 居宅介護支援は、要介護者が介護サービスを適切に利用できるように、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。
- 介護予防支援は、要支援者が介護予防効果の高い、適切な介護予防サービスを利用できるように、指定介護予防支援事業所として高齢者相談センター（地域包括支援センター）の職員が、介護予防サービス計画（介護予防プラン）を作成するサービスです（居宅介護支援事業所への委託も可能）。
- 今後とも、対象者数の増加に対応できるよう、サービス供給基盤の整備に努めるとともに、介護予防サービス計画については、利用者の住所地を管轄する高齢者相談センター（地域包括支援センター）が担当しますが、ケアマネジャー等と連携しながら適切なアセスメントや事後評価の実施に努めます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	546	630	680	731	876	1,022
	28,624	33,300	35,975	38,650	46,343	54,037
介護給付 (要介護1～5)	1,660	1,684	1,728	1,771	2,005	2,238
	248,801	257,395	264,065	270,735	306,354	341,974

※平成23年度は見込数値

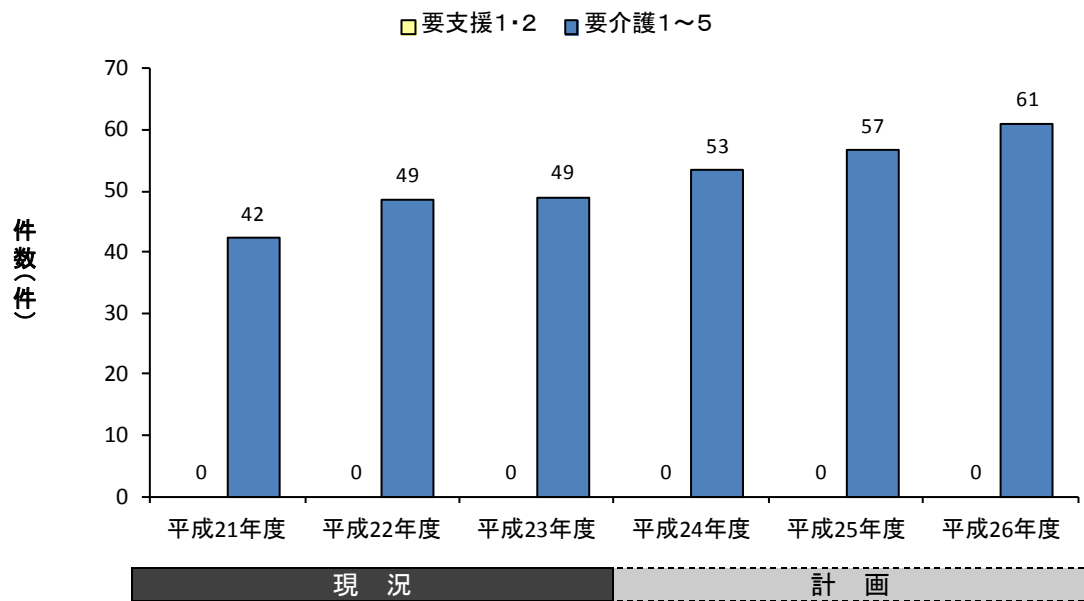
2 地域密着型サービス

(1) 認知症対応型通所介護

○認知症対応型通所介護は、在宅の認知症の高齢者に対応したサービスを提供するものです。

○現在、南部地区に2施設が整備されており、今後、未整備である他の5圏域における整備を目指します。また、認知症に対する理解の促進を図り、積極的な利用に努めます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

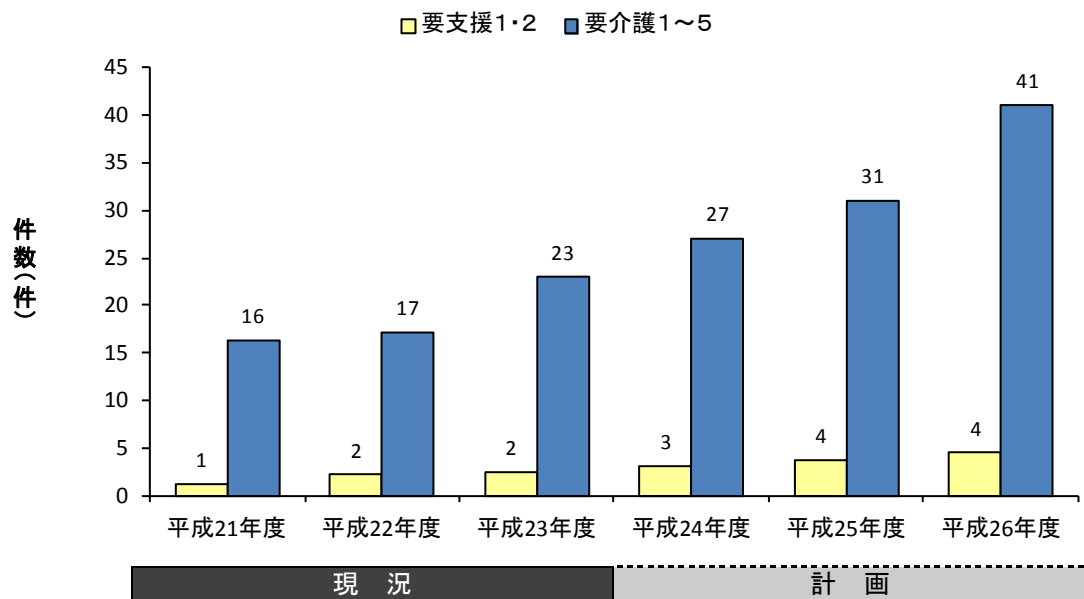
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1～5)	42	49	49	53	57	61
	39,300	42,990	42,648	47,132	50,043	53,927

※平成23年度は見込数値

(2) 小規模多機能型居宅介護

- 小規模多機能型居宅介護とは、「通い（日中ケア）」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせて提供するサービスで、利用者とサービス提供者がなじみの関係をつくりやすくするため、1事業所当たり25名までの利用登録となっています。
- 現在、南部地区及び西部地区で各1か所の合計2か所が整備されていますが、サービスの利用促進を図るとともに、地域バランスに配慮し、北部地域への新たな施設の整備が求められています。
- そのため、利用者及びケアマネジャーに対し、サービスに関するPRを行うとともに、当面は市内3か所を目標にサービス事業者の参入を促進します。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

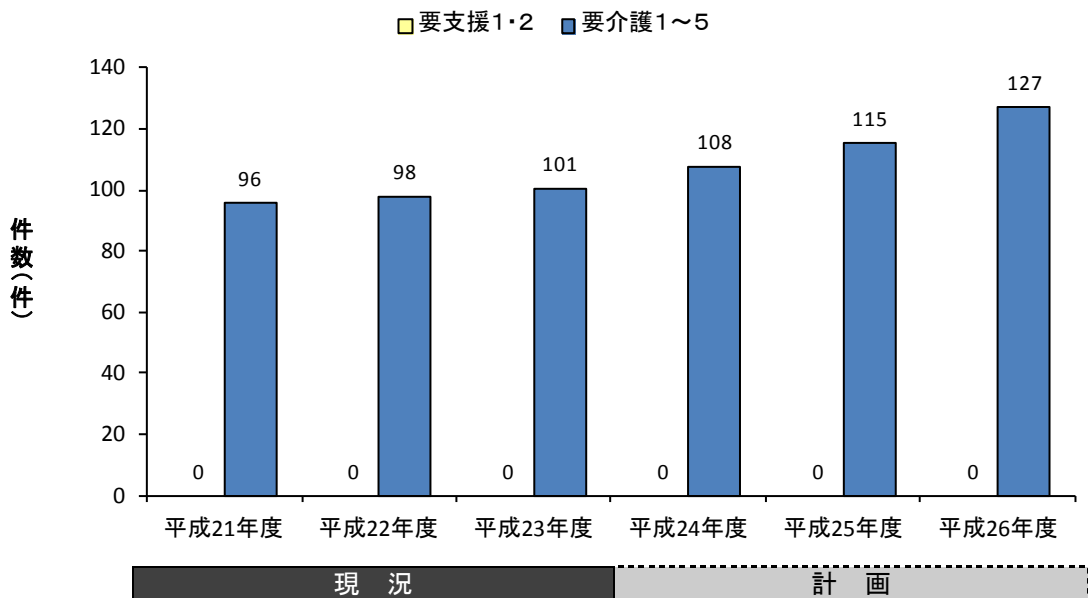
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援1・2)	1 861	2 1,312	2 1,480	3 1,843	4 2,222	4 2,653
介護給付 (要介護1～5)	16 38,356	17 40,942	23 54,671	27 63,963	31 78,481	41 96,117

※平成23年度は見込数値

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態にあり、要介護認定を受けた人が5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練を提供するサービスです。
- すでに市内には7施設126床が整備されており、サービス基盤は現在は充足している状態にあります。今後は需要動向に注視しながら必要量の確保に努めます。
- また、運営推進会議を定期的を開催するなど、より地域に開かれた施設運営を促進します。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

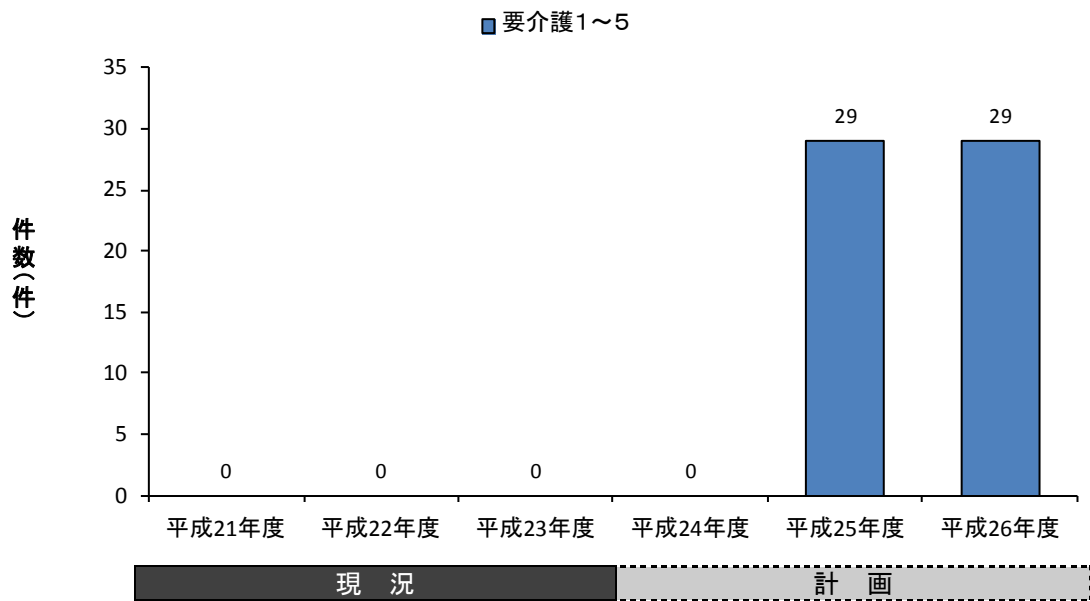
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付 (要支援2)	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1～5)	96	98	101	108	115	127
	275,992	284,661	292,436	300,211	322,220	356,800

※平成23年度は見込数値

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は定員が 30 人未満の介護老人福祉施設で提供される介護サービスのことで、
- 市内には広域の介護老人福祉施設が5 圏域に 5 か所ありますが、施設入所待機者の増加に対応するため、新たに 1 か所の地域密着型介護老人福祉施設の整備が予定されています。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数(件)、下段は年間給付費(千円)

区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付 (要介護1~5)	0	0	0	0	29	29
	0	0	0	0	98,961	98,961

※平成23年度は見込数値

〔参考〕その他の地域密着型サービスについて

本市では未整備となっておりますが、次のサービスも地域密着型サービスに位置づけられています。

〔夜間対応型訪問介護〕

- 夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行う訪問介護のことです。
- これまでのところ事業者の参入もない状況にありますが、要介護者が可能な限り居宅で生活できる地域環境を整備する上で、24時間支援する体制の一部を担うサービスとして、将来的に必要性が高まることが予測されます。
- 将来的な需要の動向を踏まえ、基盤整備の方策について調査・研究します。

〔地域密着型特定施設入居者生活介護〕

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が30人未満の小規模介護専用型特定施設で提供される介護サービスのことです。
- 市内にはすでに広域特定施設が1か所あるほか、指定は受けていないものの、同等の機能を有する有料老人ホームが2か所、ケアハウスが1か所あることから、基盤整備については、今後の需要動向を注視しながら慎重に対応していきます。

〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス〕

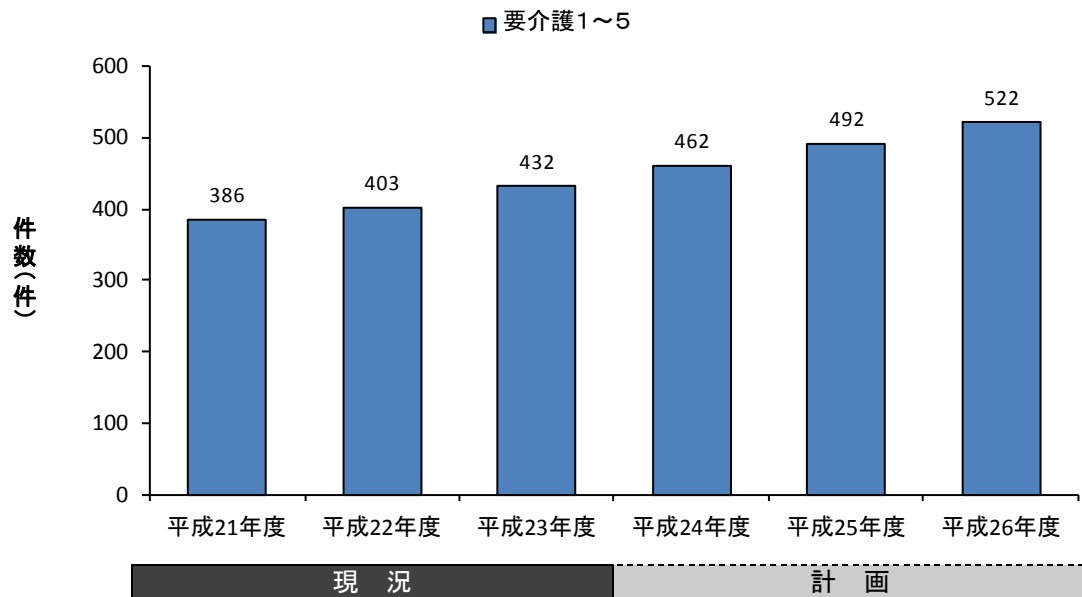
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期的な巡回又は随時通報を受けて訪問し、介護福祉士による入浴、排せつ、食事等の介護や看護師による療養上の世話や診療の補助等を提供するサービスです。
- 複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護及び訪問看護などを組み合わせて一体的に提供するサービスのことです。
- これらのサービスは、平成23年度の介護保険法改正によって新たに創設されたものであり、今後小規模多機能型居宅介護等既存のサービスの利用状況及び利用者のニーズ等を注視しながら慎重に対応するものとしします。

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 介護老人福祉施設は、入所している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供する施設です。
- 平成23年度末現在、市内には5圏域に5か所あり、535床が整備されています。
- 今後、個室型施設への転換が進む中で、待機者の動向に注視し、低所得者が安心して利用できるサービス基盤の整備に努めます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数（件）、下段は年間給付費（千円）

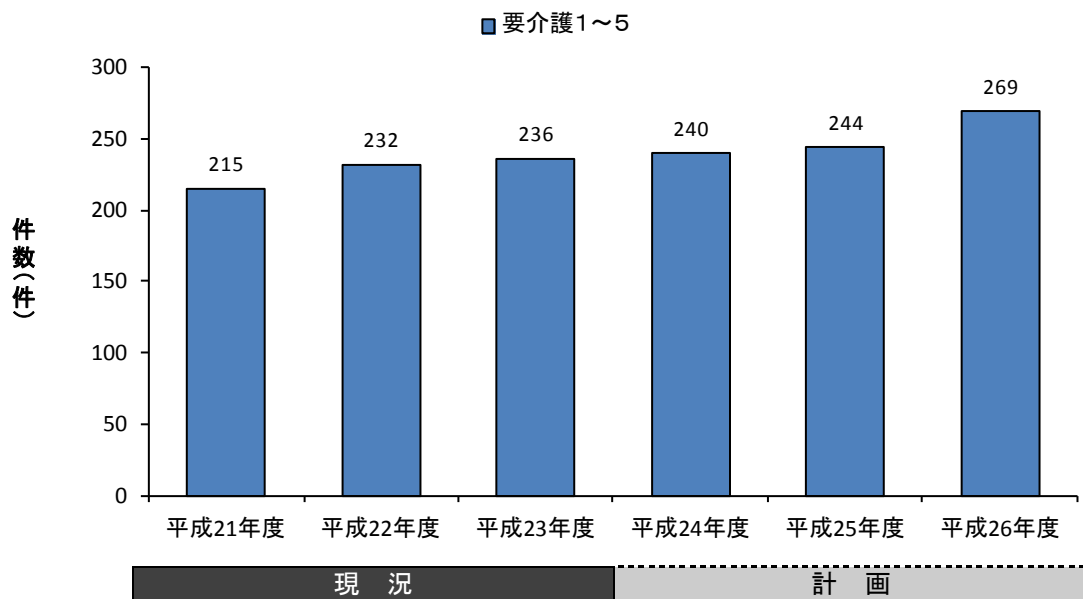
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付 (要介護1~5)	386	403	432	462	492	522
	1,152,102	1,209,752	1,287,554	1,365,356	1,460,049	1,552,334

※平成23年度は見込数値

(2) 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者が入所し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、並びに日常生活の世話を提供する施設で、平成23年度末現在、市内に2施設、244床が設置されています。
- 今後、要介護高齢者の増加及び介護療養型医療施設の廃止に伴い、需要の増加が予測されることから、サービス基盤の強化に努めます。
- また、医療的ケアを必要とする人や認知症の高齢者が利用できる施設が不足していることが課題となっています。そのため、看護師等の増加配置に対する報酬改善等について国に要望するとともに、施設に対して理解と協力を求めていきます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数(件)、下段は年間給付費(千円)

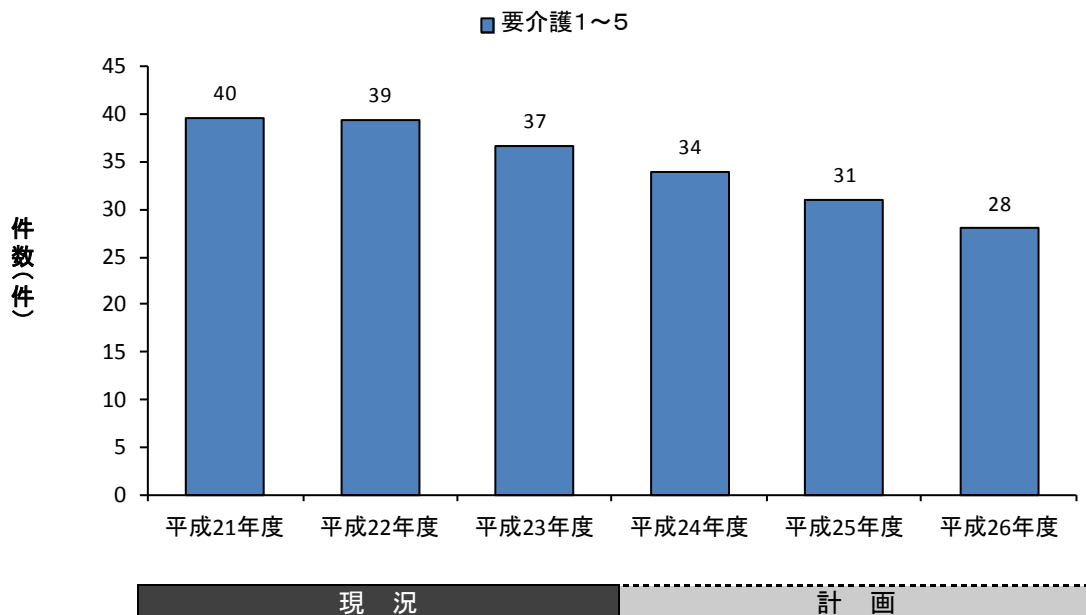
区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付 (要介護1~5)	215	232	236	240	244	269
	660,828	721,778	749,959	778,139	791,899	877,158

※平成23年度は見込数値

(3) 介護療養型医療施設

- 介護療養型医療施設は、療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設です。
- 平成29年度末をもって廃止となることから、利用者は医療療養病床や介護老人福祉施設、介護老人保健施設等に移行していくこととなります。現在、利用者の約8割が要介護5の重度者であることから、転換に伴い、医療的ケアを含む良好な療養環境をいかに保持できるかが重要な課題となっています。
- そのため、療養病床が介護保険施設等に転換する際に施設改修を要する場合には、国の交付金制度が活用できるように支援します。
- また、国に対し、転換後も引き続き適切なサービスが受けられるよう、必要な措置を講じるよう要請するとともに、療養病床が介護保険施設等に転換する際に施設改修を要する場合には、国の交付金制度が活用できるように支援します。施設との連携を強化し、利用者一人ひとりの状態や意向を尊重した円滑な移行に努めます。

図 月当たり利用件数の推移



上段は月当たり利用件数(件)、下段は年間給付費(千円)

区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付 (要介護1~5)	40	39	37	34	31	28
	170,423	172,845	162,097	151,349	138,020	124,690

※平成23年度は見込数値

第2節 標準給付費の見込み

標準給付費は介護保険の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスに係る個々のサービス給付費を合計して求めた額で、第1号被保険者の保険料の算定の基となります。

平成26年度の標準給付費見込額は、約77億8千万円となることが見込まれます。

図 標準給付費見込額の推移

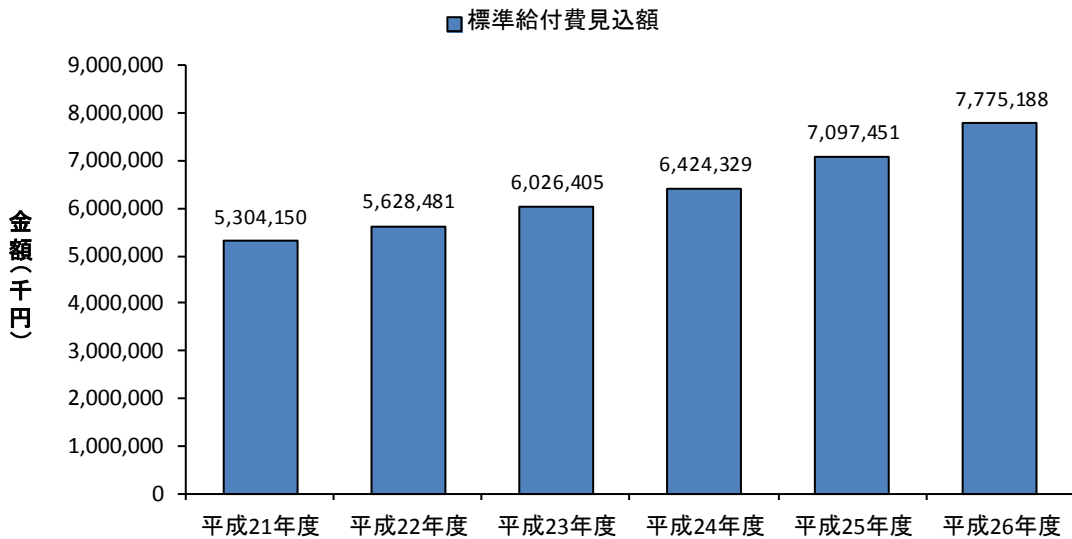


表 標準給付費見込額の推計

単位：千円

区分	現況			計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護サービス費	4,747,994	5,002,555	5,351,298	5,700,041	6,285,930	6,873,039
介護予防サービス費	227,844	258,831	291,300	323,769	380,482	440,118
特定入所者介護サービス費等給付費	227,400	241,456	252,449	263,441	283,516	303,900
高額介護サービス費等給付費	92,609	102,215	106,868	111,521	120,019	128,648
高額医療合算介護サービス費等給付額	-	14,637	15,304	15,970	17,187	18,423
算定対象審査支払手数料	8,303	8,787	9,187	9,587	10,317	11,059
標準給付費見込額	5,304,150	5,628,481	6,026,405	6,424,329	7,097,451	7,775,188

※端数処理の関係で、項目の和が計と一致しない場合があります。

※平成21年度・平成22年度は決算額、平成23年度は見込額

第3節 地域支援事業費の見込み

地域支援事業とは、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために位置付けられている事業です。

地域支援事業は「介護予防事業」、「包括的支援事業・任意事業」の2つに区分されており、全体として標準給付費の3%が上限となっています。

なお、平成23年度の介護保険法改正により、地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業が位置付けられました。しかしながら、本市では、これに相当するサービスとして、市単独による高齢者福祉サービスとして生活支援サービス、配食サービスなどをすでに実施していることから、導入については慎重に対応するものとします。

(1) 介護予防事業

介護予防事業の二次予防施策は、要支援・要介護状態になるおそれのある人に対して実施するための事業で、この計画では「2-3 要支援・要介護状態になることを予防するための施策（二次予防事業）の実施」（51ページ）に位置付けられています。

介護予防事業の一次予防施策は、この計画では「2-1 健康管理による介護予防の推進」（48ページ）各施策及び「2-2 介護予防に関する意識の向上」（50ページ）が該当します。

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）において行う「介護予防ケアマネジメント事業」や「総合相談支援」、「権利擁護事業」及び「包括的・継続的マネジメント支援」のことで、この計画では「1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とする地域包括ケア体制の整備」（44ページ）の中に位置付けられています。

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続して行くことができるようにするため、高齢者及び介護者に対して必要な支援を行う事業で、市町村は任意に実施することができます。この計画では「3-3-6 認知症に対する理解の促進」(59 ページ)、「3-3-8 徘徊高齢者等家族支援事業」(60 ページ)及び「4-1 権利擁護と介護者支援の推進」(64 ページ)が該当しています。

図 地域支援事業費の推移

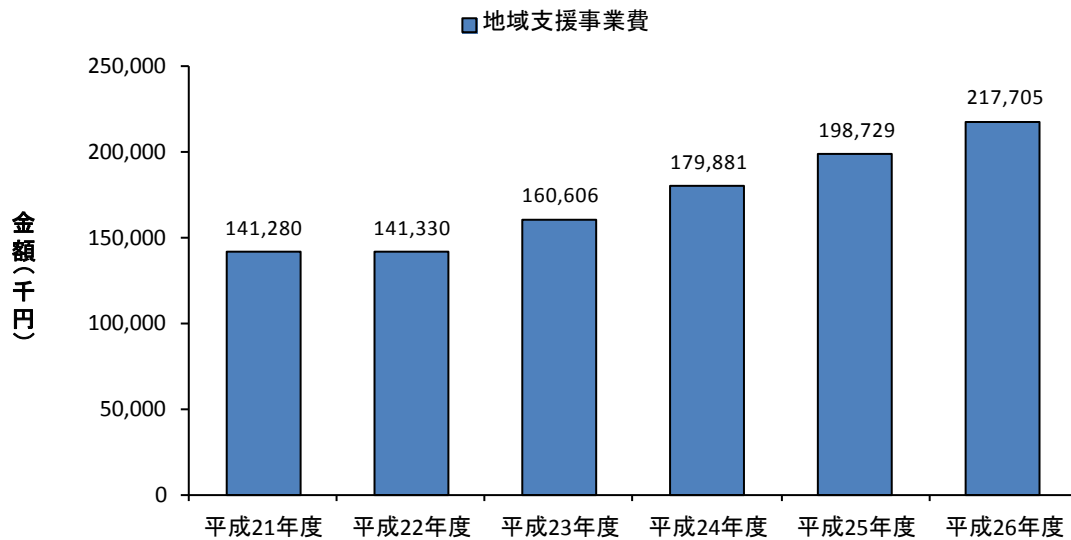


表 地域支援事業費の推計

単位：千円

区 分	現 況			計 画		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業費	141,280	141,330	160,606	179,881	198,729	217,705
介護予防事業	45,162	44,653	50,743	56,833	62,788	68,784
包括的支援事業	93,550	94,151	106,992	119,833	132,389	145,031
任意事業	2,568	2,526	2,871	3,215	3,552	3,891

※端数処理の関係で、項目の和が計と一致しない場合があります。

※平成 21 年度・平成 22 年度は決算額、平成 23 年度は見込額

※地域支援事業費の制度上の上限額（国・県交付金の対象分）

地域支援事業の事業費の上限額は、保険給付費の見込に対して政令で次の通り定められています。

区 分	給付費に占める割合
地域支援事業	3.0%
介護予防事業	2.0%
包括的支援事業・任意事業	2.0%

第4節 高齢者福祉計画において記載すべき見込量等

老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」において記載すべきサービス等の目標量は次のとおりです。

(1) 老人福祉サービス

① 養護老人ホーム

区 分	現 況			計 画		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	0	0	0	0	0	0
入所定員（人）	-	-	-	-	-	-
利用見込量（人）	40	38	36	39	39	39

② ケアハウス

区 分	現 況			計 画		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	1	1	1	1	1	1
入所定員（人）	89	89	89	89	89	89
利用見込量（人）	89	89	89	89	89	89

③ 老人福祉センター

区 分	現 況			計 画		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	3	3	3	3	3	3

④ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）及び在宅介護支援センター

区 分	現 況			計 画		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者相談センター（設置数）	6	6	6	6	6	6
在宅介護支援センター（設置数）	2	2	2	2	2	2

第5章 計画推進のために

第1節 計画推進のために

この計画を効果的に推進するため、特に次の点に配慮することとします。

(1) 制度の周知とPR

市は、この計画に記載された高齢者施策の計画的な推進を図るため、市民に対し、計画の周知・PRに努めます。中でも、介護保険制度に関する理解と普及を図るため、市民からの相談等に適切に対応しながら、介護保険関連サービスの内容や事業者に関する情報提供に努めます。

(2) 高齢者施策の総合的な推進

市は、高齢者や障がい者など、社会的弱者に対する施策については、介護保険制度にとどまらず、各種施策を積極的に推進するとともに、安心してサービスを利用できるよう、環境整備、事業者間の全体調整などの役割を積極的に果たしていきます。

(3) 市民への情報公開

サービス利用者である市民の声を重視し、利用者の満足度を高めるよう、サービスの内容、利用状況、サービス利用に関わる情報を公開し、より一層の普及に努めます。

(4) 事業の評価・点検体制の確立

この計画に記載された施策の計画的な展開を図るため、施策の点検、評価、見直しを定期的に行います。

特に、介護保険事業については、需要と供給の状況を随時点検するとともに、市民を対象とした報告及び検討の機会を確保します。

(5) 介護給付等に要する費用の適正化

介護保険制度を健全に運営するため、サービス利用者に対する給付の通知をはじめ、ケアプランチェックの推進や国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムの活用などにより、介護給付等に要する費用の適正化に努めます。

(6) 全庁的な計画推進体制の充実

この計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉はもとより、教育、まちづくり、防災、環境など、市民生活に直結する関係部局との連携と相互協力のもと、施策の推進に努めます。

第2節 国に対する要望事項

市では、介護保険制度の円滑な運営のため、国に対し積極的な支援措置を求め、特に次の事項について万全の措置を要望していきます。

(1) 介護保険制度に関する重点要望

1. 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
2. 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
3. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

(2) 介護保険制度に関する要望

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障がい者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業所及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者に対し、食費・居住費の一部を補助するなど、負担軽減措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。
- (2) 介護保険制度について、介護保険事業計画に基づき、将来にわたって安定的かつ持続可能な運営が担保されるよう、いわゆる総量規制を維持すること。

4. 第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

5. 要介護認定等について

第1号被保険者証の交付については、第2号被保険者と同様に認定者及び交付を希望する者とするなど、事務の効率化を図ること。

また、要介護認定が適正に反映されるよう見直しを行うとともに、介護状態が固定化している要介護5等の者の認定有効期間についてさらに延長し、事務の効率化を図ること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターについて、その機能が十分に発揮されるよう、職員確保や研修などの対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。

7. その他

- (1) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と十分協議するとともに、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。また、次期介護保険事業計画策定のための情報提供を速やかに行うこと。
- (2) 若年性認知症に対する支援制度を確立すること。
- (3) 障がい者支援施設等の介護保険適用除外施設が所在する市町村の負担に対する支援措置を講じること。
- (4) 介護予防及び重症化予防の観点から、生活支援サービスについて、介護

第5章 計画推進のために

保険給付の対象として維持すること。

- (5) 医療依存度の高い要介護者が、必要な介護・医療の両サービスを円滑に受けられるようにすること。

資料編

資料 1 公聴会における意見の内容

〔公聴会の概要〕

名 称	第5期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る公聴会
日 時	日時：平成23年6月26日（日）午後1時～
会 場	場所：新座市役所第2庁舎会議室5

〔発表内容〕

公述人	タイトル及び概要
公述人 1	<p>【軽度者から重度者まで在宅支援の充実について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防日常生活総合支援事業について、要支援の人たちが今までどおり選択した形のヘルパーやデイサービスを使ったりできるように、従来どおりの計画を組んでもらえるようお願いしたい。 ○在宅の認知症の方たちは苦しい思いをしていて、特に低所得者対策の在宅支援が不足している。小規模多機能型居宅介護の宿泊費について、ショートステイと同様にホテルコストに対する補足給付をしてほしい。 ○補足給付がされれば5万円6万円ということで特養に入れるが、5万円6万円ではとても在宅は維持できない。その結果、劣悪な状況の中で暮らしている方がたくさんいらっしゃる。そういう状況を何とか救ってほしい。 ○法改正の後は市民に分かりづらいものになるから、しっかりと説明をすることによって、介護保険に対する利用者、市民の信頼を確保して行ってほしい。
公述人 2	<p>【1. 要介護1だった人が要支援2になったことについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要介護1でベッドも借りて廊下に手すりをつけ、玄関には段差解消が図られたが、その後、要支援2となったため、使っていたベッドは使えなくなり、自己負担で業者から借りている。状況に応じて1割負担で借りられるよう措置すべきだ。 ○車いすがなければ買い物に行けないという人が要支援にされた。一般市民には不服申請までは考えられない。介護保険料が高いものという意識を持ってほしい。 <p>【2. 暫定サービス利用（認定結果が出るまでの間）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険の認定調査をしたが、結果は1か月くらいかかると聞いてショックを受けた。その場で地域包括支援センターに連絡するなりして、サービスを受けられることを伝えてもらいたい。困って窓口に来る人の状態を把握し、介護保険ですぐにでも使えるサービスを知らせて援助するようにしてほしい。
公述人 3	<p>【地域包括支援センターの在り方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援1・2の人がデイサービスを受けることによって、症状の改善が見られる。要支援1・2のデイサービスやデイケアを介護保険給付から外さないでほしい。 ○アンケートでは、6割の人が地域包括支援センターを「知らない」と答えているが、新宿区は「高齢者総合相談支援センター（地域包括支援センター）」として工夫している。このように、分かりやすい名称にして周知度を高めてほしい。 ○公聴会は、一人当たり3分は短すぎるので、次回から考慮してほしい。
公述人 4	<p>【介護職員の待遇改善と介護サービスの向上について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に最も身近な行政、保険者として、市は施設にもっと足を運んで、実態を把握してほしい。民間の施設経営の実態はつかみにくいとは思いますが、市民が最後まで人間らしく行き届いたサービスが受けられるよう尽力してほしい。 ○介護保険法が改正され、痰の吸引などの医療行為を介護職員にも認められることになったが、危険である。介護職員は人手不足で過重労働している状況にあり、待遇を抜本的に改善するよう国に要求してほしい。

公述人	タイトル及び内容要旨
公述人 5	<p>【介護保険制度の見直しについて】</p> <p>○3年ごとの見直しで制度は良くなるどころはなく、電動ベッドの取り上げやサービスに制限が出て利用者は大変困ることが起きた。今年の見直しでは介護保険の軽い人は介護保険から外すとされている。介護度が軽いからといって介護保険から外さないでほしい。国の制度で外されても、新座市の福祉で見てほしい。</p>
公述人 6	<p>【介護保険に対する要望について】</p> <p>○新座市はリハビリのできる通所施設が少なく、場所も偏っている。自宅での自主リハビリには限りがあるため、デイケア施設増設の支援をお願いしたい。</p> <p>○認定調査の立会いは、ケアマネジャーは利用者によりに誘導するという理由で、新座市では認められていない。ケアマネジャーをもっと信頼し、認定調査への立会いを認めてほしい。</p> <p>○胃ろう、経管栄養、人工呼吸器などを造設している人の短期入所先がほとんどない。老健、特養などでの受入れが少しでも増えるように取り組んでほしい。</p> <p>○同じ制度を利用するのに、事業者によって理解や解釈の違いがある。年に1回でも市内の事業所を集合させ、法令遵守の周知等をするとともに、情報を共有し、信頼や連携、交流ができるよう手助けをお願いしたい。</p> <p>○新座市ケアマネネットワークという任意の団体があるが、市や包括と連携ができればサービス事業所も含めてなお一層の信頼の構築ができると思う。</p>
公述人 7	<p>【高齢者の生きがいについて】</p> <p>○いきいき広場は、近くに小学校もあり、子どもたちの様子を見たり、声を聞いたりしながら、みんなが楽しく過ごしており、新座にはこんなよいところがあると感じている。</p> <p>○介護保険制度は、みんなが利用しやすいということと、元気なお年寄りのために、豊かに幸せに暮らしていけるような制度であることを望んでいる。</p>
公述人 8	<p>【日常生活圏域ニーズ調査について】</p> <p>○今後、高齢者は増えてくるので、1階の家具を2階に移動したいなどの場合に、一つの電話で何でもできる課というのを要望したい。</p> <p>○日常生活圏域ニーズ調査はあまり意味がないのではないかと。質問事項も首を傾げるところもある。</p>
公述人 9	<p>【介護保険の具体的な利用の仕方について】</p> <p>○介護保険は、誰でも利用できることが大切だ。しかし、制度を理解していない高齢者が多いので、講習会などによって、保険料を払っている人全員が利用できるように、わかりやすく説明してほしい。</p>

資料 2 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第 5 期) 素案に対する意見等について

平成 23 年 12 月 1 日から平成 23 年 12 月 14 日の期間において、パブリックコメントに準ずる市民等への意見募集及び新座市議会各会派に対する意見照会を実施しました。

意見の概要及び意見に対する新座市介護保険事業計画等策定委員会の考え方は次の表のとおりです。

No	計画書記載頁	意見の概要	策定委員会の考え方
1	65	〔4-1-3 成年後見制度の普及と支援〕 現在、東京大学と埼玉県シルバー連合による、市民後見人養成講座を新座市シルバー人材センター会員 20 名が受講中です。 今後は広報活動等及び市長申し立てについても、法人事業の中で平成 25 年から受任できるよう計画中です。	新座市シルバー人材センターの市民後見制度への取組状況等を詳述していただきましたが、第 5 期計画素案の該当部分の変更等は必要ないと判断しました。
2	—	日常生活圏域ニーズ調査の詳細分析継続希望の件 今年 3 月に出了された日常生活圏域ニーズ調査結果報告書では地域包括支援センターに認知度の低さが出てきました。 今後、地域包括支援センターが効率よく地域の高齢者への訪問を行うため、今回の調査の詳細な分析を継続していただきたいと考えています。	平成 23 年 1 月に新座市が実施した日常生活圏域ニーズ調査の結果をもとに、地域包括支援センターが今後なすべきことを詳述していただきましたが、第 5 期計画素案の変更等は必要ないと判断しました。
3	—	夫が物忘れが出てきて、妻の自分は混乱しつつ介護保険の手続きをしました。 要支援 1 の認定が出て、デイサービスを開始しましたが、要支援 1 では週 1 回の利用しかできません。 適正な認定結果が出て、安心して介護できるようお願いします。	介護サービス利用者の方の個別的・具体的な意見でありますので、第 5 期計画素案の変更等は必要ないと判断しました。
4	—	1. 介護保険認定審査会の整合性を希望します 市内在住の方から、どうして認知症があると言われた妻が要支援 2 で認定結果が変わらないのか、4 年も介護しているのに大変だと言われ、介護の労力が反映されていないと苦悩されています。 主治医にも連絡を取り、家庭での状況を伝えていますが、審査会の整合性化へ支援していただきたいです。	介護サービス利用者の方の個別的・具体的な意見を他の人が代弁したものでありますので、第 5 期計画素案の変更等は必要ないと判断しました。
	59	2. 第 5 期計画素案について ①3-3-5 配食事業も、介護保険の申請を必須として、適正な利用を望みます。	配食サービス事業は、ひとり暮らし高齢者世帯等を対象に見守りも兼ねた事業として考えており、第 5 期計画素案の変更等は必要ないと判断しました。
	62 63	②3-4 事業者、ケアマネの質的向上等において ケアマネ会議が伝達場になりがちで、検討・話し合いの場にすべく、保険者もバックアップして全事業所参加等により保険者が質の向上を目指すべきです。	第 5 期計画素案に明記してあるので、変更の必要はないと判断しました。

No	計画書 記載頁	意見の概要	策定委員会の考え方
4	49	③2-1-4 現状では65歳以上においては保健センターに該当しないとして、要請できない状況でありますので、「引き続き」の文言は外していただいでよいかと思ひます。	これまでも、必要に応じ連携を図ってきたとのことであります。第5期計画素案を変更する必要はないと判断しました。
	—	④認定者数増加による介護保険費用抑制について念のために申請する市民もいます。申請や更新時の費用が年間概算で600万円分の費用が使われている。利用予定のない市民への申請抑制について、考える時期だと思ひます。	引き続き、制度周知の徹底を図る必要はあると考えますが、第5期計画素案を変更する必要はないと判断しました。
5	全体	〔地域包括支援センターの表記について〕 地域包括支援センターは、平成24年度から「高齢者相談センター」へ名称が変更されるので、変更後の名称で記載する方がよい。	地域包括支援センターの表記については、「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」とします。
	33	〔図 地域包括ケアの連携フロー〕 相談・発見の部分の「地域住民・自治会等」を「地域住民・町内会等」とする方が、新座市に合っていると考えます。	御意見のとおり、修正します。
	33	〔図 地域包括ケアの連携フロー〕 地域ケア会議の外側に、「町内会・自治会・地区社協」とあるが、そこに地域福祉推進協議会も記載すべきと考えます。	地域福祉推進協議会の構成メンバーは、町内会、自治会、地区社協、民生委員等になっており、地域福祉推進協議会と重複することから、現素案のとおり省略してよいと考えます。
	38	〔第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策〕 第4期計画での成果の記述がありません。記載すべきと考えます。	成果について、次のとおり加筆します。 これまでも、高齢者等が外出しやすい環境を整えるため、道路・公共施設整備等に併せバリアフリー化を進め、また公民館、学校教育の場においても高齢者等の生きがい、社会参加を促進する事業を展開してきました。
	45	〔1-1-3 在宅介護センターによる事業の実施〕 【具体的内容】の記述がありません。 市職員体制の強化、スキルアップについて記述する必要があると考えます。	具体的内容について、次のとおり加筆します。 【具体的内容】 ・高齢者の身近な相談窓口として活用を図る。 ・介護予防教室等の実施拠点として活用を図る。 職員体制の強化、スキルアップについては、第5期計画素案に対する意見としてはそぐわないものと判断しました。
	58	〔3-3-3 災害時要援護者対策の推進〕 平成23年度に災害時要援護者支援システムが導入されたことを記載すべきと考えます。	具体的内容の中で、次のとおり加筆します。 【具体的内容】 ・災害時要援護者支援システムの導入
6	44	1 地域包括支援センターの体制強化及び『高齢者相談センター』への名称変更について、大賛成です。	第5期計画素案に対する評価として受け止めます。
	23 72 77	2 サービスの見込量などについて サービスが向上することは良いことだと考えますが、過大なサービス量を見込むと介護保険料を値上げしないとやっていけなくなります。 見直しを含め検討くださるようお願いいたします。	サービス見込量及び標準給付費の見込みについて、基盤整備の方向を明確にした上で見直します。

資料3 ワークショップの経過

「新座市高齢者福祉計画 新座市介護保険事業計画 第5期計画」を策定するに当たり、日ごろから高齢者の支援に直接関わっている地域包括支援センター及び介護サービス事業所の職員が参画し、地域の課題及び解決方法を検討するため、ワークショップを開催しました。

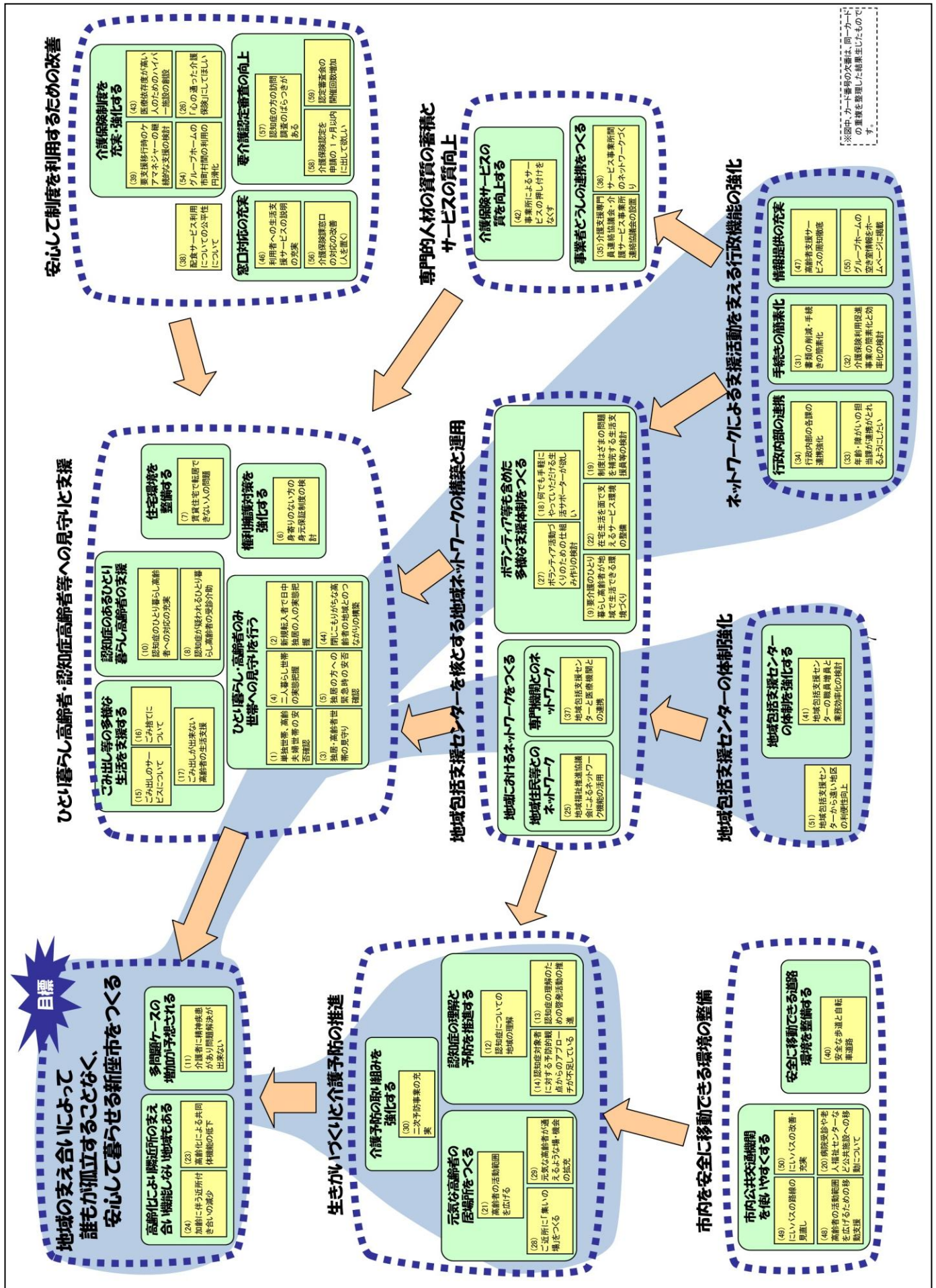
〔構成メンバー〕

所 属	職 種
東部第1地域包括支援センター	保健師等
東部第2地域包括支援センター	主任ケアマネジャー
西部地域包括支援センター	社会福祉士
南部地域包括支援センター	社会福祉士
北部第1地域包括支援センター	主任ケアマネジャー
北部第2地域包括支援センター	保健師等
新座病院在宅介護支援センター	ケアマネジャー
居宅介護支援事業所 山吹	ケアマネジャー
グループホーム健康倶楽部新座	管理者
多機能ホームまどか	管理者
NPO法人さわやか学舎	管理者
新座市社会福祉協議会訪問介護事業所	サービス提供責任者

〔開催経過〕

月 日	回次	内 容
平成23年 6月24日（金）	第1回	ワークショップの進め方について 課題シート発表とフリートーキング1
7月8日（金）	第2回	課題シート発表とフリートーキング2
7月15日（金）	第3回	課題シート発表とフリートーキング3
8月19日（金）	第4回	日常生活圏域ニーズ調査結果及び現行計画の評価結果 について
8月26日（金）	第5回	目的関連図の作成1
9月16日（金）	第6回	目的関連図の作成2
9月30日（金）	第7回	重点課題と施策の提案

図 ワークショップの検討結果のまとめ（目的関連図）



資料 4 策定体制及び策定経過

1 新座市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(平成10年9月4日告示第171号)

(設置)

第1条 本市の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定し、両計画の見直し等を行うため、新座市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関して調査し、及び審議すること。
- (2) 計画策定後の進行管理及び事業の評価に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療保健関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保険料負担事業所関係者
- (5) 被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康増進部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成10年告示第171号)

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 平成14年3月31日以前に任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成12年告示第18号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成12年告示第288号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成16年告示第380号)

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第389号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 新座市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

任期：平成23年4月1日～平成26年3月31日 敬称略

構成	所属等	氏名	備考
学識経験者	立教大学	はしもと まさあき 橋本 正明	委員長
	十大文字学園女子学 大	みやき みちこ 宮城 道子	
医療保健関係者	朝霞地区医師会部 新座支	くすやま ひろゆき 楠山 弘之	
	朝霞地区歯科医師会部 第二支	かねこ ひろあき 金子 容明	
	朝霞地区薬剤師会部 新座支	はたなか のりこ 畑中 典子	
	埼玉県朝霞保健所	ふじい としお 藤井 敏雄	
	看護師	みやざき ひろこ 宮崎 祐子	
福祉関係者	堀ノ内病院	はなだ あい 花田 愛	
	指定介護施設 老人福祉施設	かりや つねお 狩谷 恒雄	副委員長
	北野病院	ばんば ふたば 番場 双葉	
	通所介護（デイサー ビス）センター	かみや みのる 神谷 稔	
	社会福祉協議会	みやざき みつる 宮崎 満	
	民生児童委員協議会	すだ くにひこ 須田 邦彦	
保険料負担 事業所関係者	商工会	かねこ かずお 金子 和男	
被保険者代表	第1号被保険者	はた あきつぐ 畑 昭次	
	第2号被保険者	なかた たくじ 仲田 拓司	
	老人クラブ連合会	ちば しげのぶ 千葉 重信	
	婦人会連合会	おおみや あきこ 大宮 明子	
	町内会連合会	もとはし あきお 本橋 秋男	
	連合埼玉朝霞・会 東入間地域協議会	つちや こういち 土屋 幸一	

順不同

3 新座市介護保険事業計画等策定委員会開催経過

開催年月日	議題及び配布資料
平成 23 年 5 月 16 日	第 1 回新座市介護保険事業計画等策定委員会 (1) 平成 23 年度新座市介護保険事業計画等策定委員会の開催に係る年間スケジュールについて (2) 新座市日常生活圏域ニーズ調査結果報告書について (3) 第 5 期計画策定に係る主要課題について
	[配布資料] ① 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期）策定スケジュール（案） ② 新座市日常生活圏域ニーズ調査調査結果報告書 ③ 新座市介護保険事業の推移について ④ 介護保険制度の見直しについて
6 月 26 日	公聴会
8 月 12 日	第 2 回新座市介護保険事業計画等策定委員会 (1) 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）における施策及び事業の評価結果について (2) 新座市日常生活圏域ニーズ調査結果の概要及び追加分析について (3) 第 5 期計画策定に係るワークショップの経過について
	[配布資料] ① 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）における施策及び事業の評価結果について ② 新座市日常生活圏域ニーズ調査結果の概要及び追加分析について ③ 第 5 期計画策定に係るワークショップの経過について
10 月 13 日	第 3 回新座市介護保険事業計画等策定委員会 (1) 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子について (2) 第 5 期計画期間中の保険料の考え方について (3) 平成 22 年度介護保険事業特別会計決算報告について
	[配布資料] ① 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る骨子（案） ② 第 5 期計画に係るワークショップ成果報告書 ③ 市内高齢者福祉施設及び介護保険事業所等の設置状況一覧表 ④ 第 5 期計画期間中の保険料の考え方 ⑤ 第 5 期計画期間中の介護給付費見込量（案） ⑥ 平成 22 年度介護保険事業特別会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書
11 月 2 日	第 4 回新座市介護保険事業計画等策定委員会 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
	[配布資料] 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）
12 月 1 日 ～12 月 14 日	新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期）素案に対する意見等の募集

開催年月日	議題及び配布資料
平成 24 年 1 月 12 日	第 5 回新座市介護保険事業計画等策定委員会 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係る新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集の結果について
	〔配布資料〕 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係る新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集の結果について
1 月 23 日	第 6 回新座市介護保険事業計画等策定委員会 (1) 「第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」答申書（案）について (2) 答申
	〔配布資料〕 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（答申案）

資料 5 諮問・答申

諮 問

新 介 発 第 273 号
平成 23 年 5 月 16 日

新座市介護保険事業計画等策定委員会
委 員 長 橋 本 正 明 様

新座市長 須 田 健 治

新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期）について（諮問）

介護の社会化を標榜し、新たな社会保険制度として平成 12 年 4 月に施行された介護保険制度は 11 年が経過し、着実に市民の皆様に浸透してきました。

この間、本市では「高齢になってもいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の構築」を目標に、高齢者福祉施策及び介護保険事業等の充実・推進を図ってまいりました。

今後、高齢化が進展し、様々な支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、新たに平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とする『新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第 5 期）』を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

答 申

平成 24 年 1 月 23 日

新座市長 須 田 健 治 様

新座市介護保険事業計画等策定委員会
委 員 長 橋 本 正 明

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画について（答申）

平成 23 年 5 月 16 日付け新介発第 273 号で諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた 20 人の委員で協議を重ね、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第 5 期計画）」を策定しましたので、ここに答申いたします。

資料 6 新座市の高齢者保健福祉に関する主な施策の歩み

年 月	事 項
昭和 38 年 7 月	【老人福祉法制定】
48 年 1 月	○ねたきり老人等手当支給事業開始
49 年 7 月	○老人福祉センター開設
12 月	□乳がん検診（集団）の開始
52 年 4 月	○電話料補助事業開始
55 年 4 月	□一般健康相談の開始
5 月	○第二老人福祉センター開設
6 月	○入浴援護事業開始
56 年 5 月	□循環器検診（集団検診方式）の開始
57 年 8 月	【老人保健法制定】
58 年 4 月	□健康相談の開始
6 月	シルバー人材センター設立
10 月	○ホームヘルプサービス事業開始
59 年 4 月	□保健センター開設 □栄養教室の開始
60 年 7 月	□機能回復訓練の開始
61 年 1 月	□自主機能回復訓練の開始
10 月	□1 日健康教室の開始
12 月	【老人保健法改正】（老人保健施設の創設）
62 年 4 月	○高齢者と障がい者の住みよい住宅整備資金貸付事業開始
6 月	○緊急連絡システム事業開始
63 年 4 月	○老人短期入所運営事業開始 □健康づくり講演会の開始
6 月	○老人デイサービス事業開始
平成 元年 12 月	【ゴールドプラン策定】（高齢者保健福祉推進 10 か年戦略）
2 年 4 月	○高齢者サービス調整チームの設置
6 月	□胃がん・子宮がん検診（個別）の開始 □成人歯科検診の開始
3 年 4 月	□肺がん検診の開始 【老人保健法改正】（公費負担見直し、老人保健看護制度創設）
6 月	□大腸がん検診の開始
4 年 6 月	□訪問指導の開始
10 月	○入浴助成事業開始
5 年 4 月	○寝具乾燥車派遣事業開始
5 月	○老人日常生活用具給付等事業開始 □乳がん検診（個別）の開始
6 月	「福祉と保健の総合プラン」を策定 ○高齢者賃貸住宅家賃助成事業開始
7 月	福祉の里（老人福祉センター、老人障がいデイサービス併設）
6 年 3 月	【彩の国ゴールドプラン策定】
12 月	【新ゴールドプラン策定】
7 年 1 月	□訪問看護ステーションの開設
4 月	○老人介護支援センター運営事業開始 ○高齢者居宅改善整備費助成事業開始 □骨粗しょう症・女性の健康づくり健診の開始
8 年 6 月	○高齢者住宅の開設
7 月	○高齢者住宅改良（リフォーム）ヘルパー派遣事業開始

年 月	事 項
9年 6月	□在宅ねたきり高齢者等訪問歯科保健事業の開始
10月	□基本健康診査事後生活習慣改善指導の開始
平成 9年 12月	【介護保険法制定】
10年 4月	介護保険準備室を設置
10月	新座市介護保険事業計画等策定委員会を設置
11年 10月	高齢者福祉課と介護保険準備室を統合し、介護福祉課が設置される。
12年 2月	新座市介護保険事業計画等策定委員会から答申がなされる。
3月	新座市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）を策定
4月	介護保険制度がスタート
	○高齢者生活支援サービス事業開始
	○介護保険利用促進事業補助金交付事業開始
	○高齢者配食サービス事業開始
13年 1月	○高齢者と障がい者の移送サービス費助成事業開始
4月	○徘徊高齢者等家族支援サービス事業開始
6月	○新座市基幹型在宅介護支援センター設置
	○高齢者訪問理美容サービス事業開始
12月	□インフルエンザ予防接種（65歳以上）実施
14年 10月	【老人保健法改正】
	□前立腺がん検診開始
15年 4月	△第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画スタート
	△介護保険料の6段階制度実施
	○成年後見制度における市長の審判請求手続事業開始
	○地域権利擁護事業利用料助成金交付事業開始
	○介護度軽快者居宅サービス利用料助成金交付事業開始
16年 4月	【要介護認定有効期間の延長（最大2年）】
5月	□乳がん検診にX線撮影（マンモグラフィ）検査導入
17年 1月	高齢者施策部門が高齢者福祉課と介護保険課に分課
6月	【改正介護保険法成立】
10月	【施設給付等の居住費・食費の見直し実施】
	【特定入所者介護サービス費の給付開始】
	【介護保険高額介護サービス費の見直し（4段階区分）】
18年 4月	△第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画スタート
	△介護保険料の7段階制度実施
	△地域密着型サービス事業開始
	□健康づくり行動計画「元気の出るいきいき新座21プラン」スタート
18年 4月	【高齢者虐待防止法施行】
	△介護予防一般高齢者施策による介護予防普及啓発事業開始
7月	□基本健康診査受診時の生活機能評価実施
19年 1月	△新座市高齢者虐待等緊急ショートステイ要綱施行
19年 4月	△新予防給付開始
	△地域包括支援センター運営開始（6圏域、6センター）
	△介護予防一般高齢者施策による介護予防教室等を開始
	△介護予防特定高齢者施策による通所型及び訪問型事業を開始
20年 4月	△基本健康診査の終了（老人保健法廃止）に伴う生活機能評価健診業務開始
21年 2月	△地域支援事業（任意事業）として、家族介護者教室開始
4月	△第4期計画開始
	△介護保険料段階の多段階化（実質10段階）
7月	△認知症サポーター養成講座開始
21年 3月	△新座市介護職員処遇改善臨時特例基金設置
4月	高齢者福祉課が長寿支援課に名称変更

年 月	事 項
7 月	△新座市通信制ホームヘルパー 2 級養成講座受講費助成事業開始 (21 年度及び 22 年度に限り実施)
10 月	【介護職員処遇改善臨時特例交付金事業開始】
22 年 3 月	△市内グループホームのスプリンクラー整備事業に対し補助金交付 (新座市地域介護・福祉空間整備費補助金交付要綱)
～10 月	
5 月	○老人福祉センターの愛称募集の実施 (老人福祉センター「えがおの里」、第 2 老人福祉センター「元気の里」に決定)
9 月	○75 歳以上高齢者の所在確認実施 (平成 23 年 5 月まで)
23 年 1 月	△日常生活圏域ニーズ調査 (悉皆) 実施 △要介護等認定に係る末期がん患者に対する介護認定審査会の意見付記開始
4 月	△新座市介護保険住宅改修費等受領委任払実施要綱施行 △介護保険要介護等認定有効期間の延長開始 (更新及び区分変更申請に係るもの)
7 月	△西部地域包括センターの職員体制の強化
10 月	△介護保険料コンビニ収納開始 △介護予防基本チェックリスト結果通知実施
24 年 1 月	○新座市災害時要援護者支援制度実施要綱制定
3 月	△地域包括支援システムオンライン化開始
4 月	△第 5 期計画開始 △介護保険料の多段階化 (実質 12 段階) △地域包括支援センターの名称を高齢者相談センターに変更するとともに、職員体制の強化を実施 △介護保険要介護等認定有効期間の延長開始 (新規申請に係るもの) 地域支援事業に係る事務を介護保険課から長寿支援課に移管

※【 】は、国及び県の主要施策

※市の施策のうち□は老人保健、○は高齢者福祉、△は介護保険に関する事業

新座市高齢者福祉計画
新座市介護保険事業計画
第5期計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年2月策定

発行 新座市
編集 新座市健康増進部介護保険課
〒352-8623 埼玉県新座市野火止 1-1-1
Tel 048-477-1111 (代)
Fax 048-482-5882
